

戦後80年

— 未来につなぐ平和と記憶



広島平和研究所
ブックレット

HPI
BOOKLET

VOL. 12

2026年8月

AUGUST 2026

広島市立大学
広島平和研究所

HIROSHIMA PEACE INSTITUTE (HPI)
HIROSHIMA CITY UNIVERSITY

戦後80年——未来につなぐ平和と記憶

広島平和研究所ブックレット

12

はじめに

梅原 季哉

「私たちは、今いちど、広島へと戻らなければなりません」、「私たちは学ぶことができるのです。ただし、学ぶためには記憶が必要であり、記憶を保つには努力が必要です」

二〇二五年七月二二日に広島国際会議場で行われた国際シンポジウムの冒頭、ノルウェー・ノーベル委員会のヨルゲン・フリードネス委員長は、ビデオメッセージを通じて、そう語りました。同委員会が前年のノーベル平和賞を日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）へ授与したことも踏まえつつ、同委員長自身の言い回しを借りれば、昨今の「地政学的な騒音が増す時代」の中で認識すべきこととして投げかけられた指摘でした。

これはまさに、本書の背景にある問題意識そのものといえます。

広島平和研究所は、研究や学術調査などの成果を広く市民の皆さまにお知らせするために、戦争や平和にかかわる様々な問題をテーマとした国際シンポジウムや、連続市民講座、研究フォーラムなどを随時開催しています。それらの発信内容をわかりやすい形で記録にとどめ、現代社会における、世界平和の構築に向けた問題提起の一助とすることをめざして、この小冊子シリーズ「広島平和研究所ブックレット」を二〇一四年度から毎年、発行してきました。

その第一二巻となる本書『戦後80年——未来につなぐ平和と記憶』は、戦後八〇年という節目にあたって、現在に至るまでの「記憶」、あるいは来し方を改めて踏まえつつ、これから見通して「学ぶ」という趣旨に沿った内容となっています。具体的には、平和研が二〇二五年に主な企画として行った活動に基づく形で、大きく分けて二部構成でお届けします。

第I部は、冒頭に挙げた国際シンポジウム「未来への記憶の遺産——原爆資料をどう継承するか」（主催…広島平和研究所、中国新聞社、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA））における、各登壇者からの報告内容の再録が柱となっています。具体的には、一九四五年八月の広島と長崎における原爆投下という歴史的事件や、その被害を受けた被爆者の方々が

主体となって続けてきた反核平和運動の歩みについて、将来の世代に向けて記録を残していくことの重要性を改めて認識し、課題を考える内容です。

二〇二五年のシンポジウムではまた、この課題が国際社会全体にとっても重要な意味を持つということを確認し、共有するために、最初にご紹介したようなフリードネス委員長ビデオメッセージに、日本語字幕を付けて上映いたしました。本書には、その日本語訳全文を特別に収録しています。

本編の第1章「日本被団協の足跡を未来につなぐ——「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」のとりくみと課題」（栗原淑江）は、シンポジウムでの基調講演の内容を元に、本書収録のために加筆修正したものです。さらに、第2章「資料を残し伝え続ける——資料館収蔵特別コレクションより」（落葉裕信）、第3章「原爆資料を未来へつなぐ——連載「ヒロシマ ドキュメント」の取材から」（水川恭輔）、第4章「残された資料から見る長崎の被爆者運動の歩み」（山口響）の三編が続きます。いずれも、シンポジウム当日に会場で発信された皆さんのお話を元に、一部を再構成したり加筆修正したりした文章となっています。

第Ⅱ部は、広島平和研究所が二〇二五年一〇月二四日から十一月二七日にかけて、オン

ラインで配信した連続市民講座「広島から戦後八〇年と平和を考える」の講義五回分について、担当した平和研の研究員が新たに加筆修正したものです。

具体的には、第5章「平和・非核国家」としての規範の形成と変容——戦後日本のアイデンティティと核兵器」（梅原季哉）、第6章「反核運動史概観——八〇年のあゆみ」（竹本真希子）、第7章「平和都市」 広島の原点」（森上翔太）、第8章「国際原子力機関——原子力の法規制の現在地」（大下隼）、第9章「核の傘」の当事者性——私たちは何を問われているのか」（佐藤史郎）という五編で構成されています。いずれも、それぞれの専門に関連した事象について解説しています。

記憶を引き継いで記録に残し続け、それらに基づいて学んでいく——そうした営みの一環として、そしてこれからの広島、日本、さらに世界が少しでも平和に近づいていくための道筋を読者の皆さんが考えていく上で、本書がささやかな一助となれば幸いです。

（文中敬称略）

目次

はじめに……………(梅原 季哉)…………… i

第I部

未来への記憶の遺産——原爆資料をどう継承するか

■ノルウェー・ノーベル委員会

ヨルゲン・ヴァトネ・フリードネス委員長からのビデオメッセージ 全文…………… 3

第1章 日本被団協の足跡を未来につなぐ

——「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」の
とりくみと課題……………(栗原 淑江)…………… 11

第2章 資料を残し伝え続ける

——資料館収蔵特別コレクションより……………(落葉 裕信)……………33

第3章 原爆資料を未来へつなぐ

——連載「ヒロシマ ドキュメント」の

取材から……………(水川 恭輔)……………51

第4章 残された資料から見る長崎の被爆者運動の歩み

(講演録)……………(山口 響)……………75

第Ⅱ部

広島から戦後八〇年と平和を考える

第5章 「平和・非核国家」としての規範の形成と変容

——戦後日本のアイデンティティと核兵器……………(梅原 季哉)……………93

第6章 反核運動史概観——八〇年のあゆみ……………(竹本真希子)……………117

第7章 「平和都市」広島の原点……………(森上 翔太)……………139

第8章 国際原子力機関

——原子力の法規制の現在地……………(大下 隼)……………167

第9章 「核の傘」の当事者性

——私たちは何を問われているのか……………(佐藤 史郎)……………191

執筆者一覧……………208

* 本書所収の各論は、執筆者個人の見解であり、広島平和研究所を代表するものではありません。

第Ⅰ部

未来への記憶の遺産——原爆資料をどう継承するか

ノルウェー・ノーベル委員会

ヨルゲン・ヴァトネ・フリードネス委員長からのビデオメッセージ 全文

ご来賓の皆さま、被爆者の方々、学生たち、そして広島につどった友人の皆さま。

「私たちの目の前には、もし私たちがその道を選び取るならば、幸福と知識、そして叡智のたゆまぬ進歩が広がっています。しかし私たちは、その代わりに、いさかきを忘れることができないからといって、死を選ぼうというのでしょうか。私たちは人類として、人類に対して訴えます。あなた方の人間性だけを思い起こし、そのほかは忘れるよ、と」

一九五五年にバートランド・ラッセルとアルベルト・アインシュタインが発したこれらの言葉は、時を超えて、今も恐ろしいまでに明白に響きます。当時、それは良心への呼びかけでした。そしてこれは今なお、責任を果たすよう求める声なのです。

昨年一〇月、ノルウェー・ノーベル委員会は、二〇二四年のノーベル平和賞を、広島と長崎の原子爆弾を生き延びた人々の連合組織である日本被団協に贈りました。核兵器のない世界を実現するための彼らのたゆまぬ努力と、核戦争がもたらす、筆舌に尽くしがたい人道的影響について、何十年もの間、証言を重ね続けてきた彼らの特筆すべき、揺らがぬ献身に対しての授賞でした。

彼らの声は——あなた方の声は、時に進むべき方向を見失う世界にあって、道徳的なコンパスとなっています。我々はあなた方を通じて、核兵器というものが実際には何であるのか、それは単なる抽象的な抑止の道具ではなく、大量殺害の道具なのだということを思い起こすのです。あなた方を通じて、我々は歴史というものは単なる統計上の数字やスローガンの積み重ねではなく、命を持った個人の血肉と記憶から成り立っているのだということをおもひ出すのです。

史上初めて核攻撃の被害を受けた、他に例のない都市である広島と長崎は、この世の道徳的想像力という意味で特別な地位を占めています。皆さんは単なる戦争の犠牲者ではなく、証人であり、教師なのです。あなた方は灰燼の中から証言を生み出し、その証言が地球社会全体の認識となっていくのです。あなた方のおかげで、世界は「二度と繰り返してはならない」という語彙を持つことができました。

徐々に時間をかけながら、核兵器の使用は道徳的に許容されないという形で、「悪の烙印」を押す、国際的な規範が形成されてきました。しばしば、「核のタブー」と呼ばれる規範です。ほかの国際的規範と同様に、「核のタブー」は社会的な合意を通じて維持され、核兵器が使用される可能性に対する道徳的な憤慨、そして、この規範が破られてしまった場合に人類を待ち受ける地獄についての恐怖の念が共有されることによって維持されているのです。

しかし、このタブーはもういものでもあり、時間の経過と共に、そうした特性はある程度、強まりました。ですから私たちには、注意喚起が必要なのです。今日ほど、それに耳を傾けなければならない時はありません。

多くの専門家たちが言うように、我々は新しく、不安定な核時代の崖っぷちに立たされています。核保有国はその軍備を更新し、核兵器を手に入れようとしていると思われる新たな諸国が登場しています。軍縮条約の数々が失効する一方で、戦争が激化する状況下なのに、核兵器を使用するという威嚇が公然と行われています。

この状況に直面した私たちは、今いちど、広島へと戻らなければなりません。単に地理的ではなく、道徳的な意味においてです。ノーベル平和賞を日本被団協に授与した意味も、まさにそこにあるのです。

地政学的な騒音が増す時代にあって、人間の声を上げる。軍縮の原点として、記憶を保ち続ける――。ノーベル委員会が昨年一二月に指摘したように、私たちは過去の過ちを繰り返すように遺伝子のプログラムで定められているわけではない、ということをお願い起さなければなりません。

私たちは学ぶことができます。ただし、学ぶためには記憶が必要であり、記憶を保つには努力が必要です。だからこそ、原爆の被害を記録する資料を、写真を、証言を、遺品を、そして語りを収集し、保存するというあなたの方の営みが、まさにグローバルな重要

性を帯びています。それは単に日本にとどまる歴史ではありません。世界の歴史なのであり、時間の経過や、官僚主義、あるいは無関心の中に埋もれさせてはなりません。

現在の学生などの若い世代の人々は、一九四五年を実体験はできません。でも、日記を読むことはできます。被爆者が発する、震えながらも固い決意をもった声に耳を傾けることもできます。忘れないという道を選ぶことは、可能なのです。

ご存じのように、被爆者の方々は高齢化しています。時間はかけがえないものです。だからこそ、資料を保全していく作業はいつそう尊い任務だといえます。これは私から明確に申し上げたい。皆さまが広島で、博物館、アーカイブ、そして書籍や教育の場を通じて、記憶を継承しようとする試みは、いわば平和の営みなのです。それは軍縮の一環であり、私たちが自らの子供たちに住まわせたいと願う世界を形づくっていく作業の一環なのです。

昨年一二月にオスロでの授賞式で私が申し上げたように、記憶を保全する活動は、抵抗する行為や、変化をもたらし原動力ともなりえます。私は今、四〇歳です。ノルウェー国

内でも、戦争を直接経験したことがない世代に属します。冷戦が終結した後、楽観主義というバブルに包まれて育ちました。そのバブルは今や、はじけ飛んでしまいました。

私は自分のこれまでの活動を通じて、トラウマが個人に及ぼす影響、そして、社会もまた、悲嘆を抱え続けるということを理解しました。過去に対峙しない限り、過去の方が私たちに迫ってくるのだということを学びました。

自分の都合とか、政治的な得点を挙げたいといった理由から、忘れたがる者たちもいます。しかし、そうさせてはならないのです。

昨年のノーベル文学賞を受けた韓国の作家、ハン・ガンさんがかつて記したように、「痛みを伴いつつ、静かに悲しみを受け入れること、一生をかけてそうすることを通じてこそ、矛盾した形だが、人生は可能になるのかもしれない」。皆さんが広島で成し遂げてきたことは、まさにそれです。あなた方は人生を可能にできました。単に生き延びるというのではなく、意味と尊厳、希望のある人生を、可能にしてきたのです。

会場の被爆者の方々へ。皆さんと、皆さんの努力を引き継ぐすべての人々は、ほかの人々

が否定の道を選び取る中で、堂々と立ち向かってきました。あなた方は、被害者としてだけ定義されることを拒んだのです。核兵器の本質はいったい何なのか、世界に対して明確に示してきました。皆さんは世界に必要な灯（ともしび）なのです。

広島 皆さん、あなた方の語りは普遍的なものです。あなた方の郷土の記憶は、地球規模の責務になっていきます。私からは、あなたたちの声はオスロにまで届いた、と保証できます。そして、私たちが耳を傾ける勇気を保ち続ける限り、これからも皆さんの声は永く聞かれ続けるでしょう。

会場に集った若い皆さん、あなた方はこうした記憶の将来の守り手です。今後は、あなた方がこの真実を保護していく新たな担い手なのです。たいまつを受け継いでください。沈黙を広がらせてはなりません。物語を伝え、歴史を学んでください。忘却にあらがい、声を上げてください。オスロの授賞式で私が申し上げたように、私たちが生き延びられるかどうかは、そこにかかっているのです。

冒頭に申し上げた、ラッセルとアインシュタインの言葉に立ち戻って、締めくくりにさせてください。

「あなた方の人間性だけを思い起こし、そのほかは忘れよ」

※日本語訳は広島平和研究所作成。メッセージ原文（英語）は広島平和研究所ウェブサイトをご覧ください。

Translated by the Hiroshima Peace Institute

第1章 日本被団協の足跡を未来につなぐ

——「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」の
とりくみと課題

栗原 淑江

1 被爆者運動の足跡をのこす——「継承する会」の設立まで

二〇二四年のノーベル平和賞は、米軍によって一九四五年八月、広島・長崎に投下された原子爆弾による被害者たちの全国組織、NIIHON HIDANKYO（日本原水爆被害者団体協議会）に授与されました。二月一〇日、オスロにおける授賞式の講演で、田中熙巳代表委員は、彼らの運動を次の世代が工夫して築いていくための「大きな参考になるもの」

として、被団協運動の記録や被爆者の証言などの保存に努めてきた「NPO法人ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」（以下、継承する会）の存在を紹介し、今後の活動への期待を述べました。

私は資料の専門家ではありませんが、調査や被爆者運動、自分史づくりを通し、半世紀以上にわたって日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）に関わってきました。現在は継承する会の事務局の一員として、主に資料の収集・整理に携わっています。本稿では被爆者運動資料の意義を土台に置きながら、継承する会のとりくみと課題について紹介させていただきます。

継承する会は、被爆から六六年経った二〇一一年一二月、任意団体として発足しました（翌年にNPO法人化）。被爆者たちの残り時間が少なくなり、これ以上遅れば取り返しがつかなくなるギリギリのタイミングに、日本被団協の関係者と作家の大江健三郎さんら協力者によって立ち上げられました。

しかし、被爆者関係の資料の保存やそのセンター構想には、古くからの前史がありました。た。

一九六五年三月、日本被団協は「被爆二〇周年の現時点から、被爆後の生活を回顧した、

会員の手記を募る」など、「原爆被災体験資料蒐集と出版の計画要綱」を作成し、正副理事長の連名で「被爆体験記・原爆被害資料・文献・作品等の蒐集・保存・出版・翻訳等」について、作家や文化人に協力の「おねがい」を出しています。これに呼応した大江氏ら五人の知識人が協力委員会の結成を呼びかけて、全国から寄せられた三〇〇人を超える賛同文化人の名簿が残されています。

また、一九七一年一月には日本学術会議が内閣総理大臣（佐藤栄作）宛に、「原水爆被災問題についての学術的資料を収集・整理・保存し、これを正しく活用すること、とりわけ、このことを通じて被爆者の福祉と世界の平和・人類の福祉に寄与するよう努めることは、国家的急務である」として、「原水爆被災資料センター（仮称）」を東京、広島、長崎に設置するよう勧告しています。

その後も折にふれ、日本被団協の内外で資料センター構想は議論にのびました。九〇年代、国立原爆死没者追悼平和祈念館の構想時には、日本被団協が首都東京も含む設立を政府に要請しています。しかし、これらの機会に被爆地への予算化はされても、東京への設置はいつも見送られています。原爆被害の究明や資料の保存については被爆地に任せ、被爆国の責任として取り組むという姿勢は一貫して見られませんでした。

2 継承センターの「基本構想」と所蔵史資料の概要

継承する会の設立当初には、被爆地のメディアから、広島・長崎に資料館があるのに、なぜ東京につくるのか、といった質問が寄せられました。しかし、原爆被害者の全国組織としての日本被団協や、各都道府県・地域の被爆者の会の活動、さらに国連や世界に、とりわけ日本政府に働きかけてきた運動については、被爆地といえども掌握できているわけではありません。その足跡を残す独自の役割があるのだということを強調してきました。

当会は、原爆が人間にもたらした死と生、彼らの〈原爆〉とのたたかい（運動）を、戦後史および人類の歴史に刻むアーカイブスとしての「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産の継承センター」設立を目指しています。資料の収集・保存・活用と合わせ、その資料群に学びながら、被爆者の願いを「核の時代」に生きるすべての人々が受け継ぐための継承・交流活動を二本柱として取り組んでいます。

継承する会が収集・整理・保管している史資料は、このイメージ図のようになります。中でも、できるだけ網羅的に収集しようとしているのは、①原爆被害・原爆体験に関する調査・研究資料、②被爆者運動史資料、③原爆体験記・証言集、自分史、聞き書き、

④文学作品（小説・詩・短歌・俳句など）・絵画・写真・音楽などの芸術作品、のジャンル。これに加えて、⑤核兵器被害や反核運動、⑥他の戦争被害（空襲被害・沖縄戦・ホロコーストなど）に関する資料も、可能な限り収集しています。

資料の形態は大きく二つに分かれています。

一つは、主に被爆者運動の中でつくられ、残されてきた不定形の史料です。

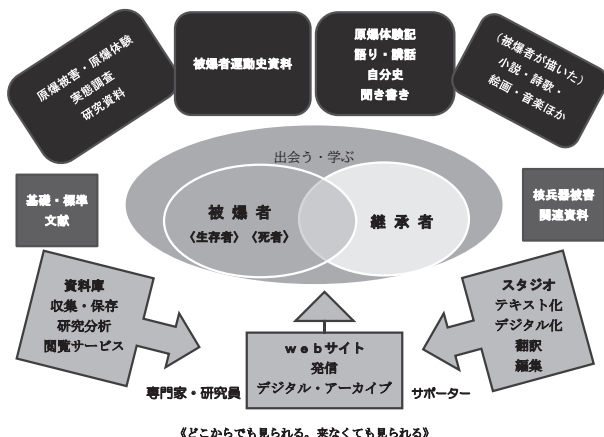
ファイルや封筒にまとめられた史料をざっくり一点として封筒に入れ、これまでに整理された点数

図1 ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産の継承センター素描イメージ

被爆者の死と生、被爆者のたたかい（運動）のアーカイブス

《被爆者独自の運動を戦後史および人類のあゆみの中に位置づける》

《本センターが収集すべき記憶遺産とはどのような資料か（他が集めないもの）》



《どこからでも見られる。来なくても見られる》

は約七六〇〇点。詳細な目録はまだできていませんが、未整理の史料や調査原票を合わせると、中性紙のもんじょ箱に二五〇箱余りになっています。（ただし、今世紀に入ってから運動史料の多くは、まだ収集の対象になっていません。）

もう一つは、原爆・被爆者問題に関する書籍や冊子類で、前記イメージ図のすべてのジャンルにわたっています。これらは日本被団協が所蔵してきたものと、亡くなられた役員の遺族や協力者から寄贈されたものがほ

表1 所蔵資料の概要（書籍・冊子類）

No.	分野	文献数	冊数
1	手記・体験記（被爆者の会、個人、学校、他の団体）	1,277	2,432
2	調査・研究（被団協調査、各県実態調査、NGO シンポ報告）	954	1,564
3	核関連（原水禁運動、ビキニ被災・核実験被害、原発）	1,571	1,961
4	文学・芸術（文学・俳句・短歌・音楽・絵画・演劇等）	1,354	1,861
5	被爆者運動史（各県年史、国民法廷、国際活動等）	900	1,700
6	学習と継承、平和教育	850	1,300
7	その他（総記、目録、空襲・沖縄戦等他の戦争被害等）	整理中	

※ 表の数字は、ウェブサイト掲載時のもの。

とんです。

各県・地域の被爆者の会が発行した手記・体験記集が約四〇〇点。それをはじめとする目録化された書籍・冊子類が約七〇〇〇点、未整理のものや複数所蔵のものなどを含めると、冊数にして二万冊は下らないと思われます。

3 原爆被害の全体像の解明…各種調査の記録

これらの史資料のなかでもとりわけ貴重なものは、日本被団協の運動史料です。それらは原爆被害者自身による〈原爆〉とのたたかい、核兵器も戦争もない人間社会をめざしてきた、世界にまたとない運動の足跡を示す生史料だからです。

その代表的なものを紹介してみましよう。

被団協の要求と運動の基礎には、自らとりくんだ大小さまざまな調査やアンケートがあります。なかでも全国的規模で行った二つの調査、一九七七年、NGO「被爆の実相とその後遺・被爆者の実情に関する国際シンポジウム」に向けた被爆者調査（一般調査・医学調査・生活史調査）と、八五年の日本被団協による「原爆被害者調査」は特筆すべきものです。

〈原爆〉は人間に対して何をなしたか、人間は〈原爆〉に対して何をなすべきか、をテー

マに全国的にとりくまれた七七年調査は「調査する者も調査される者も変わった」と言われました。「あの日、水や助けを求める人に人間らしいことをしてやれなかった」。問われるままに三二年間をふり返り、誰にも語れず自分を責めつづけてきた心の傷をはじめて語った被爆者たちは、それが、原爆がこの世に現出した「地獄」（人間が人間でありつづけることを許さない極限状況）ゆえの被害であったことに気づきました。原爆は健康や生活面だけでなく、ここにも被害を及ぼし続けている。この被害認識は調査した者にも共有され、苦しみをのりこえて証言し生きようとする姿にふれた経験は、「原爆の犠牲者」にとどまらない「それに抵抗してきた人々」へと、被爆者像の再構成を促しました。このシンポジウムを経て「HIBAKUSHA」は国際語となり、核軍縮に「人間の顔」を与えていきました。

調査原票は各地での保存とされたため、残されたものは限られています。日英両文でのシンポジウムの報告書をはじめ、各都道府県につくられた推進委員会の報告書には、聞きとられた証言の記録や調査員の感想なども収録されています。

一九八五年の「原爆被害者調査」は、原爆被害への国家補償を拒む国の「受忍」政策に対し、原爆被害は人間に「受忍」できるものなのか、我慢させても良いものなのか、を事実に基づいて明らかにしようとして取り組みました。対象者は一万三〇〇〇人余の被爆生存

者と二三〇人余の非被爆遺族。二八頁にもわたる調査票に自ら記入して回答したこの調査は、被爆者の〈体の傷〉〈心の傷〉〈不安〉を原爆がもたらした被害として、証言と統計で明らかにしたものです。この世の「地獄」としか言いようのない「あの日」（一九四五年八月六日・九日）の体験や、その後もひきつづく原爆による死の様相は、『あの日』の証言と『被爆者の死』各二冊の証言集にまとめられています。

厚生省、現在の厚生労働省は一九六五年から一〇年ごとに健康・生活の現状をとらえる「実態調査」を実施してきましたが、これに対して日本被団協の調査は、原爆がもたらした人間被害の全体像を究明しようとするものでした。もしもこれら二つの調査が行われなかったら、私たちは原爆が人間にもたらした被害の実相について、どれほどのことを知り得ただろうか、と思わざるを得ません。

質量ともに歴史的な意義を持つ二つの調査の原票は、もんじょ箱四三箱におさめて倉庫に保管されてきましたが、二〇二五年一〇月、東京・杉並区の大学生協会館に移管され、二六年度から整理作業が始まります。

4 二大要求実現をめざす運動史料① 原爆・戦争被害「受忍」政策に抗う

日本被団協は結成以来、核兵器の廃絶と原爆被害者援護法の制定（原爆被害への国家補償）の二大要求を掲げて、粘り強く運動をつづけてきました。

その過程で作成された資料は、事務所が東京に移された一九六〇年代後半以降のものはほとんど残されています。その中からいくつかを紹介してみましよう。

国の原爆被爆者対策をめぐる、厚生大臣がその基本理念と対策の在り方について諮問した「原爆被爆者対策基本問題懇談会」は、一九八〇年一二月、原爆被害への国家補償を拒む「意見」を答申しました。その理由は驚くべきものでした。

およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命・身体・財産等について、その戦争によって何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による「一般の犠牲」として、すべての国民がひとしく受忍しなければならぬところであって、……国の不法行為責任など法律上の責任を追及し、その法律的救済を求める途は開かれていないというほかはない。

原爆が現出したこの世の「地獄」における死も、被爆者としての不安や苦しみに満ちた生も「受忍」しろという意見。しかも、「およそ」とは例外のない原則をあらわすもの。一九四五年に終わった戦争による原爆や空襲の被害者のみならず、今後もしも戦争が起きれば、国民はその被害を「受忍」しなければならない、というのです。

「死んだ人が犬死になる」「こんなことが許されるなら、また戦争になる」と、強い怒りを表明した被爆者たちは、この原爆・戦争被害「受忍」政策に対抗すべく、調査や全国討議にもとづいて、結成以来の二大要求を再定義する「原爆被害者の基本要求」（一九八四年）をつくりました。

そこではまず、「原爆は、人間として死ぬことも、人間らしく生きることと許さない」「絶対悪の兵器」だと断じています。核兵器はいかなる意味でも人間と相容れない、共存しない、反人間的な兵器だということです。

被爆者たちのいう核兵器の「反人間性」には、国際条約で禁じられている大量無差別殺戮や不必要な苦痛を与える「非人道」兵器をはるかに超える、存在自体が許されないものとして、一発も残さず廃絶するしかない、という自らの体験にもとづいた主張が込められているのです。

そのような反人間的な原爆被害をもたらした米日両政府の責任を問い、ふたたび被爆者をつくらないために、その責任のとり方を明確に示したのがこの文書です。

日本被団協の長い歴史のなかでも、これだけの議論や検討を重ねてつくられた文書はありません。継承する会には、その前提となる調査や諸会議の資料、原案ができてから各県被団協や被爆者個人、専門家から寄せられた意見など、議論の経過がわかる生史料のほとんど全てが保管され、この策定過程をたどることができます。

八〇年代半ばからのほぼ一〇年にわたる日本被団協の運動は、国内外で大きな盛り上がりを見せました。

国家補償を拒む政府に対しては、「基本要求」で定義した国家補償の援護法制定を求める三点セット（国民署名、衆参国會議員の賛同署名、地方議会の促進決議）による世論づくりにとりくみました。一〇〇〇万を超える請願署名をはじめ、賛同した国會議員は衆参両院とも三分の二を超え、促進決議を採択した議会は全自治体の四分の三に迫り、県議会をはじめ全市町村議会での採択を達成した県は一五県にも及んでいます。各県から連日のように寄せられた報告の一〇冊以上に及ぶファイルや国會議員の賛同署名の原本は、そのまま残されています。

こうした運動により、「国が戦争責任を認め国家補償の援護法を制定すべきだ」という国民世論は六四%にも達していました（九四年九月、NHK世論調査）。しかし、その年一二月に制定された「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」は、「基本懇の考え方を踏まえて……つくられ」た（村山富市首相答弁）、被爆者の求めた「援護法」とは似て非なる、国家補償を否定した法律でした。「受忍」政策は今なお生きつづけています。

5 二大要求実現をめざす運動史料② 核兵器廃絶をめざして

八〇年代、日本被団協は国際社会に向けて、反核運動の高まるヨーロッパを中心に遊説団を派遣しつづけました。訴えの中心は、人間と絶対共存できない核兵器の反人間性であり、核兵器は一発残らず廃絶するしかない、という主張でした。当時、世界の反核運動の主流は、核兵器の凍結（フリーズ）や削減にあったため、その廃絶は夢だと言われたことも少なくなかったようです。

それでも、今世紀に入り「人間の安全保障」論や核兵器の人道上の影響についての議論が高まるにつれ、日本被団協の主張や「証言」は国際会議の場に受け止められていきました。その大きな結実が、二〇二一年に発効した核兵器禁止条約です。

前文には「核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）および核兵器の実験により影響を受ける者にもたらされる容認しがたい苦しみと害に留意」する、と記されました。そして第一条では、核兵器の使用と並んで、「使用の威嚇」（核抑止力）も禁止されました。核兵器が二度と使われぬと保証する唯一の方法は「完全に廃棄」することだという認識も共有されています。この条約には、被爆者たちの長年の主張が全面的に受け入れられたと言えるでしょう。同時に、「唯一の戦争被爆国」を名のりながらこの条約に反対し、署名も批准もしようとしない日本政府の姿勢の根底に、原爆被害の「受忍」を強要する政策と、アメリカの核兵器を容認する核抑止政策が、密接不可分の関係で存在していることが浮き彫りになります。

6 史資料を活かした継承・交流活動

以上のような被団協運動の史資料を活かした継承・交流の活動はどのように行われているか、その一端をご紹介します。

調査・研究活動の一例として、二〇一三年から被団協史料の整理作業に協力してきた昭和女子大学人間文化学部歴史文化学科の松田忍先生と学生さんたちが、二〇一八年に立ち

上げた「戦後史史料を後世に伝えるプロジェクト」の活動があげられます。秋の文化祭で毎年のようにテーマを決めた企画展を開催し、初めて現物史料五〇点近くの展示に挑戦した二〇二四年の展示は、日本被団協のノーベル平和賞授賞発表の直後に開催されたこともあり、多くの人々の関心を呼びました。

継承する会は、二〇一五年から二〇年にかけて、「被爆者運動に学び合う学習懇談会」をシリーズで開催し、調査や原爆被害、国家補償論の発展など、被団協運動の様々なテーマを取り上げて議論を深めました。この報告や議論の概要・資料はホームページに掲載しています。コロナの影響もあり一五回で終わりましたが、二五年からは形を変えて、これら資料を生かした各分野での継承のあり方を考え合うワークショップを始めています。

継承する会の史資料は、場所や人員の制約もあって、残念ながらまだ一般公開はしていません。それでも、二〇二三年からオンライン上で、日本被団協がNPT会議のつど国連で実施してきた原爆展の最新版（二〇二三年版）や、各県・地域の被爆者の会が発行してきた証言集の公開を始めています。このオンライン・ミュージアムの活用と充実をさらに図っていききたいと考えています。

表2 被爆者運動に学び合う学習懇談会

回	テーマ（柱）	問題提起者	開催時期
I	原爆被害の実相を追究する—被爆者・調査・運動—	濱谷 正晴	2015.11.14
II	被爆者問題をみつめる	山手 茂	2016. 3.19
III	原爆は人間として受忍できない—被爆40年“原爆被害者調査”ストーリー—	濱谷 正晴	2016. 4.23
IV-(1)	「要求骨子」から「基本要請」へ—国家補償論の発展をふり返る—	栗原 淑江	2016. 6. 4
IV-(2)	「基本懇」意見と「基本要請」—「国家補償」について考え合う—	栗原 淑江	2016. 7.23
V	沖縄戦 被害・加害の実相と被害者のたたかい	瑞慶山 茂	2016. 9. 9
VI	被爆者運動と裁判闘争	中川 重徳	2016.11.12
VII	「原爆で終戦」のウソと役割	吉田 一人	2017. 2.25
VIII	沖縄戦と被爆者運動—9.9学習会と沖縄ツアーをふまえて	木戸 季市	2017. 4. 8
IX	被爆70年調査報告書—「被爆者として言い残したいこと」から何を学ぶか	八木 良広	2018. 2. 3
X	被団協文書調査報告～『被団協速報』を読む～	松田 忍	2018. 4.14
XI	日本被団協1994.12.23緊急全国代表者会議～「援護に関する法律」の成立をうけて～	濱谷 正晴	2018.10.27
XII	被爆者運動の自立を戦後史に位置づける	松田 忍	2019. 4.13
XIII	被爆者相談の現場から 原爆症認定問題を考える	若林 節美	2019. 6.29
XIV	被爆＝「こころの被害」	中澤 正夫	2019.10.26
XV	彼らは何を訴えるのか—被爆50年原爆被害者調査（自由回答）の報告—	根本 雅也	2020. 1.18

※各回の報告・議論の概要と資料は、継承する会ホームページ「活動紹介」に掲載

7 誰がどのような「記憶」として受け継ぐのか？

ノルウェー・ノーベル委員会のヨルゲン・ヴァトネ・フリードネス委員長は、授賞発表直後のインタビューで、こう述べています。

「記憶を紡ぐカルチャーが強固なことは、国が前に、正しい方向に進むための前提条件になりえます」（朝日新聞、二〇二四年一〇月一二日夕刊）

被爆、戦後八〇年。日本ではどうだったのでしょうか？

私たちは、原爆がもたらした被害や被爆者たちの原爆体験について、いったい何を共有すべき「記憶」として紡いでいけばよいのでしょうか？ その内容は必ずしも明確になっているとは言えないかもしれません。

それでも、少なくとも次のことは言えるでしょう。

〈継承〉すべきは、被爆者たちの「ノーモア・ヒバクシャ」の志

〈継承〉とは、被爆者がそうであったように、主体的・創造的な営み、なのだと。

ここでは、日本被団協とも関係の深かった文学者のことばを借りて、次のようなイメージとしてお伝えしておきたいと思います。

〈原爆〉と対峙しながら生きてきた被爆者たちの「長い時間をかけた人間の経験」。これは長崎で被爆した作家、林京子さんの作品（二〇〇〇）のタイトルです。

「死んで、行った人々を、生き延びる自分たちにつなぎ、次代に生きる人びとへ残す、核時代における切実な生き方の定義」。これは大江健三郎さんの評論集『生き方の定義——再び状況へ』（一九八五）に、「基本要球」をめぐって書かれたことばです。

被爆者たちの残してきた史資料をもとに、原爆に抗いつつ生きた彼らの足跡を核の時代を生きるすべての人たちの記憶遺産とするために、継承する会が抱える課題はとてつもなく重く大きなものです。

「被爆者たちの遺産を受け継いでいくのは、私たちすべての人間の責任」（フリードネス委員長）であり、とりわけ被爆国に生きるわたしたちの責任でもあるでしょう。

各地の被爆者の会の活動停止や解散も相次いでいます。その一方で、北海道や奈良などには、それぞれ創造的な継承のかたちが生まれてきています。日本被団協と継承する会は、これまでともに運動してきた諸団体や個人と協力しながら、各地に小さくても、ノー

モア・ヒバクシャ」継承の拠点をつくらう、と呼びかけています。会が所蔵する各県資料の共有もはかっていると思います。

専門家や教育関係者、報道関係者と共同しながら、所蔵資料を用いた学びの場をつくり、〈継承〉の活動を具体化していくことや、デジタル・アーカイブスの充実とともにホームページの改善をすすめ、多言語に対応するなど国際的な発信力を強めていくことも課題です（当面、ウェブサイトを日・英・露・中・仏・韓・独・西の八カ国語運用にしました）。

これらの課題を具体化するには、恒常的に支える専門的なスタッフと、資料の保管はもとより整理、閲覧、小規模でも展示のできる場所が不可欠です。それを支える資金が必要なのは言うまでもありません。大口の寄付やマンスリー・サポーターを募るとりくみも今始めているところです。

最後に、被爆八〇年の国際会議を機に、被爆地の諸施設や研究機関のみなさまとのつながりを大事にしながら、そこに保管されている資料と、継承する会がこれまでに集め保存する被爆者運動史資料との連携・協力を深めていくことができ、と願っています。

《参考文献》

ノーベル委員会ウェブサイト (二〇二四年二月) 「ノーベル平和賞授賞式における田中熙巳演説」 <https://www.nobelprize.org/uploads/2024/12/nihon-hidankyo-lecture-japanese.pdf> (二〇二六年二月二四日閲覧) 四―五頁

日本学術会議ウェブサイト (一九七一年一月) 「原水爆被災資料センター (仮称) の設置について (勧告)」 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/06/08-56-k.pdf> (二〇二六年二月二四日閲覧)

ノーマ・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会ウェブサイト「継承センターの基本構想」 (二〇一三) https://www.nomore-hibakusha.org/wp/wp-content/uploads/2024/12/kihonkousou_2013.pdf

厚生労働省ウェブサイト「原爆被爆者対策の基本理念及び基本的在り方について」 (一九八〇年二月一日) <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001rubh-atv/2r9852000001rwwq.pdf> (二〇二六年二月二四日閲覧)

日本原水爆被害者団体協議会 (二〇〇六) 『原爆被害者の基本要請——ふたたび被爆者をつくらないために——』 (作成の経緯と内容、基本懇意見・被団協の見解など、関連資料も収録したパンフレット)

《より深く知るために》

日本原水爆被害者団体協議会 (二〇二二) 『被爆者からあなたに いま伝えたいこと』岩波ブックレット

日本被団協ウェブサイト <https://www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/> 日本被団協のあゆみ・基本文書をはじめ、77 N G O シンポジウム報告書、85調査による証言集『あの日』の証言 (その1) (その2)・『被爆者の

死』(その1)(その2)などが日英両文で閲覧できる

ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会ウェブサイト <https://www.nomore-hibakusha.org> 「NO MORE HIROSHIMA & NAGASAKI MUSEUM」 「デジタル・アーカイブス」 など

ノーベル委員会ウェブサイト (二〇二四年一二月) 「ノーベル平和賞授賞式におけるフリードネス委員長によるスピーチ」 (英文) <https://www.nobelprize.org/prizes/peace/2024/ceremony-speech/> (日本語訳) <https://www.nobelprize.org/uploads/2024/12/presentation-speech-japanese.pdf>

第2章 資料を残し伝え続ける——資料館収蔵特別コレクションより

落葉 裕信

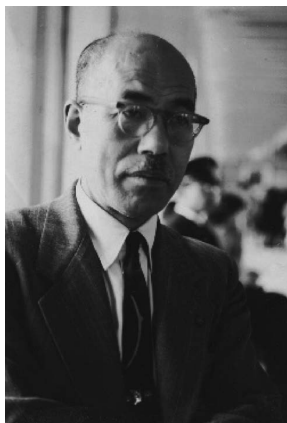
被爆八〇年を迎え、一九五五年（昭和三〇年）に開館した広島平和記念資料館も、開館から七〇年が経とうとしています。今もなお、資料館には毎年、被爆者やその家族、関係者の方から新しい資料が、寄贈されています。その中には、個人や団体などから大規模な資料の寄贈を受けることもあり、特別コレクションとして、資料館のデータベースで資料の一部を、閲覧できる取り組みも進めています。本日は、その特別コレクションの一つである資料館の初代館長を務めた長岡省吾氏の資料について、ご報告したいと思います。

1 長岡省吾氏の被爆資料の収集

長岡省吾氏は、広島平和記念資料館の基礎をつくり、資料館が開館した一九五五年（昭和三〇年）から、六二年（昭和三七七）まで初代館長を務めました。二〇一五年（平成二七年）に、長岡氏が自宅に残っていた、焼け跡から収集した被爆の痕跡が残る瓦などの被爆資料や、調査記録等の文書資料、写真フィルム、プリントなど約一万二〇〇〇点の資料が、遺族の方から寄託されました。その後、二〇一七年（平成二九年）に、資料は寄託から寄贈に変更になりました。

膨大な資料を残した長岡氏は、広島に原爆が投下された一九四五年（昭和二〇年）八月六日に広島文理科大学（現在の広島大学）の職員として地質調査のため、山口県へ出張していました。翌日に、一行は広島の大規模な壊滅を知り、調査を中断して列車で広島へ向かいます。長岡氏はその途中、

写真1 長岡省吾氏
(1901—1973)



長岡省吾氏収集

玖波駅で下車し、いったん自宅へ戻りました。

そして、翌日、長岡氏は勤務先の広島文理科大学へ向かうため、広島市内に入りました。目の当たりにした市内の凄惨な状況に疲れ、広島護国神社の灯ろうの台座に腰かけようと手をついた時

に、石の表面が溶けて針のような状態になっていることに衝撃を受けました。以来、被害の実態と向き合う日々の始まりでした。長岡氏は自宅から焼け跡に通い、被爆の

写真2 広島護国神社の玉砂利を見つめる長岡氏



長岡省吾氏収集

写真3 長岡氏が収集した原爆の熱線を受けた瓦



長岡省吾氏収集

跡が残る石や瓦、レンガなどを地道に収集しました。

当時、人々が焼け跡から収集したのはお金に変えることができる金属類。長岡氏が収集するのは石や瓦。周りの人に笑われる経験もしながら、「後日、必ず大切なものになるはずだ。」という信念を持ち、資料を収集しました。その姿に心を動かされた家族、学生、知人の商店主なども協力して資料を収集しました。長岡氏が収集した被爆資料は、二〇一五年に膨大な量が寄託される以前にも、館長を退任する際に、広島市へ寄贈されていました。しかし、まだこのように、自宅に残されていました。

2 原爆に関する調査・研究

長岡氏は、資料を収集するだけでなく、原爆に関する調査・研究を行って、被害の実態を明らかにしようとしていました。原爆により、特に花崗岩の表面で高い熱を受けた部分は石の表面がはがれ白っぽくなり、熱を受けてない部分が影のようになっていました。長岡氏は、クリノメーターと呼ばれる計測器を用いて、影の角度と、その方角を調査し、原爆の爆発点とその真下の地点（爆心地）の特定に力を注ぎました。

爆心地から二七〇メートル、現在平和記念公園となっている場所にあった慈仙寺の墓石

写真4 石に残る影の調査

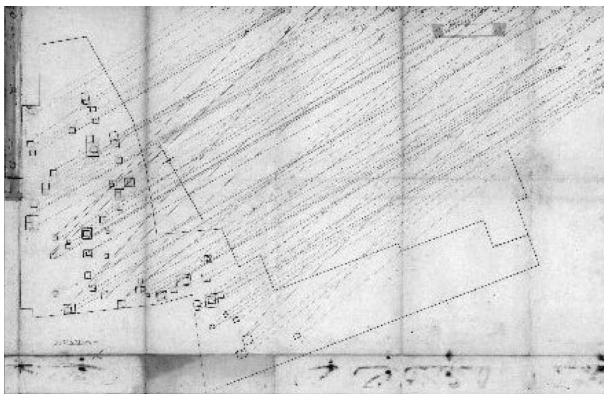


長岡省吾氏収集

に残る影を調査した資料を見ると、墓石の位置が四角で書かれ、測定した影の方角が何本もの線で示されています。拡大すると墓石から何本もの線が伸びているのが分かり、線の多くが東北東や東を指しています。その線を引いた先には方角を示す記号、数値を記しています。慈仙寺だけではなく、他の寺院でも墓石を調査し、線を引いた資料を残しています。長岡氏は市内の六〇〇〇を超える膨大な数の墓石や建物などに残る影を調査しました。

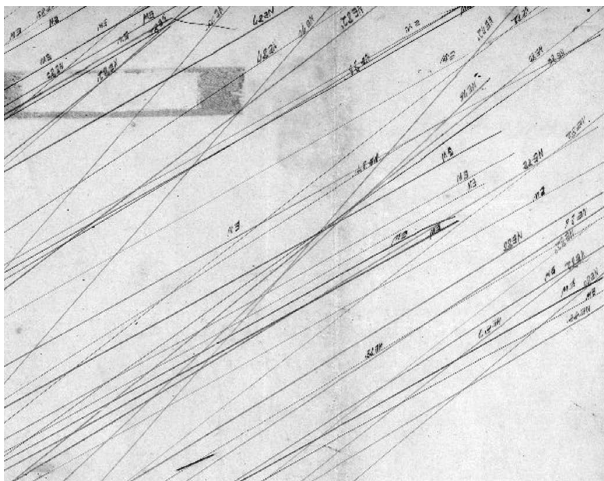
慈仙寺の墓石の影の方角を記録した手帳も残っており、先述の図にも記されているように墓石ごとに方角を示す記号、数値が記されています。例を挙げるとNE七六という数字が書かれています。これは北から七六度東に寄った方角、東北東を表し、その方向から原爆の熱線を受けたことが分かります。

写真5 慈仙寺の墓石に残る影の方角



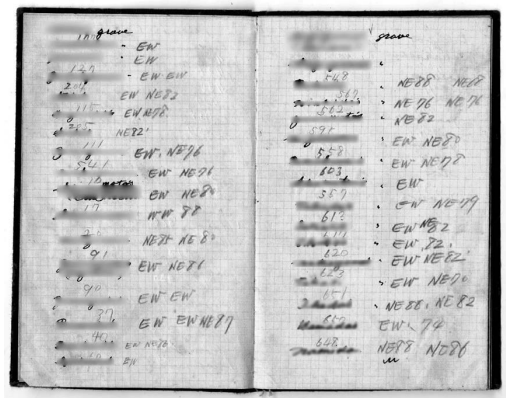
長岡省吾氏収集

写真6 慈仙寺の墓石に残る影の方角（拡大）



長岡省吾氏収集

写真7 手帳に記された慈仙寺の墓石の調査記録



長岡省吾氏収集

写真8 爆心地へ向けて引かれた線



長岡省吾氏収集

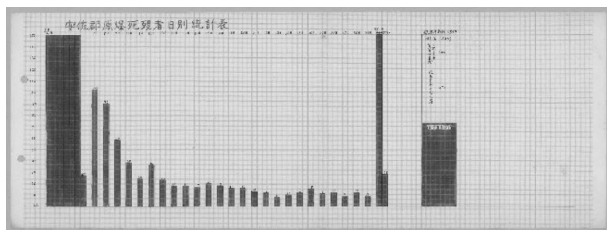
長岡氏は、広島市の都市建設計画図なども利用し、膨大な調査地点から測定した方角に向けて線を引きました。線が交わった点を元に爆心地を推定しました。資料を拡大すると、現在、爆心地となっている島病院の付近で線が集まっているのが分かります。慈仙寺の場所からも線が引かれています。

長岡氏が調査し、導き出した爆心地は島病院、原爆のさく裂した高度は五七〇メートルでした。その後、自身でも再検証し、高度六〇六メートルという結果を導き出しています。現在、原爆のさく裂高度は六〇〇メートルですので、それに近い数字をすでに導き出しています。原爆の被害を把握する上で、爆心地を特定することは重要ですので、熱線による影を調査し、爆心地やさく裂高度を推定する研究は何人かが行っています。その中でも長岡氏は膨大な資料を調査し、それを基に結論を導き出しています。また、ご紹介している資料のようにデータを保存していたため、後に爆心地を再検討する際に、こうしたデータが利用されました。

長岡氏の調査内容は、原爆による犠牲者数、動植物への影響など多岐にわたっていることが資料からも読み取れます。その一つとして長岡氏は、原爆の犠牲者数が資料によって食い違う状況から、実際の被爆者数をつかむため、学校や会社、市役所、郊外の町役場な

どでまとめられた、亡くなった方たちの名前や数が書かれた資料を集め、その数を明らかにしようと思いました。その中に、安佐郡（現在の広島市安佐南区、安佐北区）の原爆死没者の日別統計表があります。この地域は、被爆当日に会社や村から広島市内の建物疎開作業に動員されて出勤し、多くの犠牲者を出しました。資料には八月末までの日別の死者数と、九月以降の死者数がグラフ化されています。八月六日当日の死者数は、拡大すると九二七人を示す数字が記されています。調査した被爆者数三五四七人の半数近くの一七二二人が亡くなり、生き残った人も体の異状を訴えているということが報告されています。安佐郡だけでなく、安芸郡や佐伯郡、賀茂郡、尾道市など周辺地域の犠牲者数を示した資料が残されています。爆心地や、原爆のさく裂点の調査の時と同様に、こうした資料でも膨大な数の資料を収集して調査し、答えを明らかにしようとする長岡氏の姿が浮かび上がってきます。

写真9 安佐郡原爆死没者日別統計表



長岡省吾氏収集

3 原爆記念館の開館

資料群の中には、長岡氏が館長を務めた開館間もない頃の広島平和記念資料館や前身の原爆記念館の展示の様子が伺える資料も含まれています。一九五四年（昭和二十九年）一〇月一〇日に発行された「ひろしま公民館報第一号」には、中央公民館の平面図が掲載され、原爆資料陳列室という名称の施設と通路でつながっています。当時の中央公民館は、現在の「ひろしまゲートパーク」の西側のあたりにありました。はじめ、中央公民館の一室に一九四九年（昭和二十四年）に「原爆参考資料陳列室」が開設されます。翌年に、平面図に示されているように独立した建物が公民館の北隣に完成しました。平面図の原爆資料陳列室が原爆記念館になります。「原爆資料陳列室」の部分を拡大してみると、二つの部屋に分かれています。竣工時期は一九五〇年（昭和二十五年）八月六日。木造平屋建てで広さは四〇坪（約一三二平米）と記されています。

長岡氏は、一九四八年（昭和二十三年）に原爆被災資料の収集と調査を実施する専門職として、広島市の職員に採用されました。この原爆記念館には、長岡氏が被爆直後から収集してきた資料や、調査した内容が展示されました。写真を見ると観光バスも止まり、当時の

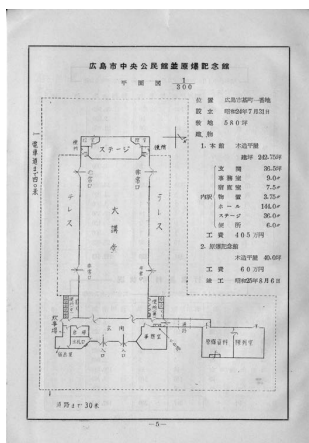
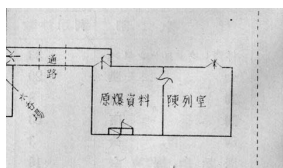
写真10 原爆記念館



長岡省吾氏収集

写真11 広島市中央公民館並 原爆記念館平面図

写真12 原爆記念館平面 図（拡大）



「ひろしま公民館報第一号」
1954年（昭和29年）10月10日
より
長岡省吾氏収集

新聞記事によると一九五三年（昭和二八年）ごろには、一日平均日本人は約四〇〇名、外国人は少ないですが、約三〇名が訪れると記されています。原爆記念館には、エレノア・ルーズベルト氏（元アメリカ大統領フランクリン・ルーズベルト夫人）のような海外の要人も訪問しました。

具体的に原爆記念館の展示室内の様子はどのようなものだったのか、残された写真で伺い知ることができます。原爆記念館に入り、最初の展示室の様子を撮影した写真では、中央に長岡氏が写り、模型を指さしながら来館者に説明しています。この展示室の中央には、被爆後の広島市内のパノラマ模型があり、爆心地から一キロメートル以内の廃墟を表現していました。模型は手作りで、長岡氏やその家族の人たちなど

写真13 原爆記念館展示室



長岡省吾氏収集

が協力して作ったものでした。平和記念資料館が一九五五年に開館した当初、原爆記念館に展示されていた模型も移設され、資料館の開館間もないころの写真には模型が展示されている様子も写っています。

もう一つの展示室の様子の写真では、長岡氏が原爆記念館を訪問した高松宮殿下ご夫妻を案内しています。部屋いっぱいにな数多くの資料が展示されています。展示室壁面には被害を受けた建物の様子を撮影した写真が入った額や被爆した人が身に着けていた衣服、床には被爆した瓦や墓石などが置かれています。原爆記念館が開館した当初は瓦や石、写真などが中心でしたが、被爆した人々が身に着けていた衣服も提供され展示されるようになりました。

写真14 原爆記念館展示室



長岡省吾氏収集

写真の長岡氏の後ろに写る衣服は、現在も平和記念資料館の収蔵庫で保管しています。この衣服は寄贈者の吉川房太郎さんが被爆時に着ていたものです。吉川さんは、大竹町（現在の太田市）の義勇隊員として広島市内の建物疎開作業現場へ向かう途中、爆心地から一八〇〇メートルの福島町で被爆しました。顔と両手首から指先にかけて火傷を負い、その後生き残った隊員たちとともに救援列車に乗り、自宅へ戻りました。当日は火傷による激しい痛みで眠ることができず、翌日からは顔の左半分が腫れ上がり、しばらくの間、痛みと発熱に苦しみました。上着には熱線を受けて、肩からかけていた水筒とかばんの紐の跡が残っています。

写真15 原爆記念館に展示されていた上着

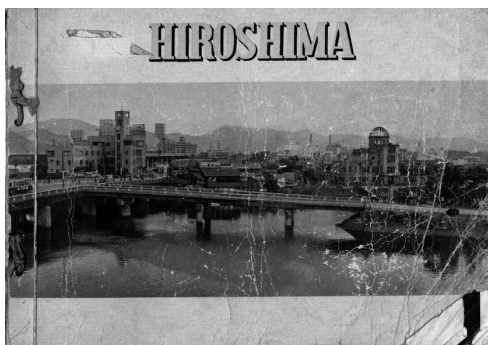


吉川房太郎氏寄贈／広島平和記念資料館所蔵

4 冊子の発行と長岡氏の思い

長岡氏は原爆の被害について自身が調査した内容をまとめ、冊子「HIROSHIMA」を発行しました。初版は、原爆投下から九年後の一九五四年（昭和二九年）に発行しています。この冊子は日本語と英語の併記で、版を重ねるにつれ被爆者数なども時点修正しています。長岡氏が特定に力を注いだ爆心地や原爆のさく裂高度はもちろん、黒い雨や被爆後の火災のこと、岩石、陶器に及ぼす熱線の影響、人体への被害、原爆症、建造物への被害など多岐にわたり、まとめられています。予算難と人手不足により製作には、苦労しました。しかし、知人からの支援もあり、この冊子は完成しました。

写真16 冊子「HIROSHIMA」



長岡省吾氏収集

長岡氏の資料群の中には同氏の思いが記された日記のようなものは含まれていませんでしたが、冊子「HIROSHIMA」に記された刊行の言葉には、「再びこれ（原爆投下）をくり返さない良心的誓いに基き多くの人々の心の底に訴えたい願いからのささやかな報告である。」「原爆の被害は今も止むことなく続いている。われわれの研究と努力は更に続けられ深められることである。」とあります。初版が刊行された一九五四年（昭和二十九年）は、ケロイドや白血病など原爆の後障害による人々の苦しみは続き、アメリカの水爆実験による第五福竜丸の被災などもあり、国内で原水爆禁止の気運が高まっている時でもありました。当時の情勢に対する危機感もこの言葉の中に込められているのではないかと思います。

長岡氏が残した資料は、資料を収集し調査研究し、被爆の実相を伝えるという、同氏の姿勢を伝え、資料館の原点ともいえるものと思います。また、資料に向き合い地道に研究し続ける大切さを実感します。そうした地道な取り組みがあるからこそ、展示や出版物という人々に伝える形のものをつくり上げることができるのではないかと思います。

今もなお、核兵器が存在し、国際的な緊張も高まる中、私たち資料館の職員も資料館の原点を引き継ぎ、資料を残し伝え続ける努力を続けていきたいと考えています。

《参考文献》

広島大学原爆死歿者慰霊行事委員会（一九七五）『生死の火 広島大学原爆被災誌』広島大学原爆死歿者慰霊行事委員会

長岡省吾（一九五〇）「廢墟に佇つ」『廣島鉄道局機関誌 ひろしま 三四号』廣島鉄道局

長岡省吾（一九五四）『ひろしま 原子爆弾による被害状況』H I R O S H I M A … u n d e r a t o m i c
b o m b』広島原爆記念館内資料集成後援会

Edward T. Arakawa・長岡省吾（一九六一）「広島における原子爆弾の炸裂点の決定 線量測定から見た意義」

『広島医学 別刷』Vol. XV No. 1 広島医学会

堀池良雄（一九五四）『ひろしま公民館報 第一号』広島市中央公民館

浜井信三（二〇一一）『原爆市長 よみがえった都市——復興への軌跡 復刻版』シフトプロジェクト

広島市役所編（一九七一）『広島原爆被災誌 第四卷 第二編各説 学校・宗教団体・関連市町村の状況』広島市

《より深く知るために》

佐藤真澄（二〇一八）『ヒロシマをのこす 平和記念資料館をつくった人・長岡省吾』汐文社

志賀賢治（二〇二〇）『広島平和記念資料館は問いかける』岩波書店

第3章 原爆資料を未来へつなぐ

——連載「ヒロシマ ドキュメント」の取材から

水川 恭輔

1 ユネスコ「世界の記憶」への申請

二〇二三年一月二八日、日本政府が、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の「世界の記憶」の国際登録を目指して「広島原爆の視覚的資料——1945年の写真と映像」（以下、「広島原爆の視覚的資料」）を推薦すると決定した。被爆した日本の市民や報道カメラマン、写真家たちが一九四五年八月六日から一二月末までの間に撮影した原爆記録写真一五三二点と、映像二点からなる資料群である。「世界の記憶」を巡り、日本政府が広島の被爆関係資

料を推薦する初めてのケースとなった。

「世界の記憶」は、重要な記録物への世界の人々の認識を高め、保存、公開を進めるのを目的にユネスコが始めた事業の総称である。一九九五年、その代表的な事業として人類史上で特に重要な「記録物」を国際登録する制度を始めた。新規の国際登録は二年に一度。二〇二一年の制度変更により、現在は加盟国の政府機関を通じてのみ申請可能で、専門家らの審査を経てパリのユネスコ本部である執行

写真1 「広島原爆の視覚的資料」のアーカイブサイト
(<https://visual-archives-hiroshima.jp/>)



委員会で登録の可否が決まる。登録済み資料は五七〇件（二〇二五年四月現在）あり、日本からは「増上寺が所蔵する三種の仏教聖典叢書」や「シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録」など九件が登録されている。

文部科学省は二〇二五年の登録を目指す推薦候補を二三年夏に募り、当初は広島平和記念資料館の設置者である広島市、各社のカメラマンらが被爆後の広島を撮影した写真の保存・活用に携わる中国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社の三社が共同で写真一五三二点を応募した。その後、国内の専門家からなる審査委員会での意見も踏まえて映像二点を追加し、その保存・活用に関わってきた中国放送、NHKが申請者に加わった。

日本政府による推薦の決定を受けて、広島市とこの五つの報道機関（以下、共同申請者）は「広島への原爆投下によって何が起きたのかを克明に記録したのが、本資料の写真や動画です。被爆者の高齢化が進む中、戦争と核兵器使用の末に人間にもたらされた惨禍を今に伝える一次資料として役割が増しています。世界中に認知され、過ちを決して繰り返さないための各国政府や市民の取り組みに資するのを期待しています」とコメントを発表した。推薦が決まった翌日、英文の申請書と目録が政府を通してユネスコに提出された。中国新聞社が共同申請者の事務局を務め、さまざまな関係者の協力を得ながら作成した。

この取り組みを、原爆資料の専門家はどうか見るだろう。筆者は、ユネスコへの申請に合わせて、原爆手記をはじめさまざまな被爆関係資料を研究してきた宇吹暁・元広島女学院大学教授を訪ねた。事前にユネスコの「世界の記憶」の規定文書に目を通していただき、インタビューに応じてくださった（二〇二三年一月一日付「中国新聞」に掲載）。

宇吹さんは、「登録されれば、その資料が広島原爆被爆を理解するための各国共通のベースになる」と、共同申請者の意図に重なる「被爆体験の国際化」を意義の一つに挙げた。ただ、それだけではなく、「世界の記憶」の枠組みを参考に、広島被爆関係資料の保存をより多様に考えることが重要であると指摘した。注目したのは、ユネスコが登録対象と位置づける「記録遺産」（ドキュメンタリー・ヘリテッジ）の形式の幅の広さだった。

ユネスコは、「記録遺産」を「かけがえのない記録物——あるいは記録物群——で構成され、コミュニティや文化、国、又は人類全般にとって重要かつ不朽の価値を持ち、その劣化や損失が甚大な〔文化的〕貧困を招くもの」（文部科学省の仮訳）と定義する。その上で、その形式をテキスト、非テキスト、視聴覚記録に分けて、こう例示している。

テキスト文書には、（あらゆる年代の）写本〔や手稿〕、書籍、新聞、ポスター、書簡、ビ

ジネス記録、コンピュータファイルなどがあります。テキストによる内容は、インク、鉛筆、塗料、値〔デジタル〕、またはその他の溶剤やメディアで記録されます。媒体は、紙、プラスチック、パピルス、羊皮紙、椰子の葉、樹皮、石、布、ハードディスク、データテープ、その他多くのものがあります。

非テキスト文書とは、絵画、地図、楽譜、図面、印刷物、図表、グラフなどです。記録するための手段や媒体は、「テキスト文書と」同様に様々です。

視聴覚記録は、音声ディスク、磁気テープ、フィルム、写真などが含まれ、アナログ形式又はデジタル形式を問わず、どのように記録されたか、またどのような形式であるかは問いません。物理的な媒体は、紙や、プラスチックやセルロイド、セラック、金属、その他の素材など、様々な形態の場合があります。

今に至る長い人類史上の重要な記録の保存、公開を掲げるだけに、テキストは「羊皮紙、椰子の葉」から「新聞」「ポスター」「ハードディスク」までありとあらゆる年代の媒体を含む。非テキストも写真はどうか、科学的調査の記録なども念頭にあるとみられる「図表、グラフ」を示し、別の説明箇所では「パンチカード」も挙げている。視聴覚資料もまた、

今では使われなくなった媒体を含めて保存を掲げ、かつて音声や映像の主たる記録媒体だったカセットテープやビデオテープなどの「磁気テープ」も明示している。

いわば、「コミュニティや文化、国、又は人類の全般にとつて重要かつ不朽の価値を持ち、その劣化や損失が甚大な〔文化的〕貧困を招く」記録は、その形式を問わず、作成者が歴史的偉人であろうと無名の庶民であろうと、全てを残すべきだという考えに立っている。宇吹さんは、記録遺産の規定を踏まえ「写真と映像にとどまらない原爆資料の登録へ、ほかの候補を考える議論が今後さらに広がるよう期待している」と述べた。

広島では、原爆記録写真・映像よりも早くから、市民団体「広島文学資料保全の会」が、原爆詩人の峠三吉、作家の原民喜たちの自筆原稿や日記といった原爆文学資料の「世界の記憶」国際登録を目指して活動を始めた。「原爆の子の像」のモデルとなった佐々木禎子さんの折り鶴と関連資料も、遺族が代表を務める団体などが登録を目指している。ただ、宇吹さんの念頭にあるのは、それらばかりではない。筆者の取材に対し、物理学者の仁科芳雄らが加わり原爆投下直後の広島に入った日本の調査団が残した記録や、戦後に被爆者の証言を録音したテープ、被爆者調査の記録の原本など、さまざまな候補を挙げた。

ユネスコは、登録する記録・記録物群について、一つのアーカイブとしての合理的なま

とまり（「完全性」）を求めており、原爆記録写真と映像の申請は、テキストなどを含まない「視覚的資料」のアーカイブとしてなされた。すでに登録されている事例を見ると、とりわけ重大な歴史的事件については、性質の異なる記録がそれぞれ個別に順次登録されていることが注目される。例えば、ナチス・ドイツによるホロコースト（ユダヤ人大量虐殺）の関連資料では、「アンネの日記」、映画「ショア」の証言音声アーカイブ、フランクフルト・アウシュビッツ裁判の記録が登録済みである。被爆関係資料についても、今後、広島のほかの記録類、あるいは長崎の被爆の記録の登録も目指しうる。

実際に登録を目指して申請するかどうかは所有者の意向などにもよるが、少なくとも、人類史上の重要な価値があるならば、新聞、カセットテープからハードディスクのデジタルデータまで「記録遺産」と位置づけるこの新しい国際的な視座を被爆地として意識し、さまざまな原爆資料を保存し、未来へとつなぐ務めが広島にはある。筆者を含む中国新聞の取材班は、そのような考えに立って、二〇二四年七月から連載「ヒロシマ ドキュメント」を始めた。以下、連載のベースになった「広島原爆の視覚的資料」についてより詳しく内容を説明し、記事で取り上げた写真と映像にとどまらない、さまざまな関連資料や今後の保存活用への課題を記す。

2 「広島原爆の視覚的資料」と関連する記録

一九四五年八月六日、原爆投下直後の広島の写真は、米軍が上空から撮影した巨大なきのこ雲がよく知られている。日本が四五年九月二日に降伏文書に調印した後、原爆の軍事的威力を調べるため米国戦略爆撃調査団などが被爆地に入り、数多くの写真を撮影した。

これら米軍撮影の写真画像は、今も国内外のメディアなどでたびたび掲載されている。

一方で、原爆さく裂直後に「きのこ雲」の下にいた市民の視点から、未曾有の被害にカメラを向けた人々もわずかながら存在した。中国新聞は、このような核兵器の使用により悲惨な被害を強いられた人間の側から見た写真に基づく原爆報道を重視し、写真の検証や新たな資料の掘り起こしを続けてきた。「原爆は威力として知られたか。人間的悲惨として知られたか」。かつて中国新聞の論説委員を務めた金井利博さんの残した言葉が、原爆報道の根幹であり続けている。

二〇〇七年八月十四日には、西本雅実編集委員（当時）の取材により日本側の広島原爆記録写真の全容を朝刊で特集し、一九四五年八月六日から一二月末までの間に「撮影者五七人が少なくとも計二五七一枚を撮っていた」と報じた。この全容調査には、広島平和記

念資料館の下村真理学芸員が協力した。調査対象とした「四五年十二月末まで」は原爆放射線による急性症状が概ね収束したとされるまでの時期であり、広島市はこの期間に推計一四万人（誤差プラスマイナス一万人）が犠牲になったと推計を示している。

一五年近くが経った二〇二一年一二月、筆者が平和記念資料館への新たな寄贈資料などを集計したところ、新たに二一二枚の写真が確認された（二〇二五年二月五日付「中国新聞」）。その後、西本さんと下村学芸員は二〇二三年一〇月時点の最新の集計をし、「七〇人・三団体が撮影した二八五六枚が現存」するとまとめた（『広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告』第一九号）。ただ、その後も新たな撮影者と写真が判明している（「中国新聞」二〇二五年一月二四日、二六年二月二二日付）。

つまり、原爆投下から八〇年がたっても広島で撮られた原爆写真の全容は完全には分かっておらず、新たな発見が続いている。このため、写真一五三二枚と映像二点からなる「広島原爆の視覚的資料」は、あくまで現時点での代表的な写真と映像としてユネスコに申請された。

写真一五三二点の撮影者は、合わせて二七人と一団体である。自らも被爆しながらシャッターを切った市民たちが一九七八年に結成した「広島原爆被災撮影者の会」の参加者一人

一人が残した写真のほか、中国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、同盟通信社（現共同通信社）のカメラマンらによる写真、日本の学術調査団に同行した東京で活動している写真家の林重男さん、菊池俊吉さんの写真から構成されている。記録映像は、戦時中にニュース映画や文化映画を製作していた日本映画社が同じ調査に同行して撮影した。共同申請者は、これらが、申請対象外あるいは今後さらに見つかりうるものも含めて日本に残るすべての広島原爆の記録写真、映像への国際的な認知度を底上げし、各国の市民が「きのこ雲の下」からの視点で核兵器使用の現実に向き合うために寄与することを目指している。

ただ、代表的な資料群として申請された「広島原爆の視覚的資料」に含まれる写真と映像も、ユネスコが「世界の記憶」登録にあたり重視するインターネット上での世界からの「アクセス性」に課題があった。広島平和記念資料館、報道各社はそれぞれのウェブサイトで自らが保存・活用に関わる資料をデジタル公開してきたが、一覧できるサイトはなく個別のサイト間の結びつきも乏しかった。さらに、撮影場所などの説明文が英訳されている資料はごく一部だった。申請資料のうち最多の八十一枚を占め、ご遺族がネガフィルムを受け継がれてきた菊池さんの写真は、デジタル公開用サイトが整っていなかった。

そこで、共同申請者は二〇二四年七月、菊池さんのご遺族をはじめさまざまな関係者の

協力を得て、申請資料約一五〇〇点を網羅的に公開する新たなアーカイブサイトを開設した。サイトで公開している資料はすべて英文の説明がつけられており、撮影者についての解説も日英両語で読める。撮影日・撮影内容の異なる写真と映像が、所蔵者の違いを超えて横断的に結びつき、被爆後の広島状況をより詳しく時系列を追って見られるようになった。

原爆が投下された一九四五年八月六日には、自らも被爆した市民たちが立ち上がる雲にカメラを向け、中国新聞社の写真部員だった松重美人さんは爆心地から約二・二キロメートルの御幸橋西詰で市民の惨状にシャッターを切った。翌日以降も陸軍船舶司令部の写真班員など県内の軍関係者を中心に被害が記録されたが、広島が大混乱に陥る中、地元の人間の撮影による写真の枚数は限られる。本社が全焼して当時の社員の約三分の一にあたる一一人が被爆死した中国新聞社も例外でなく、一二月末までの間を見ても現存する写真はわずかだ。

一方、被爆から一週間の間でみると、八月九日に大阪から広島に入った毎日新聞の国平幸男さんや朝日新聞の宮武甫さんが、焼き尽くされた街や負傷者の姿を今に伝える数多くの写真を撮った。一二月末までの期間でみると、一〇月に学術調査団に伴って東京から広

島市内に入った前述の菊池さん、林さんが合わせて一〇〇〇枚以上の膨大な写真を残した。

中国新聞は、アーカイブサイトが設けられた翌月の二〇二四年八月に連載「ヒロシマ ドキュメント」を始めた。八月六日付朝刊から一二月末にかけて「広島原爆の視覚的資料」に含まれる写真を中心に、七九年前と同じ日あるいは同じ時期に撮られたカットを連日掲載した。資料を時系列でたどることで、原爆投下直後の街の壊滅、やけどやけがによる人的被害から、やがて外傷は目立たない人も大量の放射線にさられたために髪が抜け落ち、白血球の減少や出血に襲われ、次々と命を奪われた被害の実態を浮き彫りにしようとした。

写真そのものが惨禍をありありと今に伝える一方、関連する記録や証言と結びつけられ、より深く読み解くことができる。連載では、写真に直接的に関係する記録から、間接的なものまで、幅広く資料を探し、紙面で紹介した。

その一つには、撮影者の体験や思いを伝える記録である。「広島原爆の視覚的資料」に含まれる写真の撮影者二七人・一団体のうちユネスコへの申請時の健在者は山田精三さん（一九二八年生まれ）のみだったが、広島原爆被災撮影者の会に参加した撮影者や遺族のそれぞれの回顧を収める写真集「広島壊滅のとき」（同会が一九八一年発行）をはじめ、カメラを手にした当時の状況を伝える刊行物や手記類が残っている。また、広島平和文化センターは

一九八〇年代から証言ビデオの撮影を本格化させており、前記の松重さん、きのこ雲を撮影した深田敏夫さん、似島で大やけどの負傷者にカメラを向けた尾糠政美さんたちの証言映像が現存している。これまでに収録された被爆者の証言ビデオは相当数に上るが、証言者がまさに目の前に見た光景を私たちが写真からも知ることができる希有な例である。

逆に、写真や映像に撮られた側の記録も残る。連載では、松重さんが撮った御幸橋西詰の写真に後ろ姿が写る少年を見て、いまだ遺骨も見つからないわが子（被爆当時、広島市立中一年生だった杳木明さん）だとつづった父親の杳木良之さんの手記や、明さんの遺品の日記（立命館大学国際平和ミュージアム所蔵）などに光を当てた。近年、毎日新聞の国平幸男さんが一九四五年八月九日に撮影した写真に納まる顔や手に傷を負った少女や、朝日新聞の宮武甫さんが広島赤十字病院で撮影した顔のやけどの治療を受ける少年の身元がそれぞれの新聞社の取材で分かっており、連載でも取り上げた。

加えて、今回の取材により、菊池さんが一九四五年一〇月に広島市の広島陸軍第一病院宇品分院で撮影した、髪が抜け落ちた原爆症患者の一人で「来間輝夫」と名前のメモが残る被爆者の遺族が島根県に住んでいると分かり、身元や半生を確認できた。来間さんが二〇〇一年に前立腺がんで亡くなる前、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館に寄せていた手

記が手がかりになった。手記には、同じ場所に入院していた被爆者が次々と息を引き取っていたと書かれ、写真と手記に合わせて触れると当時の悲惨な状況が一層よく分かる。

写真のうち調査に伴って撮られたものは、当時のデータが残っているケースがある。広島陸軍船舶練習部の写真班員だった木村権一さんは、放射線による急性症状が顕著だった一九四五年八月の終わりから九月初頭にかけて、放射線医学を専門とする都築正男・東京帝国大学教授（当時）たちの調査班の指示を受け、脱毛や皮下出血斑の症状が現れている原爆症患者を撮影した。その写真とともに、写された患者の白血球数の減少をはじめとする症状の経過や、撮影後の死亡日の記録が現存している。まさに核兵器の非人道性の揺るがぬ証拠である。

写真をより深く読み解く上で大切なのは、これら直接的な資料だけではない。例えば、写真に捉えられた焼け跡や建物の残骸に家や職場があった人の記録である。爆心地近くで崩落した広島瓦斯本社の写真（広島県警察部の写真班員だった川本俊雄さんが一九四五年末ごろに撮影）を連載で掲載した日には、ここに勤めていた夫を原爆で失った妻の証言記録と原爆に遭う前の夫妻の写真を紹介した。夫、妻いずれも朝鮮半島の出身者で、夫は遺骨すら見つからなかった。

また、写真が撮られた日や同じ時期、市民はどんな状況にあったのか一日一日を追うには、当時の日記や中国新聞も欠かせなかった。新聞は記事だけではなく、広告欄にも市内の学校や事業所の慰霊祭開催の呼びかけなどが載っており、貴重な記録だ。

このように、写真の意味を掘り下げるために関連づけられるべき資料は多岐にわたり、連載で紹介できた資料は、そのごく一部である。現在の「世界の記憶」への直接的な申請資料は「広島原爆の視覚的資料」に含まれる写真と映像だが、合わせて世界に知られるべきだ。アーカイブサイトができて申請資料の公開態勢はある程度整ったが、今後、関連資料のさらなる掘り起こしやその発信が求められる。

3 被爆者や支援者たちの運動の記録

「広島原爆の視覚的資料」が対象にする一九四五年八月六日から一二月末までの間は、放射線による急性症状がおおむね収束したとされるまでの一つの区切りに過ぎない。四六年以降も、被爆者の生活の苦境や白血病の増加をはじめ後障害による健康被害は続く。にもかかわらず、日本政府は一九五二年に米軍主導の占領期が明けても、原爆被害者への援護策を講じなかった。社会の片隅に置かれていた原爆被害者たちは、五四年三月の米ビキニ

水爆実験を機に全国的に広がった原水爆禁止署名運動、翌五五年八月に広島市で初めて開かれた原水爆禁止世界大会を経て、五六年八月に日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）を結成する。被爆直後の写真や映像に記録された惨禍を体験した人たちがその後をどう生き、何を訴えてきたのか。連載「ヒロシマ ドキュメント」は、被爆者運動を一つの柱に広島戦後史もたどった。

くしくも二〇二四年二月、日本被団協がノーベル平和賞を受賞した。ノルウエーのノーベル委員会はその活動を「核兵器が二度と使われてはならない理由を身をもって立証してきた」とたたえ、「人類への貢献」を高く評価した。

授賞式で演説した田中熙巳代表委員は「核兵器も戦争もない世界」の実現を訴えるとともに、資料の重要性に触れた。日本被団協の資料を収集する東京のNPO法人「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」を例に挙げ、被爆者の証言や運動の記録を通じて次世代に「実相の普及に全力を傾注する」よう呼びかけた。ノーベル委員会のフリードネス委員長も「被爆者たちが歴史の証人として私たちの前からいなくなる日も、いつかは来るでしょう」と投げかけ、「記憶のためにはあらゆる装置が必要です」と訴えた。

広島もこの呼びかけに応え、被爆者の証言や運動の記録資料の保存・活用に一層力を入

れるべきだ。特に日本被団協の結成前夜から草創期については、広島にしか残っていない記録が少なくない。

代表例は、広島県立文書館の「藤居平一資料」だ。藤居さんは原爆で父を亡くし、民生委員や初の原水爆禁止世界大会の広島準備会の活動を経て、日本被団協初代事務局長を務めた。一六〇点に及ぶ資料が二〇一九年、託されていた宇吹暁さんから寄贈された。

連載で扱った資料の一つは、原水爆禁止世界大会の広島準備会が開催への支援を募るために作った「募金要領」である。「望み得べくんば、カープに対する熱情を募金及び大会盛上げに再現したい」と記され、政治的立場を超えて幅広い市民の関心を高めようとした足跡を刻む。また、日本被団協の初代代表委員を務める森滝市郎さんが一九五六年三月の広島県原爆被害者大会のため書いた「世界への挨拶」も含まれる。八月に少し修正して日本被団協の結成宣言として発表された。広島大学教授を務めた森滝さん自身が残した資料は現在、広島大学文書館が次女春子さんの協力で一万点以上を受け入れ、整理を進めている。

広島には、ほかにも被爆を原点に市民が主導した草の根の運動記録がさまざまに残る。

広島平和記念資料館は、子どもたちでつくる「広島折鶴の会」の世話人だった河本一郎さんが残した資料を所蔵している。会は一九六〇年代、原爆ドーム保存を訴える署名活動

をいち早く始め、六七年の広島市の初の保存工事へ機運を高めた。署名を呼びかけるビラのほか、広島原爆病院の入院患者の慰問などにも取り組んだ活動ぶりを伝える記録が残る。

広島大学文書館には、元広島市長の平岡敬さんの中国新聞記者時代の資料が保存されている。平岡さんたちジャーナリストや各地の市民が支援し、日本政府が放置していた在外被爆者への援護をこじ開けた「孫振斗裁判」（一九七八年に最高裁判決）に関する運動記録を含む。また、南米の被爆者の健康相談に携わってきた広島県医師会には二〇二三年、ブラジルの被爆者団体の活動資料が寄贈された。日本政府の援護が受けられなかった時期、南米五カ国の被爆者を対象にしたアンケート調査の回答には、厳しい生活実態が書かれている。

これらは、各国の戦争遺構の保存や核被害者、戦争被害者への援護、市民の支援のあり方などを考える上で重要な記録である。日本被団協の資料はじめ、ほかのさまざまな運動記録とともに国内外の幅広い市民や研究者がアクセスしやすい態勢づくりが望まれる。原爆記録写真・映像が当初そうであったように、現状ではさまざまな資料が異なる所蔵場所に点在し、インターネット上での英語による発信も乏しい。さまざまな資料について、関係機関が連携してまずどこに何があるかを整理し、目録やデジタル画像の公開を横断的に

進めることなどが期待される。

また、今後、日本被団協のような団体の記録だけではなく、被爆者の個人資料にもさらに目を向けるべきだ。連載では、広島で日本被団協の運動に草創期から加わるとともに証言者としてたくさんの方の若者に被爆体験を伝え続けた池田精子さんの資料を取材した。池田さんはノーベル平和賞の授賞式の一〇日後に亡くなり、生前の証言原稿を孫が受け継ぐ。原稿から、一人一人の被爆者の痛ましい体験、平和への切なる思いが日本被団協の運動を形作っていたとひしひしと伝わってきた。

被爆者が生き抜いた記録の保存は、被爆直後の写真や映像をより深く読み解くことにもつながる。広島大学文書館には、遺族から寄贈された広島市の医師、大田萩枝さんの資料が残る。被爆後、袋町国民学校で負傷者の救護にあたり、その姿を一九四五年一〇月に菊池俊吉さんが撮影した写真が、「広島原爆の視覚的資料」に含まれる。大田さんは被爆から四四年後の一九八九年、核戦争防止国際医師会議（IPPNW）が広島市で開いた世界大会で証言に立ち、「原子爆弾の惨禍に、我々医師達は全くなすすべもなく、凄惨な負傷者の前に、立ちつくすのみでありました」「心よりの願いは核兵器を廃絶し、真の平和を実現する事であります」と訴えた。広島大学文書館には、当時の大会で読み上げた直筆の原稿が残っ

ている。いわば無言の原爆写真に伴う「声」である。

被爆体験の証言者が講話の際に配る資料や映し出すパワーポイントに自身が被爆した地点の惨状を記録した写真を使っている例も少なくなく、それらは一枚一枚の写真に刻まれた固有の記憶を知る手がかりになる。ただ、このような個人資料は、被爆者の高齢化や死去に伴う散逸が危ぶまれる。原爆写真や、「黒焦げの弁当箱」のような被爆の痕跡があらわな実物資料だけではなく、被爆者の戦後の足跡を刻む記録もまた未来へ残すべき資料であると市民に広く保存への協力を呼びかけ、公的施設での受け入れを強めるべきだ。

4 未来を見据えた保存を

ここまで、「世界の記憶」登録を目指してユネスコに申請された「広島原爆の視覚的資料」とその関連資料、また一九四六年以降の被爆者や市民の運動資料について、連載「ヒロシマ ドキュメント」での取材を例に特徴や保存状況を紹介した。被爆直後の写真と映像が「入り口」となって、ほかのさまざまな原爆資料への国際的な関心が高まり、核時代の人類の未来を考えるのに欠かせない記録遺産として生かされることを期待している。

原爆資料を被爆一〇〇年となる二〇四五年はおろか、そのさらに一〇〇年先、二〇〇年

先を見据えて人類史に位置づけるには、まさに今、新たにつむがれている資料も未来の「歴史資料」として守らなければならない。連載では二〇二五年に入って被爆者がつづった手記も取り上げた。手記については収蔵施設として国立広島原爆死没者追悼平和祈念館が整備されているものの、例えば、平和集会での被爆者や市民のあいさつ文のような被爆地の日々の営みを刻む資料は、どの施設が保存を担うのかはつきりしていない。また、形式も年代も幅広く資料を収集し、保存し続けるためには収蔵スペースをどう確保するか議論も必要だ。

二〇二三年一月にユネスコに申請された「広島原爆の視覚的資料」は、共同申請者が目指した二五年春のユネスコ執行委員会での登録は見送られた。一方で「世界の記憶」を共同で目指す取り組みをきっかけに、二〇二五年五月三日から八月一七日、申請資料のうち写真約一六〇点と映像二点を展示する企画展「ヒロシマ1945」が東京都写真美術館で開かれ、会期中に約三万七〇〇〇人が来場した。「広島原爆の視覚的資料」は引き続き、次回ユネスコで登録の可否が決定される二〇二七年春の登録を目指している。

「過ちを決して繰り返さないための各国政府や市民の取り組みに資するのを期待しています」という共同申請者の思いとは裏腹に、戦火は絶えず、核軍縮は停滞し、逆行する核軍

拡すら危ぶまれる。核兵器が一発でも使われれば、どうなるか。危機のときだからこそ、国や政治的立場、核を巡る主張の違いを超え、まず「ファクト」を見つめるべきだ。その体験者の訴えに向き合うべきだ。そのために欠かせない記録遺産を守り未来へつなげることは、いま被爆地からできる世界への確かな貢献だと考えている。

追記…本稿は、広島市立大学広島平和研究所と中国新聞社、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）が二〇二五年七月一九日に広島市で開催した国際シンポジウム「未来への記憶の遺産——原爆資料をどう継承するか」での発表内容を基に、加筆・修正した。

《参考文献》

- 国連教育科学文化機関（二〇二二）「世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針」
国連教育科学文化機関（二〇二二）「『記録遺産』の定義について（詳細版）」
広島原爆被災撮影者の会（一九八二）『広島壊滅のとき』
西本雅実（二〇二三）「1945年8月6日松重美人撮影写真を読み取る」『広島原爆の撮影者』とともに（『広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告』第一九号）

《より深く知るために》

ユネスコ「世界の記憶」登録候補 「広島原爆の視覚的資料——1945年の写真と映像」の特設サイト
(<https://visual-archives-hiroshima.jp/>)

※ユネスコへの申請資料が公開されている。

中国新聞被爆八〇年企画「ヒロシマ ドキュメント」の特設サイト (<https://www.chugoku-np.co.jp/stp/hiroshima-documents/>)

※連載記事が読める。

第4章 残された資料から見る長崎の被爆者運動の歩み（講演録）

山口 響

私からは、長崎の被爆者運動をめぐるどのような資料が残っているか、資料保存の取り組みの現状がどうなっているかを中心にお話しし、それと並行して、それら資料から一体どのようなことが言えそうかという見通しを示していきたいと思います。

1 遅れている長崎の原爆資料保存

残念ながら長崎の場合は、原爆関連資料の保存の取り組みが広島に比べると著しく遅れております。

まず広島市、広島県と違って、長崎の場合は長崎県にも長崎市にも公文書館、文書（ぶ

んしょ、もしくは、もんじょ）館といった類のものがありません。広島大学には文書館がありますが、長崎大学には残念ながらありません。また、広島大学では、原爆放射線医科学研究所が「附属被ばく資料調査解析部」を設置して、原爆被災をめぐる文書・手記集などをかなり系統的に収集してきています。他方で、長崎大学には原爆後障害医療研究所という組織があるものの、収集資料は狭い意味での医学関連にほぼ限定されている状況です。

また広島の場合は、広島平和記念資料館にオンラインの「平和データベース」と呼ばれるものがあって、これはかなり充実しています。長崎原爆資料館には、これもオンラインの「収蔵品検索」というのがありますが、写真や絵画などビジュアル的な資料への偏りがあります。アーカイブスというよりも展示の延長線上という感じです。

それから、長崎市と長崎県は共同で長崎歴史文化博物館を運営していて、資料の収集・公開もしていますが、近世期から明治期の資料に偏っています。大正・昭和期の資料もあるにはあり、原爆に関連する資料も多少は収蔵されているものの、その存在は積極的に広報されていません。

他方、民間においてどういう系統的な資料保存の取り組みがあったかという点、長崎では残念ながらそれらも不十分でした。広島では、古くは「原爆資料保存会」「ピカ資料研究

所」「原爆被災資料広島研究会」などの活動があり、近年まで含めると、文学資料、写真資料などの保存の取り組みが多数なされている。しかし長崎では同種の活動がほとんどありませんでした。

長崎の市民たちは一九六〇年代後半から広島市民と共同で「原爆被災白書運動」を起こします。国に対して「原爆白書」の作成を要求するもので、これが実現すれば何らかの形で日本政府が原爆関連資料保存の取り組みに進むはずだったんですけども、結局のところ運動としては成功しない。その流れを受けて、長崎では被爆証言記録運動が始まります。これは文字通り、人間の頭の中にある原爆の記憶を証言集という文字情報の形で残していく重要な取り組みでしたが、文書などの資料保存を中心とした活動ではありませんでした。ちなみに広島では田原伯^{たはらつかさ}さんという方が「ピカ資料研究所」を主催していて、長崎にも活動拠点が一時期ありました。一九八二年七月二三日の長崎大水害で書庫が冠水してしまい、残念ながら資料は残されていないようです。私の知識不足もあってそれ以上のことはちょっとわからないので、ご存知の方がいたら教えていただきたいと思います。

今は、目につくところからということでは行政の取り組みを先に話しましたが、現実的には、これまでのご報告にもあったように、やはり民間の取り組みが先行して、行政が

それを後追いつける、部分的に民間の活動成果を利用するという形で進んでいく、という流れです。

このように広島に比べますと残念ながら長崎では資料保存の取り組みが遅れていますので、長崎の資料を見ようと思うと広島施設に來たら見られた、なんていうこともよくあります。

2 長崎被災協資料群の紹介

そこで、この五年ほどのことですが、私も含めた数人の長崎・広島在住の研究者で、長崎の原爆関連資料の発掘・収集・整理・保存に取り組んでいます。

さまざまな団体や個人が保有する資料がありますが、もともと私たちが力を入れているのが「長崎原爆被災者協議会」の資料保存です。長崎のいわゆる被爆者四団体のひとつで、先日ノーベル平和賞を受賞した「日本原水爆被害者団体協議会」（日本被団協）を構成する団体のひとつです。一般的には「長崎被災協」と呼ばれています。

現在までに私たちが確認してきた長崎被災協の資料の概要をこれから順次説明していきます。私たちのグループでは、資料群の全体像を把握するために簡単な資料目録を作成

した上で、特に重要だと思われるものについてはスキャンをして電子データを保存しています。

昔の紙が多いので、資料が酸化してボロボロになる危険性があるのですが、それを中性紙でできた箱に一応入れている状況です。ただ、予算的な関係もあって、個別のアイテムを全て中性紙封筒に入れたり、脱酸処理したりするところまでは残念ながらできていません。また、ほとんどの資料を長崎被災協の地下倉庫に置いていますので、温度・湿度管理の点では非常に不十分です。しかし、与えられた条件の中で最大限のことをやるということで保存活動を進めています。

これから、六つのグループに分けて主な資料を紹介していきたいと思います。

一つ目が長崎被災協の組織運営に関わって事務局で保存してきた内部資料です。事務局日誌であるとか、理事会や評議員会の資料、予算書・決算書、会計関係、長崎被災協を構成する諸団体とのやり取りがわかる資料、事務局に届いたハガキ・手紙などです。残念ながらこれらの事務局資料はすべての年次に関して揃っているわけではありませんが、あるものだけでも何とか収集しようと努力しているところです。

いまスライドに映しているのは、一九六一年の総会議案書です（写真1。以下、資料は全て

点は触れられていない。構成団体は、地域的な団体と地域を基盤としない団体と二種類ありますが、これら構成団体が被災協に提出した資料を見ながら、構成団体の役割に関する検証を進めていこうと思っています。

地域を基盤としない団体にもいろいろとありまして、例えば、長崎市婦人会とか長崎原爆遺族会とか。それと、「全日自労被爆者の会」といしまして、これは日雇い労働に従事していた被爆者の方々の団体です。

仮説としては、地域を基盤としない団体の場合は言うまでもありませんが、地域を基盤とする団体であっても、長崎被災協の統制に服する「支部」ではなくて、あくまでそれぞれが独立した組織なんじゃないかというふうに、見ております。日本被団協とそれを構成する各都道府県の組織の関係性に似ているところがあるんじゃないでしょうか。

それと、会計資料がたくさん残っているという話を先ほどしましたけれども、出納帳であるとか領収書とか、そういったものもたくさん残っているんですね。お金の流れを把握することによって、その団体がどういう活動をしているかがわかってくる。とりわけ重要な情報は、長崎被災協では、被爆者の方々が仕事に就くことがなかなか難しいということ、ある種の厚生事業として、「被爆者の店」という土産物店・食堂を経営していたんです

ね。そのお店でいったい何を仕入れていたのか、何をどのぐらい売ったのか、この被災協資料を見ればわかるようになる。たとえば、授産事業として、長崎はカトリックの街でもありますので、お土産物の「マリア人形」を製作しています。その現物も残されています。あとは従業員給料の一覧といったような書面も残っていたりします。この「被爆者の店」での土産物販売は被災協の活動の重要な資金源になっていましたから、そういったお金の流れを把握して被災協の活動の一端を明らかにすることが、これら資料によってできるようになるはずです。

長崎被災協や全国的な日本被団協の運動というと、どうしても、国家に対して被爆者援護を求める、国家補償を求める運動がいちばん目につくところだと思いますが、一方では、いまお話しした「被爆者の店」の運営のような、非常に地味ではあるけれども、組織を下支えしていた部分があるわけです。そういった部分をこれらの資料から把握できないかなと考えております。

第二に、長崎被災協の主に関向きの活動に関連して保存されてきた資料群があります。各方面に提出した要望書・陳情書・意見書、原水爆禁止大会やビキニ・デーに関連した資料、長崎市とやり取りした文書などです。

ある意味では、そういった外向けの活動以上に重要だと私が考えているのは、被爆者に対して寄り添った生活相談のような活動です。相談者がどういう状況で被爆をしたか、家庭内でどういう問題が発生しているか、といったような内容が赤裸々に記されています。したがってこれらは個人情報保護の塊でして、扱いとしてはなかなか難しい面がありますが、表で公開されている被爆証言集以上の重要性があると考えます。

同様に、各種の被爆者調査をめぐる資料も残されています。栗原淑江さんのご発表にもありました、一九七七年には「被爆の実相とその後遺・被爆者の実情に関する国際シンポジウム」が開かれていて、これの準備のためにさまざまな被爆者調査が取り組まれ、長崎被災協でも調査票の原票などが保存されています。被爆者の実情を世に知らしめ、被爆者援護の充実を求める活動に関連しては、一九八一年の「原爆の非人道性と国の戦争責任を裁く国民法廷」の資料も残されています。

これらとはまったく別の活動ですが、一九八〇年代からは修学旅行の平和学習の受け入れが盛んになってきます。各学校から送られてきた修学旅行のしおりとか、被爆体験講話や遺構めぐりの感想文などもかなり残されています。

第三に、長崎被災協の刊行物です。長崎被災協ニュース（写真3）や長崎被災協事務局通

信が主なものですが、バックナンバーが全部揃っているわけではないので、欠けている部分を保有している人がいないかどうか、呼びかけもなされているところ です。

第四に、歴代の会長や事務局長などが記録していた資料があります。特にまとまった資料群としては、一九八六年から九七年まで会長を務めた山口仙二^{せんじ}さんの資料、そして一九八四年から二〇一五年まで事務局長を務めた山田拓民^{ひろたみ}さんの資料があります。山口さんは、一九八二年六月の第二回国連軍縮特別総会での演説で有名ですね。「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ウォー、ノーモア・ヒバクシャ」という絶叫で終わるものです。そのときに国連総会議場の壇上で読み上げたとみられる原稿用紙も長崎被災協の倉

写真3 『長崎被災協ニュース』No. 53 (1988年3月9日)



庫から出てきて（写真4）、これは長崎ではかなり報道されました。それと、同じ国連軍縮特別総会のときに現地で反核デモがあったんですが、そのときに現地に派遣された被爆者らが使用したとみられる横断幕も発見されました。山田拓民さんの資料は、個人宅に残されていた段ボール何十箱にも及ぶかなり膨大なもので、外部団体からの送付物などはきわめて貴重なコレクションだと言えます。

もうひとつは、一九六〇年代に事務局長を務められていた葉山利行さんの日誌・メモ書きで、これが非常に重要です。葉山さんはメモを丁寧に残すタイプの人でしたので、これを追うだけでも、当時の長崎の平和運動をめぐって多くのことが明らかにできそうです。

第五に、日本被団協を発信元とする資料群があります。「被団協連絡」「被団協速報」などの中央から送られてく

写真4 山口仙二氏が第2回国連軍縮特別総会（1982年6月）の壇上で読み上げたとみられる原稿



る文書、『被団協新聞』といった定期刊行物、被爆者援護法制定や国家補償要求に関連した資料、「中央相談所」関連などがあります。「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」で被団協資料を整理されていますので、長崎側でどれだけの資料が残っているかを把握し、両者を突き合わせることで互いに欠けている部分を埋めていく作業ができると考えています。

最後に、第六として、長崎被災協に外部団体が送ってきた図書・冊子・定期刊行物や問い合わせ文書などの資料もかなり残されています（写真5）。これらの資料によって、狭い意味での被爆者運動だけではなく、平和運動全般をめぐる状況がある程度把握できるようになるのではないかと期待しています。

写真5 『あの日、あの時、この空の下——被爆体験を語り継ぐために』（長崎市立緑が丘中学校、1976年）



3 資料の保存・公開に向けて

最後に指摘したい問題は、いま私たちは研究者グループとして、言い換えれば内輪のグループとして資料を整理しているだけであって、いまだに、これら資料はそれぞれの団体の内部資料にとどまっている状態だということです。今後、資料保存をどう持続可能なものにし、資料公開の体制をどう構築するかということまでは十分見通せていません。

考えなければいけないのは、先ほど言った被爆者の個人情報の問題。いくら重要な資料でも資料をそのまま簡単に表に出すことができない。これが一つ目の課題です。

二つ目が、長崎被災協もそうですし他の団体もそうですが、資料保存・公開を専門とする団体ではないということです。今後はそれも活動の軸のひとつになっていくかもしれませんが、それだけをやっている団体ではない。そこに十分なりそを割くことができないという問題があります。やはり、個々の民間の組織で対応するには限界がある。最終的には自治体や国の行政の役割が大事になってくるだろうと思います。

今後、残念ながら被爆者の方々が少しずつお亡くなりになっていきますと、結果的に被爆者援護関連予算がどんどん少なくなってくる。その浮いた部分を資料保存事業に回して

いくべきなのではないかと個人的には思っております。被爆者援護が一〇〇〇億円を超える規模であることに比べれば、それほどの莫大な予算は必要なく、簡単にできることであるはずです。

ここでは問題提起にとどめるということで、私からの発表は終わらせていただきます。ありがとうございます。

《参考文献》

長崎原爆資料館収蔵品検索（二〇二六年二月一八日最終閲覧）<https://city-nagasaki-a-bomb-museum-db.jp/>
ヒロシマ遺文（二〇一九年三月二二日）「ピカ資料研究所（ピカ研）」（二〇二六年二月一八日最終閲覧）<https://hiroshima-ibun.com/2019/03/21/ピカ資料研究所（ピカ研）/>

《より深く知るために》

長崎原爆の戦後史をのこす会編（二〇二二）『原爆後の七五年——長崎の記憶と記録をたどる』書肆九十九
長崎原爆の戦後史をのこす会編（二〇一六）『原爆後の七〇年——長崎の記憶と記録を掘り起こす』長崎原爆の戦後史をのこす会

長崎原爆被災者協議会編（一九九二）『あすへの遺産（かたみ）——長崎被災協結成三五周年記念誌』長崎原爆被

災者協議会

長崎原爆被災者協議会編（二〇二五）『被爆八〇年記念誌——ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ウォー、ノーモア・ヒバクシャ』長崎原爆被災者協議会

第Ⅱ部

広島から戦後八〇年と平和を考える

第5章 「平和・非核国家」としての規範の形成と変容

——戦後日本のアイデンティティと核兵器

梅原 季哉

1 規範とは何か——国際政治における「適切さ」の基準

国際政治を考える際に持ち出される概念として、「規範 (norm)」がある。研究者によってはもつとシンプルにルール (rule) と言い換えている例もあるが、その定義は単純には捉えにくい側面がある。

規範とは何か。端的に言えば、国家の行動や言説について、何が適切であり、何が適切でないのかを判断する基準である。その最大の特徴は、それが個々の国家の政策的判断や

国家指導者らの内心での判断ではなく、社会的に共有されている点にある。法律も規範の一種だが、制度化という面では通常の規範と異なり、違反者へのペナルティーが明示された特別なタイプの規範と考えることができる。これに対し、より一般的な規範は、国家を外側から強制的に縛る法律とは異なり、共有されることによってこそ効力を持つ。

規範は必ずしも明文化されている必要はない。むしろ、国際政治において重要な役割を果たしてきた規範の多くは、暗黙の了解として機能してきた。日常生活に引きつけた形でたとえば、規範は法律というよりも、しきたりやマナー、あるいは「常識」に近い。たとえば、エスカレーターで片側を空けるという行動は、多くの人が当然のように守っているが、厳密に言えば法的義務ではないばかりか、近年では鉄道各社はエスカレーター上を歩く行為は危険なので止めてほしい、両側を詰めて利用を、と呼びかけている。それでもなお、片側を空ける行為は、「そうするのが適切である」という感覚が共有されているために、一定の行動様式が維持されている。国際社会における規範も、これと同様に、明文化されていなくとも国家の行動を方向づける力を持っている。ただし、その状態が常に意識されているとは限らないという特徴もある。

国際関係論では、規範には少なくとも二つの重要な効果があると考えられている。一つ

は、国家の行動を制限する効果であり、これを規制的効果と呼ぶ。前述した通り、条約・国際法はペナルティーを伴っており、この規制的効果が制度化された典型とみることができる。より一般的に言い換えれば、「縛る規範」とでもいうことができる。

しかし、国際関係論上の規範が果たす役割は、それだけにとどまらない。もう一つは、規範を共有し、それを守ることによって、集団としての自己理解、つまりアイデンティティが形成されるという効果であり、専門的にはこれを「構成的効果」と呼ぶ。平易に言い換えれば、「連なる」規範と形容できる。国家は、どの規範を重視し、どの規範を守るのかを通じて、「自分たちはどのような国家であるのか」を定義していく。

日本の戦後政治を考えるうえで、この構成的効果はとりわけ重要である。戦後日本において、「戦争をしない国」、「核兵器を持たない国」という自画像は、単なる政策選択の結果として生まれたものではない。もちろん、敗戦後の日本に対する占領政策として履行された武装解除、旧軍の解体に端を発し、個別の政策の反映として出発した側面はあるが、日本社会の中で長い歴史的時間をかけて共有され、内在化されてきた規範によって形作られてきた、国家としてのアイデンティティである。日本人の間では、自分たちは戦争をしない、核兵器を持たないという感覚は、法的義務というよりも、「日本という国であれば当然

そうである」という自己理解として定着してきた。

「国際関係論には、国家は軍事力などの物理的パワーを最大化するように行動する」と考えるリアリズム、国際法や国際機関といった制度の役割を重視するリベリズム、そして規範やアイデンティティといった主観的で共有された観念の力に注目する構成主義に代表される形で、異なる理論的枠組みに基づく学派が存在する。冷戦が終わった一九九〇年代には、とりわけ、リアリズムに属する米国の研究者の間では、根強い平和主義的姿勢を外交的に取ってきた日本を「普通ではない国」と位置付けた上で、日本もやがては「普通の国」となり、核兵器の保有へと向かうに違いないという予想が相次いで示されたことがあった。経済的にみた国力でいえば当時は米国を脅かす地位につけるとともに、一九五〇年代から原子力平和利用を進め、核兵器を保有するだけの科学技術・産業的能力を持ち、それを選択してこなかったからである。しかし、彼らの予測は今日に至るまで現実化していない。

構成主義の視点に立てば、日本の非核政策は必ずしも例外的な行動ではない。国家は物理的能力だけで行動するのではなく、自らがどのような国家であるかという自己理解に基づいて行動する。日本が核兵器を持たないという選択を繰り返してきた背景には、合理的な安全保障上の計算だけでなく、規範によって形成され、日本人の間で共有されるように

なった「あるべき国家像」が介在している。本稿では、この構成主義的な視点を手がかりに、日本の非核政策とその歴史的意味を考察していく。

2 非核規範という考え方——核をめぐる複数のルール

核兵器不使用規範——いわゆる「核のタブー」

核兵器をめぐる規範の中で、最も広く知られているのが、核兵器不使用規範、いわゆる「核のタブー」である。広島・長崎への原爆投下以降、核兵器は現在に至るまで八〇年以上、幸いなことに戦争の中では使用されてこなかった。この事実は、単なる偶然や幸運として説明されることもあるが、国際関係論の分野では、核兵器は使ってはならない兵器であるという認識が国際社会で一定程度共有されてきた結果であると理解されることが多い。

「核のタブー」をめぐることは、核抑止論との関係がしばしば問題とされる。核抑止論の立場からは、核兵器が使用されてこなかったのは、報復によって自国も壊滅的な被害を受けることが合理的に予想されるからであり、規範的要因を持ち出す必要はないと説明される。しかし、この説明には限界がある。核保有国は、報復の恐れがない、あるいは極めて限定的である非核国との紛争においても、核兵器を使用してこなかったからである。

非核国の中でもとりわけ、核兵器保有が懸念される拡散疑惑の対象国に対しては、米国が軍事介入に実際に踏み切ったり、作戦を検討したりした例が冷戦後、複数回存在する。湾岸戦争やイラク戦争における、サダム・フセイン体制下のイラクや、一九九四年のいわゆる第一次核危機における北朝鮮がそうした例として挙げられる。しかし、米国はそのいずれの場合でも、核兵器保有を阻止するための軍事作戦に際してであつても、自らは核兵器を使用しない方針で臨み、その姿勢を保ち続けた。

この点を踏まえると、核兵器の使用には、軍事合理性とは別のハードルが存在してきたと考える方が自然である。核兵器は、その破壊力の大きさだけでなく、無差別性や長期的被害という特性ゆえに、使用すること自体が強い道義的非難を招く兵器とみなされてきた。「核のタブー」とは、こうした認識が共有されることによって、核兵器の使用を思いとどまらせる方向に作用してきた規範である。

日本は、この「核のタブー」と特別な関係を持つ国家である。広島と長崎における被爆の経験は、それ以降の八〇年間を通じて、戦時下では唯一の核兵器使用例として位置付けられると同時に、核兵器の使用がもたらす非人道的被害の実態を世界に先駆けて示すものである。戦後の日本社会においても、核兵器は決して使ってはならない兵器である、とい

う感覚は長きにわたって、強く共有されてきた。しかし、後述するように、日本政府は核兵器不使用を例外なく支持する立場を明確に打ち出してきたわけではない。この点に、日本と「核のタブー」との距離感が表れている。

核不拡散規範と不平等な国際秩序

核兵器に対する全般的な忌避感に根ざした規範は複数のタイプがあり、本稿ではそれを「非核規範」という、一種の複合規範であるとみなす。

「核のタブー」と並んで、非核規範のもう一つの中核をなすのが、核不拡散規範である。これは、核兵器を保有する国家の数を現状より増やさないというルールであり、核不拡散条約（NPT）によって制度化されている。NPTは、核兵器国と非核兵器国を区別したうえで、非核兵器国に対して核兵器を保有しない義務を課す一方、核兵器国には核軍縮に向けて誠実に交渉する義務を課している（条約第六条）。

日本は、非核兵器国としてNPTに参加し、核兵器を保有しないという立場を制度的に確定させてきた。この点だけを見れば、日本は核不拡散規範を積極的に受け入れてきた国の代表例であると言える。しかし、核不拡散規範は、その普遍性とは裏腹に、構造的な不

平等を内包している。核兵器国は核兵器の保有を認められたまま、その地位を維持する一方、非核兵器国には核武装の放棄が恒常的に求められているからである。

この不平等性は、NPTが締結された当初から批判の対象となってきた。とりわけ、途上国の間では、核不拡散が核兵器国による支配的地位の固定化につながっているのではないかという疑念が根強い。それでもなお、多くの国が核不拡散規範を受け入れてきた背景には、核拡散が進めば国際社会全体の安全が著しく損なわれるという認識が共有されてきたことがある。

日本にとって、核不拡散規範は、核兵器を持たないという自己像を国際的に正当化する枠組みでもあった。非核兵器国としての立場は、日本の非核政策を国際社会の中で説明する際の重要な根拠となってきたのである。

非核規範内部の緊張——消極的安全保証と拡大核抑止

核兵器不使用規範と核不拡散規範は、しばしば相互に補完し合うものとして理解されるが、実際には両者の間には緊張関係も存在する。その典型が、消極的安全保証と拡大核抑止をめぐる問題である。

消極的安全保証とは、核兵器国が非核兵器国に対して、核兵器を使用して攻撃するようなことはしないと約束する考え方である。NPT体制の下では、非核兵器国が核武装を断念する代償として、核兵器国からこうした安全保障上の保証が提供される。理論上は、これによって核兵器不使用規範と核不拡散規範の取引関係が成り立つはずである。

しかし、日本のように米国の拡大核抑止に依存する国の場合、状況はより複雑である。拡大核抑止とは、同盟国が攻撃された場合、核兵器国が自国の核戦力を用いて報復する可能性を示すことで、攻撃を思いとどまらせる仕組みである。この枠組みの下では、日本は自ら核兵器を持たない一方で、同盟国による核兵器使用の可能性を前提とした安全保障体制を受け入れていることになる。

この点に、前述したように複合規範である非核規範内部の根本的な緊張が存在する。日本は核不拡散規範を徹底的に受け入れながら、核兵器不使用規範については、例外なき拘束力を与える立場を取っていない。もちろん、核兵器は望ましくないというのが基本的な考えではあり、その使用を歓迎するような姿勢も当然ながら見せない。それでも、最終的な安全保障の場面では、核兵器の使用可能性を完全には否定しない。この二重性は、戦後日本の核政策を一貫して特徴づけてきたものであり、次節で検討する歴史的経緯とも密接

に結びついている。

3 戦後日本における非核規範の形成

原爆投下直後からの日本での反応

戦後日本と非核規範の関係は、一九四五年八月の広島・長崎への原爆投下にさかのぼる。しかし、被爆という経験が直ちに「核兵器は使ってはならない」という規範意識の形成につながったわけではない点には注意が必要である。

日本国内には、敗戦直後には原爆投下を「戦争だから仕方がなかった」と受け止める見方が存在したし、被害を受けた現場では、軍人らエリート層の間では、現在の感覚からすると過小評価といえる反応がみられた。後者には、深刻な危機に直面した際に人間が取る心理的防御反応である「正常性バイアス」といえる力学が作用していた。一方、ポツダム宣言受諾表明の直前までは、日本政府は外交的には、第三国を通じて非人道・違法性をアピールする構えを見せた。しかし、国内的にみると、原爆を非人道的兵器として明確に断罪する語りは、日本社会の中では当初から自明であつたわけではない。広島・長崎の被害は「一発で」という破壊力の大きさは当然認識されたにせよ、一般の空襲で日本国内の主

要な都市のほとんどが焼け野原と化し、人的被害も数字でみれば東京大空襲の方が犠牲者数は多かったことも事実である。放射線後障害によって時間が経過しても殺傷が続く性質を持つ兵器だという認識が形成されていなかった段階では、被害の非人道性はまだ完全には理解されていなかった。

むしろ、日本政府にとっては、原爆投下を「戦争を終結させた決定的手段」と位置づける語りは、敗戦に至る外交判断や戦争指導の失敗を相対化するうえで都合のよい説明でもあった。八月九日の未明にソ連軍が満州（現・中国東北部）や朝鮮への侵攻を開始するまで、昭和天皇をはじめとする日本政府の最高指導層は、中立国であるソ連が米英との和平交渉を仲介してくれば、日本に少しでも有利な条件での戦争終結につながれるのではないかという期待感を持っていた。明らかに甘い情勢認識で判断を誤り、事態の悪化を招いたのだったが、「原爆を落とされたので戦争を終えざるを得なくなった」という説明は、その判断ミスを覆い隠してくれるものだった。そうした論理が前面に立つようになった起点が、八月一五日の玉音放送で昭和天皇が読み上げた「終戦の詔勅」だった。その中では、「残虐な爆弾」を使われたので、日本民族ばかりか人類の滅亡すら危惧されるので、事ここに至ってはやむを得ず終戦を決断したのだ、という形で天皇自身の認識が国民に向けて示された。

これ以降、原爆は、「我々は米国の科学力に負けたのだ」といった説明がなされる際に、その象徴として持ち出されるようになる。しかし、「残虐さ」を非難する言説はそれから間もなく、日本国内の公的空間から消失する。

占領期の検閲と被害認識の歪み

占領期における検閲政策は、日本における核兵器認識の形成に大きな影響を及ぼした。具体的には、一九四五年九月にGHQが発表した「プレスコード」による新聞出版の事前検閲制度の下、「核のタブー」形成は阻害された。戦前からの政党政治家である鳩山一郎のインタビュー記事の中で「原爆投下が国際法違反であることは米国も認めざるを得ないだろう」という主旨の発言を掲載した朝日新聞東京本社が、発行禁止処分を受けた第一号となった。これがいわば先例となり、原爆使用を批判するのはご法度なのだという理解を形づくった。その結果、原爆被害の実態、とりわけ放射線後障害による遅効性のある残虐さを持つという側面についての報道や言説は厳しく制限され、被爆者の経験は長らく社会の周縁に置かれた。日本は原爆被害の現地でありながら、核兵器の非人道性に関する知識と批判的議論の蓄積が体系的に進まないという逆説的な状況に置かれた。

グローバルにみると、一九四六年に発表されたジョン・ハーシーのルポルタージュ『ヒロシマ』が「核のタブー」形成に向けて世論を大きく動かしたとされる。だが、その舞台である日本では同書は約三年間、事実上の禁書扱いだった。一方、長崎の被爆医師でカトリック信徒でもある永井隆の『長崎の鐘』は、日本軍のフィリピンでの残虐行為を告発する作品との抱き合わせを条件にされつつも、占領下でも出版が可能だった。原爆被害を長崎にとつての天恵であるかのように形容したり、悲劇と言っても自然災害のように受けとめたりする記述があり、米国は一切批判しない姿勢だったので許容されたのだった。

こうした形で、「核のタブー」は、その出発点となったはずの日本では、占領期の公的な言説空間の中では封じられていたのとは対照的に、やはり非核規範である核不拡散規範の場合事情が異なった。日本は占領政策の一環として徹底的な非武装化を受け、核兵器を含む軍事力を保有する可能性そのものが制度的に排除された。具体的には、仁科芳雄博士の指導でごく原初的な段階までしか進んでいなかった日本の原爆開発計画は、その芽を徹底的に摘む標的となり、米軍は東京、京都、大阪にあった研究用のサイクロトロン（加速器）を押収、破壊して海中投棄した。核兵器を日本には絶対に持たせないという意思が明確に介在していた。つまり、戦後初期の日本において核不拡散は、規範として内在化され

たというよりも、まずは外部から強制された条件として作用していたと言える。片や前述の通り、「核のタブー」は前提となる知識の伝播が検閲によって強制的に妨げられ、内在化も進まなかった。この非対称性は、後の日本における非核意識の形成に長期的な影を落とすことになる。

米国側にも存在した二つの思潮

一方、原爆を使った側である米国でも、原爆投下直後には、これを、戦争を終結させた革命的兵器と位置づけ、その使用を例外的なものとして極度に抑制すべきだとする理解と、核兵器もまた兵器である以上、通常の軍事手段として使用を前提に運用すべきだとする理解が併存していた。

前者を代表するのは、広島・長崎原爆投下に最高指揮官として命令責任を負った立場のハリー・トルーマン大統領である。フランクリン・ローズヴェルト大統領急死で予期せぬ形で副大統領から昇格し、マンハッタン計画に対しては偉大な前任者の路線にブレーキをかけないという形でしか関与せず、実際には主体的な決定は何らしていない。トルーマンは戦後も、表向きは、原爆投下は自分の責任の下で下した正当な決断であり、何ら後悔し

ていない、再びあの状況に立たされたら、ためらわずに使うという姿勢を保ち続けた。だが、その大統領は内輪の席では「女子どもを虐殺する兵器」使用への嫌悪感を口にしていった。単に個人の感情にとどまらず、原爆の物理的な管理権を、軍ではなく新設の原子力委員会（AEC）に持たせて、使用への制度的歯止めをかけさせた。朝鮮戦争でもトルーマンは基本的に原爆使用に後ろ向きで、使用積極論を唱えたダグラス・マッカーサー元帥を公然と大統領の権威に挑む姿勢が文民統制に反すると判断して解任した。その際、軍部を味方につける意図から短期間、原爆管理権をAECから軍へ映したものの、米本土に貯蔵されていた原爆の極東戦域への展開は、グアムまで移送しただけで、それも三カ月足らずしか続かなかった。

一方、後者の「通常兵器」とみなす系譜が色濃く反映されていたのが、トルーマン政権に取って代わったドワイト・アイゼンハワー政権だった。アイゼンハワーの下でホワイトハウスは、米軍は紛争において原爆を通常兵器と同様のものとして使用を考慮するという戦略文書を定めた。実際の運用でも、大量の戦術核兵器を欧州各地に配備して「使える核」を志向した。しかし、使用への忌避感は一九五〇年代にはすでにグローバルな形で共有されていた。アイゼンハワー政権はこの時代、二度にわたる台湾海峡危機を通じて、対中国

の核兵器使用を検討する状況に至り、核兵器使用の脅しを中国に対して発した。

しかし、結局のところは使用には踏み切れずに終わる。軍事的な判断として危機が収束し、必要性が消えたという側面もあったが、「アジア人を対象にした三度目の核兵器使用」に対する国際的な反発を憂慮する声は米政府内にも存在していたし、そうした国内外からの非難を受ける可能性が、無視し得ない要因として背景で作用していた。「核のタブー」は、その打破をめざした動きが実らなかったことでさらに定着していく。

ビキニ事件と被爆者の「発見」

占領が一九五二年に終了すると、封じられていた原爆についての語りが、一気に日本社会の中で広まり始める。とりわけ、五四年三月のビキニ環礁における水爆実験と第五福竜丸事件は、日本社会における核認識を決定的に転換し、「被爆国」という自己意識を確定させた。広島・長崎の被爆者が改めて社会的存在として可視化され、原水爆禁止運動が国民的規模で広がっていく。核兵器は、もはや「戦争を終わらせた兵器」ではなく、核実験による死の灰での汚染という、生活者が肌身で感じる恐怖の源であり、存在そのものが人類にとって脅威である兵器として語られるようになった。

核実験反対や原水爆禁止を訴える声のうねりは当初、保守層も巻き込んだ形で展開した。第五福竜丸事件当時の吉田政権は米国の核実験に反対はできないという姿勢を見せ、国民から強い反発を受けたが、同年末に誕生した鳩山一郎政権は当初、原水爆禁止運動に対し、一定の協調姿勢をみせた。

当時の米国アイゼンハワー政権は前述したように、核兵器、中でも戦術核兵器を通常兵器と同様に扱うという政策を採り、欧州では実際に大量の戦術核を米軍基地に配備した。在日米軍基地にも同様に戦術核が配備されるようになれば、日本は米国とソ連の核戦争に巻き込まれるのではないか、という危惧を当時、多くの日本人が抱いた。急速に進む核軍拡を支えるため繰り返し返される核実験と、それによる放射能被害の懸念が報じられるたびに、核戦争への不安がいつそう増すという相互作用が起きていた。

この国民の不安を解消する安心供与策として、鳩山政権が持ち出したのが、「核兵器は日本に持ち込ませない」という政策の方針だった。日本国内には核兵器は存在しない以上、核戦争に巻き込まれるリスクを心配する必要はそれほどない、という理屈だった。国民の多くはこの「持ち込ませない」方針を当然のこととして受けとめた。重要なのは、この段階で形成された反核意識が、核兵器の「使用」の可否よりも、その「存在」そのものに向

けられていた点である。核兵器は使われるかどうか以前に、そこに存在してはならないものだという感覚が、日本社会に広く共有されていった。しかし、その構造はまた、核兵器使用という問題を日本社会の中では不可視化するものでもあった。

4 非核規範の変遷と定着

核兵器使用をめぐる国際社会と日本の距離感

一九六〇年代に入ると、冷戦の激化とともに、核兵器使用の危機は国際政治の現実的な問題として浮上した。とりわけ一九六二年一〇月のキューバ・ミサイル危機は、世界が核戦争の瀬戸際に立たされた瞬間として記憶されている。しかし、日本社会における受け止め方は、欧米諸国と比べると微温的なものだった。もちろん、大きな国際ニュースとして報じられ、事態が戦火に至る可能性を憂慮する声は相次いだ。しかし、基本的には「対岸の火事」とみなす姿勢が主流で、社会がパニック状態に陥りかけた欧米とは明らかに温度差があった。反核平和運動の側でも、核兵器使用の危機に警鐘を鳴らすような動きが全国レベルで広がることはなかった。このエピソードもやはり、日本における非核意識が、核兵器不使用規範に根ざすというよりも、核兵器の存在を排除するという意識に主に依拠し

ていたことが反映した可能性がある。

日本と「核のタブー」の微妙な関係性は、この時期、国連における多国間外交という形でもみられた。一九六一年、国連総会に初めて、核兵器使用の禁止を提唱する決議案が出されると、日本は国内世論を理由に西側諸国として唯一、賛成した。しかし、翌年以降は、毎年提出される同趣旨の決議案に対して日本は棄権するようになり、反対に回った年すらあるが、賛成は一度もしていない。背景には、東京や国連本部での米国外交官からの働きかけがあった。

非核三原則と政治的曖昧性

佐藤栄作政権（一九六四―七二年）が一九六七年末に表明した非核三原則は、前項までで説明したような日本の社会的背景の中で生まれた。しかし、「持たない」、「作らない」、「持ち込ませない」のいずれも、佐藤の前任者たちが表明してきた政策の確認を表明したに過ぎない。ある時点で下された明確な決定ではなく、沖縄返還交渉をめぐる政治過程の中で漸進的に登場したと理解する方が適切である。具体的には、「核抜き・本土並み」での返還を要求する野党側が、その「本土」に適用されている政策のネーミングとして用いたのが「非

核三原則」だった。佐藤首相は当初この言い方は用いず、中身について混同することもあるなど、主体的とは到底言えない姿勢だった。さらに、野党側が求めた非核三原則の国会決議化を阻止しようとして、政権側はこの原則が、日米安保条約の下で米国の核抑止力に依存するという政策と並ぶ「核政策の四本柱」の一つであると位置付けることで、国会決議化しようにも安保反対の野党は受け入れがたいパッケージにして後から示したのだった。

要するに非核三原則は、日本が核兵器を保有しないという姿勢を象徴的に確認し、内外に宣言する一方で、表明された直後から、米国の拡大核抑止との併存が前提となった点で、本質的な曖昧性を内包していた。この曖昧性は、日本の非核政策の特徴でもある。日本は核兵器を持たないが、同盟国による核兵器使用の可能性を完全には否定しない。社会的には強い核兵器への拒絶感が存在する一方で、安全保障政策においては核抑止に依存するという二重構造がある。しかしそうした状況は、前述した核兵器使用問題の不可視化によって、矛盾したまま共存していった。また、「持ち込ませず」をめぐるのは当初から、米国の間に解釈の違いが存在したが、ボタンの掛け違いが是正されることはなく、むしろ、沖縄返還交渉を通じても核密約が重ねられたことで、空洞化した運用が続いていった。

NPT批准から冷戦後まで——選択の固定化

一九七六年のNPT批准は、日本が核兵器を自らは保有しないという選択を制度的に確定させた出来事といえる。しかし、もともと佐藤政権の下で七〇年に署名していたのが、批准に至るまでに六年もの時を要した。背景には、その過程は同時に、米国の拡大核抑止に依存する、有事は米国の核頼みという態勢を改めて確認する過程でもあった。つまり、核武装という選択肢は制度的に閉ざされたが、核兵器に依存する安全保障構造そのものが否定されたわけではなかった。

一九七〇年代にはデタント（東西緊張緩和）や米中接近といった国際状況の変化があり、日本にとっては核兵器使用の可否を論じるようなシナリオはいったん後景に退いた。しかし、八〇年代になると冷戦は再び激化し、核戦争への懸念がグローバルな反核運動の盛り上がりをもたらす。日本もその例外ではなかった。そうした状況に対し、中曽根康弘首相が率いた日本政府は、米ソ核軍備管理交渉に積極的に関与し、欧州と極東の戦力バランスが問題となった中距離核戦力（INF）の軍縮方針について、欧州削減分を極東に回すことは認めず、全体としてINF全廃をめざすべきだという「グローバル・ゼロ」を提唱し、流れを主導した。しかし、日本としては珍しい核問題への戦略的関与の背景には、西欧諸国は、

ソ連から軍縮策を引き出すためにいったん西欧にINFを配備するという、いわゆるNATOの「二重決定」という形でリスク負担の姿勢を示すことができたのに対し、非核三原則を持つ日本には自国への核配備は受け入れられないからこそ、「グローバル・ゼロ」を提唱した、という側面があった。ロナルド・レーガン米大統領とミハイル・ゴルバチョフ・ソ連共産党書記長はやがて、INF全廃条約を締結し、それが冷戦終結への呼び水ともなるといふ相互作用をもたらすが、日本政府はINF全廃条約がアジアでの核バランス論、ひいては核不要論までもたらしかねないという警戒感をもって受けとめ、冷戦の終結までは見通していなかった。

一九九〇年代に入っつての冷戦終結は、グローバルには国際関係の構造的変動につながったが、日本の核政策と非核規範をめぐる基本的な構図は、その後も現在に至るまで、本質的には変わっていない。日本は核兵器を保有しないという形で不拡散規範の受容を堅持する一方で、安全保障の最終的な裏付けを拡大核抑止に委ねる体制を維持してきた。

日本政府は核廃絶や軍縮を、理念としては繰り返して掲げてきたものの、核兵器の使用そのものを例外なく否定し、核不使用規範に明確な拘束力を与える立場を採るには至っていない。例えば、核兵器の使用は一般的に国際法に違反するとした一九九六年の国際司法裁

判所（ICJ）の勧告的意見に至る審理過程でも、日本政府は国際法上の判断について自国としての見解を示さず、「国際法の精神には合致しない」という曖昧な見解しか出さなかった。冷戦後においても、核の問題をできるだけ不可視化し、正面からの判断を避けるという日本政府の姿勢は継続されてきたのである。



本稿は、広島平和研究所の二〇二五年度連続市民講座「広島から戦後八〇年と平和を考える」の第一回「平和・非核国家という規範の変遷」をもとに、全面的に加筆修正した文章である。講座の終了後、高市政権の下では非核三原則の見直しが取り沙汰され、さらには政権幹部が核保有論をぶつなど、規範の揺らぎといえる現象がみられる。各種世論調査をみる限り、日本人の中ではなお非核三原則支持派が多数派のようだが、今後を考える上でも、日本が非核規範をどのように受容してきたかという理解は欠かせないだろう。

《参考文献》

梅原季哉（二〇二五）『核の戦後日本政治史——非核アイデンティティと日米安保の80年』ミネルヴァ書房

《より深く知るために》

直野章子（二〇一五）『原爆体験と戦後日本——記憶の形成と継承』岩波書店

波多野澄雄（二〇一〇）『歴史としての日米安保条約——機密外交記録が明かす「密約」の真実』岩波書店

第6章 反核運動史概観——八〇年のあゆみ

竹本真希子

1 反核運動の八〇年

本稿は戦後八〇年を振り返るための一つの試みとして、反核運動の歴史を概観するものである。二〇二五年は第二次世界大戦終結から八〇年というだけでなく、一九四五年八月六日と九日の広島と長崎への核攻撃を契機に始まった反核運動の歴史にとっても八〇年にあたる。この八〇年の間に、反核運動はどのように行われ、どのような変化があったのか。主として筆者の研究対象である（西）ドイツの例を中心に、西ヨーロッパの反核運動への広島運動の広まりや時代ごとの文化への影響についても触れながら追っていくことで、

戦後史や核をめぐる議論を理解するための背景、あるいは基本的な知識を提供する材料となれば幸いである。

2 反核運動前史

反核運動の前史としての平和運動史

反核運動は英語では *antinuclear movement*、あるいは *antinuclear activism* などとも呼ばれるが、これは「核兵器に反対する」ことをその第一義的意味とする。だが多くの場合、反核運動は核兵器のみならず戦争にも反対するものとなっており、その意味では平和運動の一部として位置付けることができる。また、核兵器に加え、原発を含む原子力全般や、その他の戦争や平和に関するさまざまな問題も取り込みながら展開されることが多い。そのため、反核運動の歴史について触れる前に、まずは第二次世界大戦以前の平和運動に目を向けることにしたい。反核運動は一九四五年八月の広島と長崎への原爆投下をきっかけに生まれたものだが、その土台となる平和運動はすでに戦前から行われていた。

市民運動としての平和運動は、一九世紀半ばからイギリス、フランス、ドイツなど、欧米で発展した。国際連盟の設立につながる国際協調による戦争回避の運動と、社会主義者

による反帝国主義の反戦運動、そしてキリスト教などの団体・個人による非暴力の絶対平和主義による運動などの潮流が時には重なったり、時には対立したりしながら、平和運動として発展していった。一八八九年と一九〇八年に開催されたハーグ万国平和会議や、一九二八年に締結され、翌年発効した不戦条約（ケロッグ・ブリアン条約）のような国家間による戦争防止や平和のための取り組みも見られた。一九二〇年代にヨーロッパで影響力を持ったりヒヤルト・クーデンホーフ＝カレルギーによる欧州統合運動「パンヨーロッパ運動」や、一九二五年に署名開放され、一九二八年に発効したジュネーヴ議定書（窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガスおよび細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書）も、戦争防止や戦争の際のルール作りの取り組みであった。全体としてみれば、第二次世界大戦以前の平和運動は知識人などの一部のエリートが担い手であり、とくに左派の知識人たちを中心に、反ファシズムや反帝国主義の運動などの国際的なネットワークが作られていった。第二次世界大戦後の反核運動の一部は、こうした戦前の運動の流れを汲んで行われることとなる。

放射線の危険性の認識と放射線防護

反核運動は平和運動の脈絡で捉えることができるが、それ以前の平和運動とは大きく異なる点もある。それは、反核運動が放射線防護に関する議論と結びつくことである。周知のように、核兵器の使用によって熱線や爆風による被害がもたらされるのと同時に、放射線による甚大な被害がもたらされる。戦争が終結したとしても被爆による健康被害は続き、また戦争が起こっていない状態でも、核兵器の存在そのものが危険なものとなる。そのため、反核運動は戦争や紛争を止めようとするだけでなく、核兵器そのものを無くそうという核廃絶運動として行われる。

一八九五年にヴィルヘルム・レントゲンがX線を発見し、翌年には早くも医療に応用されるようになったが、放射線が医学に活用できると同時に、人体に有害なものであることは、早くから認知されていた。ラジウムを発見した物理学者で化学者のマリー（マリア）・キュリーが実験時の被曝に由来する白血病で死亡し、長崎の放射線科医師であつた永井隆が原爆の被害以前に放射線障害を抱えていたなど、放射線が人体に悪影響をもたらした例は多く知られている。そのため、すでにドイツなどでも一九二〇年代から放射線防護に対する議論が始まっており、国際的な放射線防護の基準が定まるのは、第二次世界大戦後の

一九五〇年代のことであつたが（北村 2021）、いずれにせよ放射線の危険性に対する認識があつたことは明らかである。

核兵器は莫大なエネルギーを使用する、物理的な破壊力が大きな兵器というだけでなく、放射性物質の人体への悪影響を利用して敵を攻撃するものでもある。そして、その認識があつたからこそ、米国政府は核実験場として、同国の政治や経済の重要地点や中心部からは遠い周縁の地、つまり中央の人々が被害を受けない地に核実験場を作つたのであつた。米国やソ連、イギリス、フランス、中国など、戦後の核実験も含め、核兵器保有国の核実験はいずれもその国の少数派の人々の居住地域で行われており、ロバート・ジェイコブズはこれを「核の植民地主義」とであると指摘している（ジェイコブズ 2025）。反核運動は戦前の平和運動を踏まえながら行われていると同時に、こうした通常兵器とは異なる核兵器の特徴を踏まえ、放射線の被害を防ぎ、核の植民地主義に対抗するという面をもった運動として行われてきたと言えよう。

3 反核運動の始まり

世界連邦運動

前述のように、戦前からすでに平和運動や放射線防護の議論はあったが、反核運動が始まった直接的なきっかけは、広島と長崎への原爆投下だった。日本においては一九五〇年代初頭まで、占領下の検閲もあって原爆に関する情報は統制され、組織的な反対運動を起こすことはできなかった。そのため、よく知られているように、日本で本格的かつ全国的な反核運動が始まったのは、一九五四年のビキニ水爆事件後である。とはいえ、それまでも原爆に反対する声がなかったわけではなく、例えば戦後すぐの一九四五年後半に政治家や知識人を中心に起こった世界連邦運動はその一つであった。一九四五年一二月には、尾崎行雄により国会で世界連邦建設に関する決議案が出されている。世界連邦運動は当時、世界各地に広まり、ジュネーブには世界連邦運動の本部が置かれた。日本では一九四八年に世界連邦同盟が創設されて本格化し、原爆投下の衝撃と核戦争への懸念を背景に発展し、世界連邦建設のみならず、原爆反対も強く訴えられていた。物理学者の湯川秀樹や湯川の妻で女性による平和団体でも活躍した湯川シミ、戦前から欧米でも著名であった平和主義

者の賀川豊彦らがこれに積極的に関わった。

世界連邦運動については、今日ではあまり話題になることはないが、広島はもともこの運動に熱心な都市で、一九五二年一月には広島で世界連邦アジア会議が開催されている。一九七〇年代の「世連市長」と呼ばれた山田節男市長の時代にはさらに活発化した。

日本の世界連邦運動では自治体による「世界連邦都市宣言」が出されているが、これは今日の平和首長会議による自治体の運動の先駆けとも言えるものである。

広島市の平和記念公園内にある広島平和記念資料館（原爆資料館）の側（平和大通り側）には世界連邦の記念碑があり、運動の歴史を偲ばせるものとなっている（写真1）。また、京都市の国立京都国際会館の近くには、一九七五年に世界連邦京都婦人の会によって寄贈された、湯川秀樹の筆による「世界は一つ」と刻まれた石碑が



写真1 広島市の平和記念公園内にある世界連邦記念碑（筆者撮影）

あり、ここからも世界連邦の歴史を追うことができる
(写真2)。

広島の被爆については、ジョン・ハーシーの『ヒロシマ』や同書に登場する広島の流れ教会の谷本清牧師による米国行脚などによって米国に伝わっていったが、世界連邦運動も広島の被爆の情報を国内外に広めるプロセスのひとつであった。米国では谷本らとともに原爆で孤児となった広島の子どもたちを支援する「精神養子運動」を行ったジャーナリストのノーマン・カズンズや、広島でも活動した作家パウル・バックラが世界連邦運動に関わったが、一九五五年ごろには下火になった。

ビキニ水爆事件と反核運動の高揚

最初の世界的な反核アピールとして知られるストッ



写真2 国立京都国際会館近くにある「世界は一つ」と刻まれた世界連邦の石碑（筆者撮影）

クホルム・アピールが、一九五〇年に平和擁護世界大会によって出された。これはソ連など共産圏の国々や社会主義者を中心とした活動であったが、日本でも社会主義者に限らず、多くの人々が署名した。また、世界的な作家の団体である国際ペンクラブで、日本の作家たちが原爆による被害の状況を訴えるなど、戦後初期から広島と長崎について世界に伝える努力があった。

一九五〇年代後半には、ヨーロッパを中心に、より広い層の人々が反核運動に参加することになった。朝鮮戦争における核戦争の危機や、ソ連およびイギリスによる核開発に加え、その直接的なきつかけとなったのは、一九五四年のビキニ水爆事件であった。これは、南太平洋のマーシャル諸島にあるビキニ環礁で米国の水爆実験が行われた際、日本の漁船「第五福竜丸」が実験によって降った放射性の「死の灰」に被曝し、焼津港に帰港したのち、乗組員が急性放射線障害を発症したという事件であった。この事件は読売新聞をはじめとするメディアで大きく報じられ、漁業関係者や海産物の被曝を恐れた東京都杉並区の主婦による水爆実験反対の署名運動「杉並アピール」がきっかけとなって、一九五五年に原水禁世界大会が開催された。米国の核実験はビキニ環礁のみで行われたわけではなく、また被曝したのも第五福竜丸だけではなかったが、第五福竜丸の被曝は広島と長崎に次ぐ

第三の被曝として、日本の全国的な反核運動の本格的な開始を告げるものとなった。広島と長崎では、上述したような世界連邦運動や長崎の医師・永井隆の著作など一部の例外がありながらも、被爆後しばらくは占領下の検閲もあり、被爆者が被爆やその後の苦況について自由に語れない状態が続いていた。だが、第五福竜丸の事件後の原水禁運動の高まりに勇気づけられる形で「原爆被爆から一〇年近く、病苦と貧困と差別に耐えてひっそりと生きていた被爆者が本格的な運動に起ち上が」ることになり（日本被団協ウェブサイト）、一九五六年八月一〇日、長崎で開催された第二回原水爆禁止世界大会において、被爆者の全国組織である日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が結成されたのであった。

同じころイギリスでは、一九五七年に「核廃絶キャンペーン」（CND）による反核運動が始まった。CNDのイ



写真3 「ピースマーク」を用いたグッズの例（筆者所有・撮影）

ニシアチブのもと、ヨーロッパでは国をまたいだ「復活祭行進」と呼ばれる反核デモも行われ、今日まで受け継がれている。CND発祥の「ピースマーク」は世界中で反核のシンボルとして用いられている（写真3）。

科学者の反核運動

戦前からの平和運動とは異なり、第二次世界大戦後の反核運動では物理学や化学を専門とする科学者や、医師たちが大きな役割を担ってきた。彼らは原子力や核兵器の仕組みや人体への影響をよく理解している人々であり、その中には実際に核兵器に関する研究や実験に関わった者も含まれる。こうした人々が、広島と長崎の惨状を知り、科学者としての責任や義務感から、核兵器に反対してきたのである。この例として最もよく知られているのが、一九五七年にバートランド・ラッセルとアルベルト・アインシュタインの呼びかけから創設されたパグウォッシュ会議である。日本からは上述の世界連邦運動に尽力し、また日本人初のノーベル賞（物理学賞）を受賞した湯川秀樹らが参加し、核兵器と戦争の廃絶を訴えた。こうした科学者たちの反核運動に加え、原爆に対する科学者たちの責任という問題は戦後多くの人々が議論したテーマで、例えばユダヤ系ドイツ人でのちにオーストリ

アで活躍した科学ジャーナリストのロベルト・ユンクは『千の太陽よりも明るく』という著作でマンハッタン計画の科学者たち取材した。ユンクはのちに、原爆が実際に使用された都市である広島に関心を寄せ、一九五七年に実際にここを訪れた。被爆者や市の関係者などにインタビューを行い、著書『灰墟の光』を刊行して、被爆から一〇年以上が過ぎた広島状況と被爆者の苦境をヨーロッパの人々に伝えた（若尾・小倉 2018）。

西ドイツでも初期の反核運動は主に科学者が中心となって行われた。西ドイツ首相コンラート・アデナウアーは一九五七年四月に西ドイツ独自の核保有の意志を示したが、これに対してノーベル賞受賞者など著名な一八名の科学者たちが即座に「ゲッティンゲン宣言」を出し、核兵器保有につながるいかなる研究や実験への参加も拒否すると宣言し、大きな反響を呼んで、西ドイツの反核運動の先駆けとなった（竹本 2021）。

4 新しい社会運動としての反核運動と核兵器不拡散体制

一九六〇年代の反核運動とその影響

一九六〇年代に入ると、キューバ危機やベトナム戦争での核戦争への危機感の高まりにより、反核運動が世界各地で高揚する。ヨーロッパではCNDから始まった復活祭行進が

引き続き行われたほか、六〇年代後半にはフランス、西ドイツ、米国、日本など各地で学生運動がおこり、一九六八年にピークを迎えた。この「一九六八年運動」は、一部の国では革命状態になるなど大規模な社会運動へと発展し、反核運動もこの中でさらに活発化することとなった。この時期、反核だけでなく、平和、環境保護、女性解放などそれぞれの運動が高揚し、これらは「新しい社会運動」として広まっていった。

同じく一九六〇年代には核不拡散に関する国際的な議論が進み、六八年には国連で核不拡散条約（NPT）が署名開放され、七〇年に発効した。一九五〇年代からの反核運動により、このころまでには市民の間に核兵器に対する拒否感がある程度定着しており、世論がNPTの成立とこの条約への参加を後押しするようになっていた。

NPTの成立やヨーロッパでの東西の緊張緩和（デタント）と信頼醸成の取り組みなどにより、一九七〇年代初頭には核戦争に対する危機感は遠のき、反核運動はやや下火になった。反核運動に代わり、このころには反原発の運動が本格化した。一九六八年運動と新しい社会運動により、西ドイツでは反核運動に世代交代が訪れ、担い手は戦後世代に変わっていたが、彼らが反核、平和、環境保護、フェミニズムといったテーマに広く取り組む中で、反核運動と環境保護運動が連携することになり、原発と核兵器をとともに批判すること

につながった。こうした傾向は一九八〇年代の「緑の党」の設立につながっていった。

5 新冷戦と反核運動の高まり

一九七〇年代後半、米ソ対立が再び激化して「新冷戦」の時代が訪れると、核戦争に対する危機感が再び高まった。西ヨーロッパにおいては、一九七九年の北大西洋条約機構（NATO）による「二重決定」が大規模な反核運動を引き起こす直接的なきっかけとなった。これはNATOが一九七〇年代のデタントの時期から行っていたソ連との軍縮交渉を進めると同時に、ソ連の新型中距離核ミサイルSS-20の脅威に対抗して西欧五カ国（英、蘭、ベルギー、西独、伊）に新型の核ミサイルを配備するという矛盾した決定で、「ユーロミサイル」とNATO、とくに米国の核政策に対して大規模な抗議運動がおこった。西欧からの反核運動の波は、日本や米国の運動にも刺激を与え、これらの国でも反核運動が活発化した。また、西ドイツの市民の間で東ドイツの市民との連携が呼びかけられ、一九八〇年に米ソの医師の呼びかけによって「核戦争防止国際医師会議」（IPPNW）が設立されるなど、この時期の反核運動は冷戦構造そのものを越える努力を生み出すものとなった。一九八〇年代初頭の市民による反核運動は米ソのリーダーにも影響を与え、両国による核軍

縮の取り組みが進み、一九八七年の中距離核戦力（INF）全廃条約の締結につながった。

ノー・ユーロシマ

広島と長崎の被爆者はすでに一九五〇年代初頭から欧米で被爆証言を行っており、広島で被爆者援助に尽力し、ワールド・フрендシップセンターを設立したバーバラ・レイノルズのイニシアチブによる一九六〇年代の「ヒロシマ巡礼」や、広島からアウシュヴィッツ（ポーランドのオシフィエンチム）まで、日本の青年たちが戦争体験のあった都市を回りながら向かった広島・アウシュヴィッツ平和行進などを通して、ヒロシマは伝わっていった。また、一九七八年に開催された初の国連軍縮特別総会に合わせて原爆展が行われた。

NATO二重決定に対する大規模な反対運動は、このような「ヒロシマの世界化」をさらに推進させるきっかけとなった。この時期、ヨーロッパ各地で「ノー・ユーロシマ」がスローガンとして叫ばれた。「ユーロシマ」とは「ヨーロッパ」（英語読みで「ユーロップ」と「ヒロシマ」を合わせた造語で、「ヨーロッパのヒロシマ化」、つまり「核戦場化」を意味する言葉である。広島に対する関心も高まり、原爆文学が翻訳されたり、被爆証言が行われたりするなど、積極的にヒロシマが伝えられた。同時に日本の原水禁運動も西ヨーロッパ

の運動に刺激を受けて、再び活発化した。

反原発運動

一九七〇年代からすでに活発化していた反原発運動は、八〇年代初頭の反NATO二重決定運動にも取り込まれていった。デンマークのデザイナー、アンネ・ルンドがデザインした「原子力おことわり」と記された笑う太陽のイラスト「スマイリング・サン」は、反原子力の象徴として七〇年代末から八〇年代初頭にかけて世界各国で広まり、ステッカーやバッジなどとして今日まで用いられている（写真4）。オーストリアでは一九七八年に、最初の原発であるツヴェンテンドルフ原子力発電所の運用が国民投票により停止され、その後、脱原発政策がすすめられた。また、西ドイツでは、反NATO二重決定運動を通して緑の党が躍進し、原発と核兵器双方に反対し



写真4 「スマイリング・サン」のドイツ語版バッジ（筆者所有・撮影）

た。一九八六年に旧ソ連のチェルノブイリ（現・ウクライナのチョルノービリ）で原発事故が起こり、北欧などヨーロッパの多くの場所に人的被害や環境破壊をもたらすと、反原発運動はさらに広まることとなった。

6 冷戦後の反核運動

冷戦が終結して一九九〇年に東西ドイツが統一し、翌九一年にソ連が解体すると、東西統一を果たしたドイツなどでは核戦争に対する危機意識が遠ざかり、反核運動に対する人々の関心は薄れていった。二〇〇七年に米国のヘンリー・キッシンジャー元国務長官らによって出された「核兵器のない世界」の提言に呼応する形で、ドイツでも八〇年代のドイツ政治のリーダーだった四名の政治家（ハンス・ディートリヒ・ゲンシャー、リヒャルト・フォン・ヴァイツェッカー、ヘルムート・シュミット、エゴン・バル）の「核なきドイツ」が核廃絶を訴えた。二〇〇九年の米国バラク・オバマ大統領による「プラハ演説」など、世界が核廃絶へ向かっているように見えた時期もあった。

全体としてみれば、川崎哲が述べているように、冷戦後の反核運動は「大衆動員型から専門化した提言型へとシフト」（川崎 2015）し、国際NGOなどのグローバルな連携による

反核運動が主体となった。国際司法裁判所の「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する勧告的意見」を促した「世界法廷プロジェクト」の取り組みや、国際社会による核兵器禁止条約（TPNW）成立のための努力がその例である。TPNWの成立に大きな役割を果たした核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）は世界中にネットワークをもつ組織で、広島市と長崎市を中心とした平和首長会議とも連携してTPNW成立に尽力し、その功績が認められて二〇一七年にノーベル平和賞を受賞した。また、TPNWの成立には、核兵器に伴う人道的な影響とリスクへの重点的取り組みであるオーストリアなどの「人道イニチアチブ」など中小国の役割が大きく、核兵器保有国とは異なる反核の世論を味方につけた。

すでに冷戦期から米国・スリール・マイル島や旧ソ連のチェルノブイリでの原発事故など、広島と長崎での原爆による被爆者に加え、多くの核実験や原発事故、劣化ウラン兵器、ウラン採掘などの被害者も「ヒバクシャ」として連携していた。二〇一一年の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所での事故以降、八〇年代に広まった「ノー・ユーロシマ」のスローガンが再び用いられ、「ノーモア・フクシマ」も含めた脱原発としての「ノー・ユーロシマ」が求められた。

冷戦後はこのように核軍縮・核廃絶および脱原発の傾向がみられたが、これが大きく変

化したのが二〇二二年二月のロシアによるウクライナ侵攻である。その後のガザやイランでの戦争も含め、新たな核戦争の危機を迎えることになった。これに対して、二〇二四年に日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことは、国際的な反核のメッセージとして広島や長崎で受け止められ、被爆者を勇気づけた。

7 反核運動史を振り返る

以上、第二次世界大戦後八〇年の反核運動史を駆け足で概観した。反核運動とひと言で言っても、知識人の運動から自治体、政府、NGOの活動など、時代ごとに変化していったことが明らかにになったのではないだろうか。また、八〇年の間にいくつもの核戦争の危機がありながらも、反核運動がそのつど政治に対して市民の反核の意思を伝えてきたこともうかがえる。

ウクライナ戦争開始以降、核兵器保有国によって「核の脅し」が使われるなど、核をめぐる議論、そして国際政治そのものが危機的な状況にある。ヨーロッパでもドイツなどで徴兵制の復活が検討され、欧州独自の核抑止力に関する議論も高まってきている。こうした国際政治や安全保障をめぐる大きな変化の中で、反核運動や平和運動などの市民運動は

理想的だが非現実的で無力であり、軍事力に頼るべきだというものもある。また、このような状況を目の当たりにして、反核や平和を願いつつも、これを語ることに虚しさを覚えるひともいるだろう。だが、反核運動の歴史を振り返ると、被爆者やNGOによる反核の訴えがこの八〇年の間に国際的な共通理解を得てきたこと、そしてそれが少なくとも広島と長崎以降、戦争による被爆者を生んでこなかったことにつながっていることがわかるのである。危機の時代だからこそ、今後の反核運動のあり方を考えるためにも、歴史を振り返ることが重要となるのではないだろうか。

追記…本稿は、筆者のこれまでの論稿および広島平和研究所研究プロジェクト「反核運動史の現在」（二〇二三―二四年度、研究代表者…竹本真希子）の研究成果を連続市民講座に再構成した原稿に、加筆修正を施したものである。

《参考文献》

川崎哲（二〇一五）「反核運動」日本軍縮学会『軍縮事典』信山社、三八二―三八三頁
北村陽子（二〇二一）「世界大戦期ドイツにおける戦場医学と放射線防護の発展」若尾祐司・木戸衛一編『核と

放射線の現代史——開発・被ばく・抵抗』昭和堂、二〇二二頁

竹本真希子（二〇一七）『ドイツの平和主義と平和運動——ヴァイマル共和国期から一九八〇年代まで』法律文化社

竹本真希子（二〇一八）『国境を越える平和運動』田中ひかる編『社会運動のグローバル・ヒストリー——共鳴する人と思』ミネルヴァ書房、六五—八九頁

竹本真希子（二〇二二）『ヒロシマの語られ方——ドイツの事例から』広島市立大学広島平和研究所編『広島発の平和学』法律文化社、一三七—一五三頁

竹本真希子（二〇二三）『反核運動の拡散——広島と世界連邦』田中ひかる編『社会運動のグローバルな拡散——創造・実践される思想と運動』論創社、二二九—二六五頁

若尾祐司・小倉桂子編（二〇一八）『戦後ヒロシマの記録と記憶——小倉馨のR・ユンク宛書簡』（上・下）名古屋大学出版会

Jacobs, Robert (2022), *Nuclear Bodies: The Global Hibakusha*, New Haven: Yale University Press. 竹本真希子・川口悠子・梅原季哉・佐藤温子訳（二〇二五）『グローバル・ヒバクシャ』名古屋大学出版会

日本被団協ウェブサイト <https://www.re.jp/asahi/hidakyo/nihon/about/about2-02.html>（最終閲覧日 二〇二六年三月三〇日）

《より深く知るために》

中川保雄（二〇一一）『放射線被曝の歴史——アメリカ原爆開発から福島原発事故まで』（増補版）明石書店

第7章 「平和都市」広島の原点

森上 翔太

1 本稿の目的

「広島＝平和」というイメージは、今日では自明のものとして受け止められている。しかし、終戦直後の広島において、「平和都市」は当初から唯一の都市像であつたわけではない。復興をめぐる議論の中では、文化都市、教育都市、工業都市など、複数の将来像が提唱されており、「平和」が都市の根幹的理念として選び取られるまでには一定の過程と条件が存在していた。

本稿は、一九四九年八月六日に公布・施行された広島平和記念都市建設法（昭和二十四年法

律第二一九号。以下「平和記念都市法」という）を手掛かりとして、なぜ広島市が「平和」を掲げる都市になったのかを検討し、その歴史的背景と制度的意味を明らかにすることを目的とする。あわせて、この法律が単なる復興期の特別措置にとどまらず、復興後の広島市の在り方を問い続ける枠組みとして機能してきた点にも目を向ける。

2 国の戦災復興政策と広島市の初期復興構想

戦災復興の全国的枠組み

原子爆弾によって壊滅的被害を受けた広島市の復興は、決して広島固有の課題ではなかった。第二次世界大戦の末期、日本各地の都市が空襲によって甚大な被害を受けており、戦災からの復興は戦後日本社会全体が直面した共通の課題であった。

政府は、一九四五年一月に戦災復興院を設置し、全国の戦災都市を対象とした復興政策の立案に着手した。同年末には戦災復興の基本方針が示され、道路、公園、区画整理を柱とする復興構想が提示された。広幅員道路や公園・緑地を組み込むことで、延焼の抑制や市街地環境の改善を図りつつ、戦前の木造密集市街地を再編成することが重視された。

広島市の復興体制

これを受けて、広島市においても、被爆直後の混乱が徐々に収束する中で、行政主導による復興体制が整えられていく。一九四五年一月、市議会に復興委員会が設置され、翌一九四六年一月には市の執行機関として復興局が新設された。局長には、岐阜県などで都市計画行政に携わってきた土木技師、長島敏が招聘され、専門的知見を踏まえた復興都市計画の策定が本格的に始動した。

一九四六年二月には、市民の意見を復興計画に反映させることを目的として、復興審議会が設置された。この審議会は、地元経済界、町内会代表、市幹部など二六名で構成され、一九四八年三月までに計二二回開催された。戦後間もない時期に市民参加を制度的に位置付けた点は注目に値する。

「平和」の不在

しかし、復興審議会の議論を概観すると、復興の理念よりも、生活再建や都市機能の回復といった喫緊の課題が優先されていたことが分かる。一九四六年二月二五日に開かれた第一回審議会では、「広島市の性格」をめぐって議論がなされ、産業都市、学園都市、中国

地方の政治経済の中心都市といった複数の都市像が提示された。最終的にはこれらを兼ね備えた「総合的都市」を目指すという整理がなされた（広島市編 1982: 11, 36）。¹¹¹で注目すべきは、「平和」を掲げる都市像が、この段階では提案すらされていない点である。

戦災都市の指定と復興都市計画

国の制度面では、一九四六年九月に特別都市計画法（昭和二十一年法律第一九号）が施行され、行政が主体となって土地区画整理事業を進める法的基盤が整備された。これを受けて、同年一〇月には全国で一・一五の戦災都市が指定され、広島県からは広島市、呉市および福山市の三市が選ばれた。広島市もまた、他の戦災都市と同様の枠組みの中で復興を進める存在として位置付けられていたのである。

その頃に策定された広島市の復興都市計画では、道路、公園、区画整理の基本方針が定められた。市の中心部を東西に貫く幅一〇〇メートルの幹線道路（現在の平和大通り）や、爆心地周辺の旧中島地区を公園として整備する構想も、この段階で盛り込まれている。ただし、当時この地区は単に「中島公園」と呼ばれており、後に象徴的意味を帯びる「平和記念公園」という名称はまだ用いられていなかった。

人口計画においても、復興は「回復」を基調としていた。被爆後、広島市の人口は約一
三万六〇〇〇人にまで減少していたが（広島市編 1984: 32）、復興審議会の議論においては、
被爆前の人口ピークである三五万人程度への回復が目標として想定されていた（広島市編
1983: 33）。

深刻な財源不足

しかし、このような計画は深刻な制約を抱えていた。その最大の要因が、財源の欠如で
ある。原爆によって市街地が破壊された結果、市の財源である市税および使用料・手数料
の八割以上が失われ（広島市編 1984: 33）、復興事業を支える自主財源はほとんど存在しなかつ
た。たとえば、一九四六年九月の時点で、同年度の当初予算に五三三万円の戦災復興費
が計上されたものの、国庫補助金および市債として実際に見込まれた額は六五一万円にと
どまり、全体の一割強にすぎなかった（広島市編 1983a: 11）。

このように、一九四〇年代後半の広島市の復興は、国の戦災復興政策という共通枠組み
の下で進められながらも、原子爆弾による被害の甚大さゆえに、他都市と比べて格段に大
規模な復興事業を必要とする状況に置かれていた。しかし、その規模に見合う財政的裏付

けは乏しく、復興計画は常に深刻な制約の下で立案・実施されざるを得なかった。当初の広島市は、あくまで他の戦災都市と同様に「復興」を目指す存在であり、「平和」という理念を都市の根幹に据える構想はまだ明確に打ち出されてはいなかったのである。

3 旧軍用地問題と復興構想の転換

財源調査委員会

深刻な財源不足を打開するため、広島市は、一九四六年五月に財源調査委員会を立ち上げた。委員会では様々な財源確保策が検討され、半官半民の復興会社を設立し、事業収益を復興資金に充てる構想なども議論された。しかし、これには制度的・経済的な困難が大きく、実現には至らなかった。

旧軍用地への着目

このような行き詰まりの中で、当時の木原七郎市長が注目したのが、市内に広く存在していた旧軍用地である。広島は戦前、陸軍の重要拠点として発展した軍都であり、市の中心部には西練兵場、東練兵場を始めとする広大な軍用地が残されていた。その総面積は約

六五〇万平方メートルに及び（広島市編 1983a: 219）、都市の将来を左右し得る規模であった。木原市長は、これらの旧軍用地を国から払い下げてもらい、その活用によって復興財源を確保する構想を描いた。実際、旧軍用地は市街地の中心に位置しており、公共施設や住宅用地として活用できれば、復興都市計画と密接に結び付く資源となるはずであった。

払下げ交渉の挫折

一九四六年十一月、石橋湛山大蔵大臣が広島を訪れた際、木原市長は病床から担架で登庁し、旧軍用地の払下げこそが復興促進の唯一の道であると直接訴えた。大臣は前向きな姿勢を示したものの、その後、木原市長と石橋大臣はいずれも公職追放の対象となり、広島復興をめぐって生まれつつあった明るい兆しは再び後退した。この出来事は、連合国軍総司令部（GHQ）占領期の日本における政治的制約の厳しさを象徴するものであった。木原市長の後を継ぎ、一九四七年四月に初の公選市長として就任した濱井信三も、当初は旧軍用地の払下げによる財源確保を目指した。しかし、一九四八年七月の国有財産法（昭和三三年法律第七三号）施行により、国有地の譲与（無償譲渡）は極めて困難となり、この構想は事実上頓挫することになる。広島市にとって、復興財源の大黒柱が失われた瞬間であった。

「復興事業の国営化」構想への転換

復興構想の根本的転換を迫られた濱井市長は、市が独自に財源を確保して復興を進めるといふ従来の発想から離れ、広島市の復興事業そのものを国の事業として引き受けさせるといふ構想に至る。そうすることで、広島市が旧軍用地の譲与を個別に求めるといふ、法的ハードルの高い手続を回避し得る点に、この構想の眼目があった。

しかし、一地方都市にすぎない広島市の復興事業を国に引き受けさせることは、当時の法制度や他の戦災都市との均衡、国の財政事情を踏まえれば、かえって実現のハードルを高める構想であったと言わざるを得ない。そのため、実際に立法として結実する過程では、譲与という手続を不要にする方向ではなく、むしろ国有財産法の特例として譲与を可能にする規定（後述の第四条）を設けることで、現実的な解決が図られることになる。

軍都と平和都市の表裏一体性

いずれにせよ、この構想が、もともと旧軍用地の譲与を出発点としていた点は見落としではない。後に「平和記念都市」という理念として結晶化する制度的枠組みは、戦前の軍事的都市形成の遺産をいかに戦後の復興と接続し直すかという課題の中から生まれた。

この意味において、現在の平和都市としての広島市の性格は、軍都としての広島市の歴史と断絶したものではなく、むしろ両者は表裏一体の関係をなしているといえよう。

4 平和記念都市法の制定過程

請願から議員立法へ

以上のような財源構想の行き詰まりと転換を背景として、広島市は特別法による解決を模索することになる。この特別法構想は、当初、国会への請願という形で検討された。濱井市長の下で準備された請願書案では、広島市の戦災が第二次世界大戦終結の導因となり、世界平和に対して警告的役割を果たしたという認識の下、そうした「歴史的世界的意義」に鑑み、広島市の復興事業を「国家の事業として実施」するよう求めている。

しかし、一九四九年初頭、広島市関係者が広島選出の国会議員と協議を重ねる中で、請願という手段の限界が明確となった。すなわち、請願は、国会に提出されても審議されずに放置される可能性が高いが、同じ内容が法律として制定されれば、国はその履行義務を負うことになるため、初めから議員立法を目指した方がよい——こうした示唆を国会議員側から受け、広島市は、請願ではなく議員立法による法律制定へと方針を大きく転換した。

もつとも、市の職員が独力で法案を起草することは困難であった。そこで、当時参議院議事部長であった寺光忠が、立法実務の面で助言・協力を行うことになる。寺光は広島出身で、国会運営に精通しており、その知見を通じて、広島市の構想は法案としての体裁を整えていった。

GHQの承認

しかし、法案の体裁は整ったものの、国会への提出に向けた道のりは平坦ではなかった。当時の日本はGHQの占領下であり、全ての法案は国会提出前にGHQの承認を得る必要があった。そこで、濱井市長は、法案の英文翻訳を携え、広島選出の松本瀧藏衆議院議員の案内でGHQを訪問し、国会担当官ジャスティン・ウィリアムズと面会する。

濱井市長の回想によれば、この場面は極度の緊張を伴うものであった。ウィリアムズは法案を黙読した後、「これは素晴らしい!」と述べ、国会での速やかな成立を勧めるとともに、自らダグラス・マッカーサー元帥の署名を取り付ける意向を示したという(濱井・1954-146)。この時のウィリアムズの一言が、法制定の決定的な転機となった。

長崎市との調整

ところが、法案提出を目前にして、新たな課題が浮上した。それは、長崎市を法案の対象に含めるべきである、という長崎側からの要望である。長崎市もまた原子爆弾による被災都市であり、この申入れは一定の正当性を持っていた。しかし、広島市側は、この法案は世界に唯一の平和記念都市を広島市に建設することを目的としており、仮に長崎市を加えて「平和記念都市が二つできたのでは、せっかくのこの法の精神が死んでしまう」との理由で長崎市の要望を退けた（濱井：149）。

もつとも、その背景には、時間的制約という現実的判断があったと考えられる。長崎からの申入れがなされたのは国会会期末に近づく頃であり、法案内容を大幅に修正すれば、その調整に再び時間を要し、法律の成立そのものが危うくなる状況にあった。

いずれにせよ、最終的には長崎市について別個の法律を制定することで調整が図られ、広島平和記念都市建設法案と長崎国際文化都市建設法案の二つが国会に提出されることとなった。

国会通過と住民投票

一九四九年五月一〇日、両法案は衆議院に提出され、その日の本会議で全会一致で可決、翌一日には参議院本会議で同じく全会一致で可決されるという、異例の早さで両院を通過した。

ここまでの立法過程をたどると、法案の構想、条文化、国会内での調整、さらにGHQとの折衝に至るまで、その担い手は主として市長・市議会議員、国会議員、国会実務者といった限られた政治・行政エリートに集中しており、そこに市民が参加し、異論を含めて意思を表明する回路は用意されていなかった。

言い換えれば、「平和記念都市」という都市像は、市民的討議の積み重ねの中から醸成されたというよりも、停滞する復興事業を何とか前に進めようとする模索の中で形成され、その後に市民の同意手続へと回付された側面を強く有していた。したがって、次に述べる住民投票は、市民参加が立法過程全体に広がっていたことを意味するというよりも、むしろ、法の制定過程における「市民の不在」を前提としつつ、最終局面で市民の同意を取り付ける仕組みとして作用したとみるべきであろう。

通常法律であれば衆参両院を通過した時点で成立するが、日本国憲法（以下「憲法」と

いう) 第九五条は、特定の地方公共団体のみに適用される特別法については、その住民の投票による同意を要すると定めている。これを受け、広島市では、一九四九年七月七日、法案の是非を問う住民投票が実施された。結果は、九割以上の賛成という圧倒的なものであった。この手続は、法的要件を満たしたという意味を超えて、市民が結果として「平和記念都市」という都市像を受け入れ、承認した出来事として位置付けることができる。

公布・施行

こうして、GHQの壁、国会審議の壁、住民投票の壁など様々な壁を乗り越え、平和記念都市法は、被爆四周年に当たる一九四九年八月六日に、憲法第九五条に基づく初の地方特別法として公布・施行された。破壊の象徴であった日付が、復興と平和を制度化する日として選び取られたことは、偶然以上の象徴性を帯びている。この法律の成立は、広島の復興を国家の特別な関与の下に位置付けると同時に、「平和都市」という理念を法的に定着させる画期となったのである。

5 なぜ「平和記念都市」か

様々な都市像の提唱

では、なぜ広島市は「平和記念都市」という看板を法の前面に掲げたのだろうか。平和記念都市法の成立によって法的に確定されたこの都市像は、前節で述べたとおり、被爆直後から市民の間に自明の理念として共有されていたわけではなかった。むしろ、それは、復興をめぐる政治的・制度的要請の中で、段階的に形成され、選り取られていった理念であった。

被爆直後の広島においては、復興の最優先課題は生活の再建と都市機能の回復であり、都市の理念や象徴性をめぐる議論は後景に退いていた。当時の広島で提唱された都市像は、工業都市、教育都市、文化都市など様々であり、「平和都市」という表現は主要な選択肢としては現れていない。この事実は、今日では当然視されがちな「広島＝平和都市」というイメージが、歴史的には自明のものではなかったことを示している。

「平和記念都市」の萌芽

「平和記念都市」という語が公的な言説として初めて確認されるのは、一九四五年一二月一九日付の中国新聞に掲載された楠瀬常猪・広島県知事へのインタビュー記事である。楠瀬は、原子爆弾によって壊滅した広島が戦争終結をもたらしたという認識に基づき、「平和への記念都市」となるべきだと述べ、さらに全世界から復興資金や資材を募る構想にも言及している。この発言は、広島市の戦災を国際的文脈の中で意味付けようとする試みであり、「平和記念都市」という発想の萌芽を示すものであった。

しかし、この段階においても、「平和記念都市」構想は市民や行政の間で共有された復興理念にはなっていなかった。むしろそれは数ある都市像の一つにとどまり、具体的な都市計画や制度へと接続されるまでには至っていない。転機となったのは、復興財源を確保するために、広島市が国に対して特別な支援を求めざるを得なくなったことであった。

国家的関与を引き出すための「平和」

特別法構想の検討が進む中で作成された請願書案には、広島市の戦災が「第二次世界大戦終結の導因となったばかりでなく、……世界平和確立の緊要なる契機をつく」ったと位

置付ける文言が盛り込まれ、さらに「国際的平和の記念都市を建設することは、我々市民及び全日本国民の世界人類に対する責務で」あるとも述べられている。ここでは、広島市の戦災が人類史的出来事として再解釈され、その復興が道義的責務として語られている。

このような言説の背後には、全国に多数存在する戦災都市の中で、なぜ広島だけが特別な支援を受けるべきなのかという問いに答え、広島の復興への国家的関与を正当化する狙いがあった。その際、「平和」という理念は、日本政府との関係においても、またGHQとの関係においても、打ってつけの看板として機能し得るものであった。ただし、そこでの「平和」は、必ずしも単一の意味を持つものとして共有されていたわけではない。

「平和」の二重性

日本政府との関係においては、憲法の平和主義が志向する「恒久の平和」——将来に向けて実現されるべき規範としての平和——が前面に押し出された。他方、GHQとの関係においては、原子爆弾が戦争終結を早め、結果として平和をもたらしたという認識（原爆平和招来説）と親和的な、過去の出来事としての平和が含意され得た。換言すれば、同じ「平和」という語が、相手方の政治的文脈に応じて、未来志向の規範として、あるいは過去の

出来事の結果として理解されることで、広島復興を正当化するレトリックとして二重の役割を果たしたのである。

そして、この「平和」は、理念として掲げられるにとどまらず、法律によって制度化されることで、都市の復興計画や公共空間の形成へと接続されていく。実際、平和記念都市法第一条には、「恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴」というフレーズが置かれ、憲法前文および第九条の文言を強く意識して立案されたものとなっている（寺光：14）。広島市は、自らを憲法の平和主義を体现する都市として位置付けることで、復興への国家的関与を正当化したのであった。

占領下の制約

このような「平和」言説は、原爆被害の実態や被爆者の苦しみを十分に表現し得るものではなく、むしろそれらを覆い隠す側面を持っていた（直野：71-97）。その背景には、占領下における厳しい言論統制という政治環境があった。当時は、原爆被害の実態や占領政策への批判的言説が厳しく検閲され、被害を正面から語る言語そのものが大きく制約されていた。そのような状況下において、「平和」という語は、被害の特殊性を直接的に告発する

ことなく、広島を経験を国際的文脈に接続し得る、数少ない対外的に通用する語彙として選び取られたのである。

以上のように、「平和都市」という概念は、市民の自然発生的な理念というよりも、復興を実現するために戦略的に選択され、占領期の政治的・制度的条件の下で構築された側面を強く持っていた。そして、その概念が法律として制度化されたことによつて、「平和」は単なるスローガンにとどまらず、都市計画や公共空間の形成を通じて具体的な実体を伴うものとなっていく。そこで、次節では、平和記念都市法のどの条文が、どのような効果をもたらしたのかを確認する。

6 平和記念都市法の内容および効果

平和記念都市法は、その名称や、全七条という簡潔な構成から、理念を宣言したにすぎない法律であるかのように理解されることがある。しかし、実際には、都市計画、財源、国の関与を具体的に規定した実務的性格の強い法律であり、広島の復興において一定の効果を発揮してきた。

目的

第一条は、法律の目的を定め、「恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として、広島市を平和記念都市として建設すること」を掲げている。

ここで注目すべきは、「復興」や「再建」ではなく、「建設」という語が用いられている点である。これは、原爆によって破壊された戦前の都市を単に元に戻すのではなく、新たな理念に基づく都市を創出するという未来志向を明確に示すものであった。

計画および事業

第二条は、都市計画の内容について定めている。すなわち、都市計画法に基づく通常の都市計画に加え、「恒久の平和を記念すべき施設」および「平和記念都市としてふさわしい文化的施設」を計画に含めることを求めている。

この規定を受け、広島市は一九五二年に平和記念都市建設計画を策定した。この計画では、爆心地に近い中島地区を「平和記念公園」として整備することが明確に打ち出され、戦災復興計画段階で用いられていた「中島公園」という名称は改められた。また、広島城跡を中央公園として位置付け、市内各所に公園や緑地を配置する構想、水辺空間を生かし

た河岸緑地計画、市中心部を東西に貫く幅一〇〇メートルの幹線道路（現在の平和大通り）など、今日の都市構造につながる基本的枠組みが形成された。

事業の援助

第三条は、国および地方公共団体の関係機関に対し、平和記念都市建設事業の促進と完成のために「できる限りの援助」を与える義務を課している。

一見すると努力義務規定に見えるが、実際にはこの条文を根拠として、広島市には他の戦災都市を上回る財政的支援が行われた。一九四九年度には二〇〇〇万円、翌一九五〇年度には一億八〇〇〇万円の追加国庫補助が実施され、復興事業の進展を後押しした。さらに、通常は復興事業に対する国庫補助率が二分の一であったのに対し、広島市と長崎市については特例として三分の二に引き上げられた。この措置は他都市からの反発もあつて一九五〇年度限りで終了したが、平和記念施設の建設については、その後も三分の二の高率補助が継続された。

平和大橋、西平和大橋といった象徴的インフラの整備も、第三条に基づく援助の成果である。

特別の助成

第四条は、平和記念都市法の中でもとりわけ重要な規定である。同条は、国有財産法の特例として、平和記念都市建設事業に必要な場合には、国が普通財産を地方公共団体に譲与できると定めている。

この規定により、かつて構想段階で挫折した旧軍用地の譲与が法的に可能となった。実際、広島市には、教育施設、水道施設、病院などの用地として多数の国有財産が譲与されている。旧軍都として蓄積された国有地が平和都市の公共施設へと転用された点は、戦前と戦後の都市性格の転換を象徴的に示している。第三節で述べた軍都と平和都市の表裏一体性は、まさにこの第四条の土地譲与特例において具体化したのである。このように、同条は、平和記念都市法が理念法にとどまらず、国有財産管理の特例を通じて復興の制度的基盤に踏み込んだ法律であったことを端的に示す規定である。

報告

第五条は、事業の進捗に関する報告制度を定めている。広島市は半年ごとに国土交通大臣に事業報告を行い、内閣総理大臣は毎年国会に対して報告することが義務付けられている。

この規定により、広島市の都市計画事業は、単なる地方自治体の施策ではなく、政府および国会が継続的に関心を持つべき事業として位置付けられた。

広島市長の責務

第六条は、広島市長の責務として、「住民の協力及び関係諸機関の援助」によって平和記念都市を完成させるための「不断の活動」を求めている。

この条文は、次節で詳述するように、市民参加と官民協力を制度的に前提とした点で重要である。実際、原爆ドーム保存工事に係る市民募金、広島市民球場や平和記念公園内の公会堂の建設における地元財界からの寄附、海外の広島県人会による図書館建設支援など、平和記念都市の形成は多様な主体の協力によって支えられてきた。

以上のように、平和記念都市法は、理念の提示、都市計画の特例、国の支援、市民協力の制度化という複数の層を持つ法律であった。その効果は、必ずしも復興の諸問題を一挙に解決するようなものではなかったが、少なくとも広島復興を国の特別な関与と支援の下に位置付け、長期的な都市形成の方向性を定める制度的基盤を与えた点において、戦後

広島の「復興の礎」をなしたと評価することができる。

7 平和記念都市法の今日的意義

「平和記念都市」の未確定性

平和記念都市法は、一九四九年の制定以降、今日に至るまで廃止されことなく存続している。それは、この法律が、復興期に限定された時限立法ではなく、復興後の広島市の都市像をも視野に入れた長期的枠組みとして構想されていたためであろう。とりわけ重要なのは、「平和記念都市」の意味やその「完成」が条文上明確に定義されていない点である。それが立案担当者の意図的選択であったのか、あるいは当時の政治的・制度的制約の下で定義し得なかった結果であるのかは必ずしも明らかではない。いずれにせよ、この未確定性によって、「平和記念都市」は、完成像を固定されることなく、解釈と実践に開かれた概念となった。

「不断の活動」の意味

この未確定性を踏まえると、第六条が求める「不断の活動」の意味がより一層明確にな

る。法が「平和記念都市」の完成像を明示していない以上、「平和記念都市の建設」という目的も、固定された内容を持たない。したがって、その内容は、法の施行後の運用を通じて、その時々状況に即して輪郭を与えられていくほかない。つまり、同条のいう「不斷の活動」とは、あらかじめ確定された完成像に向かって直線的に進む作業ではなく、「平和記念都市とは何か」という理解それ自体を、社会の変化に応じて点検し、更新し続けていく営みとして位置付けられる。

重要なのは、第六条が、この営みの遂行条件として「住民の協力」を明示的に求めている点である。これは、「平和記念都市の建設」が市長の裁量や行政の主導のみで完結するものではなく、市民との間に形成される一定の合意を足場として初めて進み得ることを示している。言い換えれば、同条は、市長と市民との対話の中で「平和記念都市」を具体化していくプロセス自体を、制度的に組み込んだ規定なのである。

もともと、その合意は、社会的・経済的・政治的条件の変化に応じて常に更新を迫られ、固定化されることはない。だからこそ、「平和記念都市」は、完成像そのものを問い続ける過程として制度化された、常に未完の都市なのである。

合意形成の枠組みとして

このように解することで、平和記念都市法は、「住民の協力」を一方的に要請する制度としてではなく、合意形成の過程そのものを将来に向けて開いた枠組みとして理解することができる。つまり、「平和記念都市」とは何か、どのような「平和」を「記念」し、いかにそれを都市計画や市民生活の中で表現するのか——これらの問いに対する答えは、法律の条文の中に固定されているわけではない。むしろ、それらは、各時代の市民、行政、研究者等によって繰り返し問い直されることを前提としている。

実際、平和記念公園や原爆ドーム、平和記念資料館といった空間や施設は、完成と同時に位置付けが確定したわけではなかった。原爆ドーム保存の是非をめぐる論争、平和記念資料館の展示内容の更新、追悼の在り方をめぐる議論などを通じて、それらの位置付けは時代ごとに再構成されてきた。平和記念都市とは、こうした再解釈と対話の積み重ねによって形づくられていく都市なのである。

憲法と地方自治の接点

さらに視野を広げれば、平和記念都市法は、憲法の平和主義と地方自治の関係を具体的

な形で示した事例として位置付けることができる。憲法第九五条に基づく住民投票を経て制定されたこの法律は、国家の理念を地方自治体がどのように引き受け、具体化し得るのかを示す一つの試みでもあった。

未完のプロジェクト

今日、広島市は、国際的に平和を発信する都市として広く知られている。しかし、その姿は、一九四九年に平和記念都市法が制定された時点で既に与えられていたわけではない。軍都として形成された都市基盤、原子爆弾による破壊、復興をめぐる政治的選択、市民による様々な取組——これらが重なり合う中で、「平和記念都市」という理念は徐々に具体的な形を与えられてきたのである。

平和記念都市法が今日まで存続している意義は、まさにこの点にある。すなわち、広島市長と市民に対して、「平和」とは何か、それを都市としていかに体现するのかという問いを、終わることなく投げかけ続ける制度的装置として機能しているという点である。法の目的である「平和記念都市の建設」は、問い直しと更新を重ねながら形作られていく、常に未完のプロジェクトなのである。こうした未完性と対話の構造こそが、「平和都市」広

島の原点である。

《参考文献》

- 寺光忠（一九四九）『ヒロシマ平和都市法——広島平和記念都市建設法註解』中国新聞社
直野章子（二〇一五）『原爆体験と戦後日本——記憶の形成と継承』岩波書店
濱井信三（一九六七）『原爆市長——ヒロシマとともに二〇年』朝日新聞社
広島市編（一九八二）『広島新史 資料編Ⅱ（復興編）』広島市
広島市編（一九八三^㉑）『広島新史 財政編』広島市
広島市編（一九八三^㉒）『広島新史 都市文化編』広島市
広島市編（一九八四）『広島新史 歴史編』広島市

《より深く知るために》

- 石丸紀興（一九八八）「『広島平和記念都市建設法』の制定過程とその特質」『広島市公文書館紀要』第一一号、
一—五六頁

- 森上翔太（二〇二四）『未完の平和記念都市——広島平和記念都市建設法の軌跡と展望』論創社

第8章 国際原子力機関——原子力の法規制の現在地

大下 隼

国際原子力機関（IAEA）は、原子力の平和的利用の促進とその軍事的利用の防止を任務とする、一九五七年一〇月に設立された普遍的国際機構である。本部はオーストリアのウィーンにあり、原加盟国は八〇カ国、現在一八一カ国が加盟している。二〇二四年に日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞したが、実はIAEAも二〇〇五年に受賞している。両者は核兵器に関連する形でノーベル平和賞を受賞しただけでなく、実はその根底には「信頼の構築」という共通課題がある。

本章ではIAEAの組織・活動・近年の課題の検討をつうじて、世界的な原子力の規制におけるIAEAの現状と課題を明らかにしたい。

1 IAEAの概要

第三の国連都市・ウィーン

国連ウィーン事務所は一九七九年に設置された比較的新しい拠点で、ニューヨークとジュネーブに続く「第三の国連都市」ともいえるが、その出発点は市内南東部に所在し、グスタフ・クリムトの代表作「接吻」を所蔵するベルヴェデーレ宮殿である。ベルヴェデーレ宮殿では一九五五年、日本でいえばサンフランシスコ平和条約に相当する、オーストリア国家条約が締結された。本条約でオーストリアは戦後の連合国占領から解放され、独立と主権を回復した一方、「永世中立」を掲げ、東西冷戦下でも両陣営が対話をできる場所としての信頼を築いてきた (Beham et al: 200-201)。このようにして、ベルヴェデーレをきっかけとしてウィーンは「国際都市」として世界に開かれ、国連機関も集まりやすかったのである。

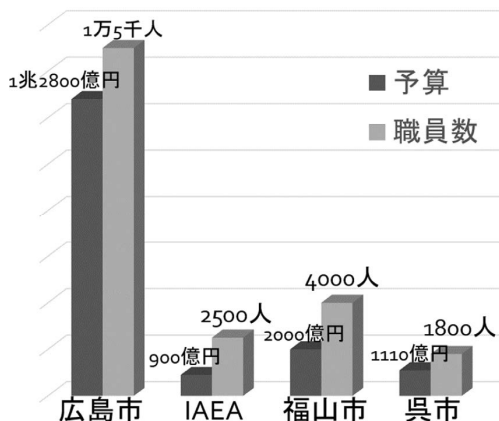
また、ウィーンの国連機関は、科学技術・専門知識を担うものが多い。IAEA以外には、たとえば包括的核実験禁止条約機関準備委員会、国連宇宙部、国連薬物犯罪事務所のような機関が本部を置いている。そのなかで、「ウィーン精神」という独特の交渉文化が育

まれてきた。現地の外交官は「政治的利害の調整ではなく、科学や専門的課題を扱うため、ウィーンでは徹底的に議論すれば必ず合意に至れる」という考えを共有し、熟議とコンセンサスでの意思決定を原則としてきたのである（引原）。

組織規模

IAEAの組織規模は、年間予算は約九〇〇億円、職員数はおよそ二五〇〇人である。日本の年間国家予算は一一五兆円超、国家公務員は六〇万人弱であるといわれるので、日本の国家予算の〇・一％、職員数は〇・四％にすぎない。広島県の自治体と比べると、広島市は年間予算約一兆二八〇〇億円・職員約一万五〇〇〇人、福山市は二〇〇〇億円・四〇〇〇人、呉市は一一一〇億円・一八〇〇人である。つまりIAEAは呉市や福山市に近い規模であり、日本政府どころか広島市の一〇分の一程度しかない組織だとわかる（表1）。他方、IAEAが対象とする範囲は地球規模であり、人類の存亡に関わる核不拡散を担っている。この実態に照らしてIAEAに何が期待できるのかを考える必要がある。

表1 IAEAの組織規模



各市町村の Website と GC(69)/3 等を基に筆者作成

内部機関

IAEAは、理事会・総会・事務局という三つの内部機関で運営されている。

理事会は、加盟国一八カ国のうち三五カ国からなる政策決定機関であり、通常年五回会合が開催される。理事会には事実上の常任理事国があり、国連安全保障理事会の常任理事国五カ国以外に日本やドイツも含まれる。理事会はIAEAの活動全般に強い権限を有し、事務局に政策の枠組みを示すとともに、予算提案等を総会に提出する。

また、総会は、全加盟国が参加する会合で、毎年九月にウィーンで開催され、予算や活動方針を承認し、各種決議を採択して

理事会や事務局に指針を与える。権限としては理事会が優位だが、総会は予算承認権を持ち、財政面から理事会をコントロールしている。

最後に事務局は、事務局長を頂点とする専門家集団である。科学技術や途上国開発に通じた人材が加盟国と日常的にやり取りを行い、その成果を理事会と総会に報告する。二〇〇九年から日本の天野之弥氏が事務局長を務めていたが、二〇一九年七月に任期半ばで急逝してしまった。出身国の日本で発生した福島第一原発事故後の対応の疲労と心労が祟ったともいわれる。現在はアルゼンチン出身のラファエル・グロッシー氏が就任し、資金調達や広報の分野で強い指導力を發揮している（大下：86-92）。

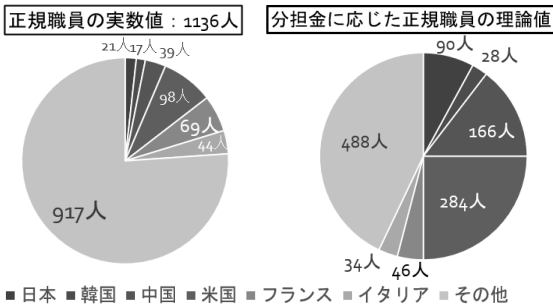
事務局職員数

先述のとおり、IAEAには約二五〇〇人の職員が在籍している。そのうち正規職員は二〇二五年六月時点では一一三六人で、このうち日本人職員は二一人にとどまる（GOV/2025/47-GC(69)/16 Annex 1-3）。職員構成を各国の予算拠出額との関係でみると、日本はIAEA予算の約七・七%を負担するため（GC(69)/5: 125-130）、単純計算で一一三六人の正規職員のうち約九〇人が日本人でも不思議ではないが、実際にはその四分の一以下となっ

ている。韓国、中国、米国も同様の状況にある一方、フランスやイタリアは予算拠出の割合以上の職員を送り出している（表2）。

こうした日本の状況は「過少代表」と呼ばれ、I A E Aに限らず、多くの国際機関に共通する日本の課題でもある。国際機関に送り込む人の数が一定の意味を持つことはいうまでもないが、日本国民の税金を原資とする拠出金の裨益者は可能であれば日本国民であるのが望ましいであろう。また、たとえば日本政府が給与を負担する条件で国際機関にポストを設け、人を送り込む仕組みが存在するが、これを広島県や広島市といった地方自治体が担う形も考えられる。その際には、I A E Aや国連軍縮部といった国際機関側のニーズと地方自治体側のニーズの合致といった課題が考えられる。

表2 職員数の実数値と理論値



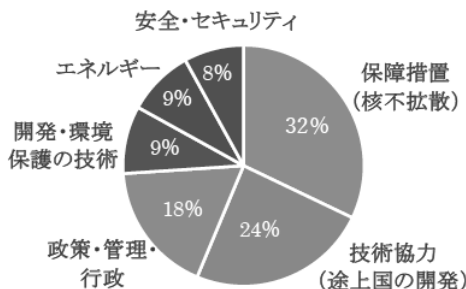
GOV/2025/47-GC(69)/16 および GC(69)/5 を基に筆者作成

IAEAの事業と予算

IAEAの活動には六つの柱があるが、核兵器拡散を防ぐための「保障措置」の予算割合が最も大きい。次に大きい分野は、必ずしも広く知られていない、発展途上国の開発を科学技術によって支える「技術協力」である（表3）。

ここまで技術協力が重視される背景には、予算手続がある。発展途上国が多数を占める総会では技術協力の拡充が求められ、先進国が半数を占める理事会では保障措置の強化が重視される。この構造を背景に、予算案を提示する理事会が求める保障措置強化を総会で承認してもらうためのインセンティブに、技術協力がなっているのである。通常予算と共に全体額や割当額等を決定していくプロジェクト用の基金である技術協力基金（TCF）は通常予算の一部で

表3 技術協力予算の分野別割当



GC(69)/RES/3 と GC (69)/RES/4 を基に筆者作成。なお、技術協力の予算は通常予算と技術協力基金の数値を合算した。

はなく、抛出義務がない点には注意が必要ではあるが、IAEAは単なる「核の番人」ではなく、多面的な性格を有する国際機構であるといえよう（大下：106-107）。

2 IAEAの活動

ここで、「核兵器の不拡散に関する条約」（NPT）に触れておきたい。NPTは一九七〇年に発効した多数国間条約で、現在一九一カ国の締約国がいる。核兵器不拡散、原子力の平和的利用、核軍縮の三つの柱があり、技術協力は二つ目の柱に関わる。

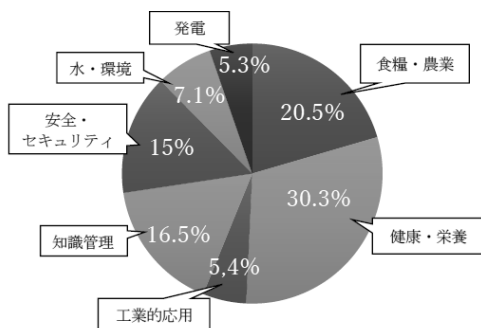
技術協力

IAEAの技術協力に充てられる予算は三つある。第一に技術協力局の職員給与などに用いられる義務的拠出金による通常予算、第二に自発的拠出金であるTCF、第三に予算外の自発的拠出金である平和的利用イニシアティブである。TCFの予算規模は二〇二五年では約一億ユーロ程度であるが、意外にも発電分野の割合は五%にすぎない。言い換えれば、九五%もの予算は健康、栄養、食料、環境といった分野に使われている（表4）。それゆえIAEAは、人類の生活基盤を支える役割を担う国際機構でもある。

具体的な分野としては、たとえば健康・栄養分野がある。典型例は放射線治療である。がん治療に不可欠な放射線治療は先進国では一般的だが、二〇二二年時点でアフリカ諸国の約半数には設備を備えた病院がほとんどなく、がん患者が死を待つしかない状況に置かれていたとされる。二〇二〇年にはアフリカで年間約七〇万人ががんで死亡したといわれる。IAEAはこうした地域で放射線治療の普及を進めており、会津中央病院が約一七〇〇万円を拠出するなど、民間による支援も広がっている。また、新型コロナウイルス感染症の流行時には、PCR検査機器や技術指導を各国に提供し、世界的な感染症対策を支えた（大下：109-103）。

次に農業分野である。代表的な技術として、放射線を照射して繁殖力を失わせた害虫を自然界に放つ

表4 技術協力予算の分野別割当



GC(69)/INF/6 を基に筆者作成

て個体数を減少させる「SIT（不妊虫放飼法）」がある（大下：106）。日本でも一九七〇年代に沖縄でゴーヤを荒らすウリミバエを根絶した実績がある。IAEAはアフリカ睡眠病を媒介するツエツエバエや中南米の家畜寄生ハエ対策等にSITを利用し、農薬依存を避けた持続的な農業の実現に寄与している。他にも、橋やビルに放射線を当てて、壊さずにその耐震性等を明らかにする「非破壊検査」や（大下：120）、海水を分析機にかけて汚染やマイクロプラスチックの含有量などを検査する海洋モニタリングも重要分野である（大下：103）。

保障措置

NPTは、核兵器を保有してよい核兵器国（米英仏露中）と、核兵器の保有が禁止される非核兵器国とに加盟国を分類しているが、非核兵器国は、核兵器を保有・開発しない義務を負うとともに、平和的に利用されている核物質が核兵器開発に転用されていないことを確認させる義務を負う。そのため各国はIAEAと保障措置協定を締結し、国内で扱うすべての核物質を申告する義務を負い、IAEAはその申告内容を検証する任務を負う。

このように述べると、北朝鮮やイランといった問題国に関心が向きがちである。しかし

保障措置の基本的な機能は、日本のように特段問題のない国においても重要である。なぜなら、保障措置協定は「核物質の会計監査」ともいえる仕組みだからである。民間企業の会計監査が不正の有無にかかわらず実施されるのと同様、IAEAの保障措置も定期的な査察を通じて、不正、すなわち核兵器開発が行われていないことの信頼性を確保するとともに、不正を抑止している。具体的には、非核兵器国は、すべての核関連施設について核物質の出納帳簿を作成し、各施設での核物質の受入れや使用後の残量を記録する。IAEAは統計学的手法を用いて理論上の核物質量を算出し、帳簿上の数値との整合性の確認や帳簿と現物の照合等を行うことで、核物質の抜き取りなど秘密裏の核兵器開発の兆候を確認するのである（今井：64-75）。

ただし、この仕組みには限界がある。通常の会計監査でも素人的な「隠し預金」は発見できても、巧妙に隠されたものまで把握することは難しい場合がある。それと同様に、最初からIAEAに申告されず、帳簿に載らない「隠し預金」的な核物質が存在する場合、通常の保障措置では見抜けないことがある。この限界を突きつけたのが、一九九一年の湾岸戦争後に明らかになった、イラクの未申告施設における核兵器開発であった（浅田：53-56）。この経験を受けてIAEAは申告の「正確性」だけでなく、すべての核物質が申

告されているかという「完全性」も検証する必要があると認識するようになった。そこで導入されたのが、保障措置協定を強化する「追加議定書」である。これはいわば「隠し預金」的な核物質の有無を調べる仕組みであり、未申告施設への補完的アクセス権限を含む。加えて衛星画像による監視や、環境サンプリングという痕跡検出技術など、新たな科学技術が活用され、検証の精度が高められてきた（大下・萬歳：179-180）。

このように IAEA は、「核の監査官」（accountant）であると同時に、「核の捜査官」（detective）としての役割も担っている（Ferguson: 121）。IAEA は、この二重の役割によって核兵器開発の兆候がないことを国際的に信頼可能（credible）な形で示そうとしているのである。このようにして保障措置は、科学技術を基礎に、抑止と信頼形成という二つの機能を通じて核不拡散体制を支えてきたのである。

IAEA の「政治化」

これら活動からもわかるように、IAEA は本来原子力科学技術を扱う専門機関であり、その科学的・技術的性格ゆえに可能な限り政治から一定の距離を保ち、どの国からも信頼を得てきた。しかし、近年、安保理が様々な問題で機能不全になってくると、IAEA に

もより大きな政治的役割が期待されるようになってきた。

二〇二五年九月の IAEA 総会はその典型であった。多数決で採択されたガザ地区への技術協力拡大決議は一見中立的に見えながらも、イスラエルの軍事行動への暗黙の批判を含んでいた (GC(69)/RES/10)。また、安保理ではロシアの拒否権で阻まれてきているロシア非難決議が、ザポリヅジャ原発の占拠への非難という枠付のもと、多数決で採択された (GC(69)/RES/14)。このように、科学技術を超えて国際政治の対立が反映される事項が増加して、多数決で決議が採択される光景が目立ってきている。

ここではコンセンサスを志向するはずの「ウィーン精神」が失われているようにもみえる。しかし、上記決議採択はいずれも単なる数の力ではなく、総会前の数カ月にもわたる交渉や総会期間中の深夜まで続く議論の果てに導かれたものであり、また IAEA 自身は科学技術機関であり続けようとしている。それゆえ、「ウィーン精神」の新たなあり方が問われているといえる。

3 ロシアのウクライナ侵攻

IAEA が直面する最大の課題の一つが、二〇二二年二月に始まったロシアによるウク

ライナ侵攻である。欧州最大級のザポリッジャ原発も武力紛争に巻き込まれ、同年三月以降はロシア軍により占拠された。占拠下では外部電源の切断や砲撃による損傷だけでなく、敷地内への兵器持込みなど、事実上の軍事拠点化も起こっている。原子炉への誤爆攻撃や、操業責任者による深刻なミスの発生に強い懸念が示されてきた。

権限の配分

武力紛争を規律する国際法である国際人道法には「区別原則」があり、戦闘員や軍事目標と文民・民有用物を区別し、後者を対象とする攻撃は禁止される。原子力発電所は通常は民有用物であるが、軍事活動に効果的に貢献し、かつその時点における破壊や無効化が明確な軍事的利益をもたらすものとなれば軍事目標となる（真山 2023: 70）。この点ロシアは、ウクライナの「テロリスト」が原発を悪用するおそれがあると主張し、軍事目標とみなして攻撃や占拠を正当化した。仮にロシアの主張を受け入れるとしても、原発は軍事目標でも特別な保護を受けるため、原子炉を危険にさらす攻撃は原則認められない。幸い今のところ事故は発生していないが、軍事衝突は続き、状況は予断を許さない。

もともと、IAEAは軍事や国際人道法を扱う国際機構ではない。たとえば戦争を停止

させたり、国際人道法違反の責任を追及したりする権限は持たない。IAEAに認められる権限はあくまで原子力安全の確保や保障措置の実施といった原子力分野に限定されるが、こうした権限の限定は国際機構法上の「専門性の原則」として説明される（佐藤・二〇）。原発占拠という事態は国連安保理の任務の範囲だが、安保理はロシアの拒否権行使で機能不全に陥っており、実効的な対応をとれていない。IAEAには拒否権制度が存在しないため、理事会や総会で繰り返し決議を採択し、ザポリッジャ原発のウクライナへの返還をロシアに求め続けてきたが、残念ながらロシアがそれに応じる様子は今のところない。

IAEAの意義と限界

しかし、だからといってIAEAが無力というわけではない。ザポリッジャ原発にはIAEA職員が常駐して安全確保や査察活動継続の努力をしている。また、戦闘地域からの避難者が流入して医療体制が逼迫するウクライナ西部では、放射線治療設備の整備や人材育成がIAEAを通じて実施されている。このように、政治的・軍事的対立を直接解消することはできないが、IAEAは科学技術に基づく専門機関として、武力紛争下においても原子力分野の最低限の秩序と国際的信頼を支えている。それゆえ、国連システム全体を

一括して「意味がない」と断じるのは行き過ぎであり、IAEAの場合には、科学的・専門的事項を扱う以上は国家間の利害対立を超えて合意に到達できるという「ウィーン精神」のもとで、懸命な努力が続けられているのである。

もちろん、看過できない課題もある。原子力発電所の軍事的な占拠は危険な行為だが、原子力安全や保障措置の既存の枠組みはこうした事態を十分想定してこなかった。すなわち、武力紛争下における原子力施設の安全および保障措置の確保という問題が生じてきている。換言すれば、科学技術だけでは解決できない政治的利害対立の解決という、国連システム全体で現れている根本的な課題にIAEAも直面しているといえよう。

4 イランの核問題

最後に取り上げるのは、イランの核問題である。この問題の出発点は、二〇〇二年にイラン国内で未申告の核関連施設が明らかになったことにある。イランは追加議定書を批准していなかったものの、NPTの非核兵器国として核兵器を保有・開発しない義務を負い、保障措置協定に基づき国内の核物質をIAEAに申告する義務があった。にもかかわらず秘密裏の原子力施設があった事実は、イランへの信頼を大きく損なうと同時に、IAEA

の保障措置制度への信頼をも揺るがした。

IAEAは査察官を派遣し、環境サンプリングや監視カメラを用いた検証を進めたが、調査が進むにつれて申告内容との矛盾が次々と明らかになり、未申告の核物質の存在が強く疑われる状況となった。問題は解消されず、二〇〇六年には国連安全保障理事会に付託され、対イラン経済制裁が科されるに至った。

JCPOA

その後、制裁と交渉を重ねた結果、二〇一五年に欧州三カ国（英仏独）に米中ロを加えたE3+3とイランの間で「包括的共同作業計画（JCPOA）」が成立した。全体で一五〇ページを超える合意であるが、その核心は長期的な監視と制限を通じた信頼回復にあった。たとえばいうなら、一〇年かけて「信頼の苗木」を共に育てる取組みである。具体的には、イランは、ウラン濃縮などの核活動を大幅に制限し、その見返りとして制裁緩和を受ける一方、IAEAは強化された保障措置の下で常時監視を行い、イランは約束を守っているという信頼と、「保障措置制度が機能している」という信頼を同時に再構築する。さらに、重大な違反の場合には、一定の手続を経て制裁が自動的に復活する「スナップバック条項」

も盛り込まれた。

当初は比較的順調に履行が進んだが、二〇一八年、ドナルド・トランプ政権はJCPOAから一方的に離脱し、育ち始めていた「信頼の苗木」に深刻な損傷を与えた。トランプ政権にとってイランは信頼を積み重ねる相手ではなく、悪意を前提に「最大限の圧力」で抑え込むべき対象だったからである（大下・萬歳・Log）。これに對しイランは、JCPOA上の制限を段階的に解除していった。ジョー・バイデン政権下では合意復帰が模索されたものの、米国内の政治的制約もあり、実現しなかった。他方、英独仏とイランの間でも紛争解決手続が試みられたが、最終的に合意形成には失敗した。

原子力施設攻撃

二〇二五年、第二期トランプ政権の発足によって、イラン核問題はさらに複雑な局面に入った。トランプ大統領は、第一次政権期と同様に「最大限の圧力」路線を維持しつつも、制裁と交渉を組み合わせる「デール」の手法で新たな合意の可能性を模索した。同年四月には、オマーンの仲介の下で米国とイランの交渉が再開され、事態は再び外交の場に引き戻されるかに見えた。

こうした動きを受け、IAEAも対応を強めた。五月三十一日の事務局長報告書では、イランによる濃縮活動の拡大に深刻な懸念が示され（GOV/2025/24）、続く六月一二日には、理事会が保障措置不遵守を認定する決議を採択した（GOV/2025/38）。¹¹¹には単なる技術的評価にとどまらず、米国・イラン間の合意形成を後押しする意図もあった。

しかし、この動きをイスラエルは看過しなかった。イランは長年にわたりイスラエルと深刻な敵対関係にあり、イスラエルにとって「イランに一定の原子力活動を認めるデール」は、将来的な核兵器開発の余地を与え、自国の安全保障上の脅威となるため、六月一日に軍事攻撃に踏み切ったと考えられる。これを受けて軍事的な応酬がイラン・イスラエル間でなされたが、米国も自衛権を援用する形で（六月二七日付安保理宛書簡：S/2025/426）、イランの地下核施設等を標的とする軍事行動を実施し、緊張が大きく高まってしまった。

この点について、広島・長崎への原爆投下を引き合いにトランプ大統領が攻撃を正当化した点は看過できない。この発言は、被爆地の視点から見て到底受け入れがたいものであるばかりでなく、国際社会や米国自身にとってさえ、極めて不適切な発言だった。原爆投下は人類史上例のない非人道的被害がすでに発生していたなかでの究極の出来事であり、被爆地に今なお深い傷を残しているからである。

スナップバックから軍事衝突へ

軍事攻撃の端緒が I A E A の報告書と決議であったため、イラン国内では I A E A への不信感が急速に高まり、イラン議会は査察受入れを一時停止する法律を可決した。その後、二〇二五年九月一〇日には保障措置再開で I A E A とイラン間で合意が成立し、再開に向けた動きが始まるはずであったが、同時期に英独仏は国連の枠組みでスナップバック手続を進め、九月二八日、三カ国は共同声明により交渉を継続する意思を示しつつも安保理制裁の復活を宣言した。これにイランは強く反発し、「事態悪化は米国の一方的離脱が原因であり、スナップバックは違法」と主張している。しかし、イランの米国に対する不信は理解できるが、英独仏との間で「信賴の苗木」を育て直す余地は残されていたなかで、その機会を活かせなかったイラン外交の失敗があったことは否定できない。

他方、欧米諸国にはイランの N P T 脱退防止を含め、軍事力に安易に頼らない政治・外交上の知恵（大芝²²）が問われていた。それにもかかわらず、二〇二六年二月二八日に米国はイスラエルとともにイラン攻撃を開始し、残念ながら再度軍事衝突に発展してしまった。トランプ政権は、三月一日付の安保理宛書簡（S/2026/16）において、イランによる中東の代理勢力への支援なども含めた現イラン政権の脅威に対する自衛権を攻撃の正当化

事由に挙げた。これにより IAEA が対処可能な問題を越えたことが浮き彫りになっているが、もともとの戦争原因が核問題である以上、必ず IAEA が役割を果すべき時がくるはずであり、事態の推移を慎重に見守る必要があるだろう。

5 IAEA と広島・長崎

アルベルト・アインシュタインがかつて示唆したように、科学技術そのものは歩むべき道と目標を教えてはくれない (Einstein: 41)。科学技術は社会が究極的に目指す目的達成の手段を提供するが、前提となる社会目的を設定し、そのもとで適切な利害調整をすることは政治と法の役割である。換言すれば、規制を機能させるには、「何をすべきで何をしてはならないか」を定める実体法と、科学技術の知見をどう評価し、誰に説明し、いかに合意へつなげ、この世界に役立てるかを定める手続法の両輪が不可欠である。科学を基盤にしつつ、手続と合意形成を経て政治的利害調整が可能な適切なルールをつくり、信頼を構築していく——その過程の道半ばにいる、というのが原子力の法規制の現在地だといえる。その営みを見守り、これからも見守り続けるのが、政治化の圧力のもとで危機にさらされながらも生き残ってきた「ウィーン精神 (Vienna Spirit)」である。

この道のりは、広島・長崎の歩む道とも重なり合う。両都市は身をもって科学技術の暴力を体験した一方、民主主義を担う人々の間の国境を越えた信頼構築と「核兵器のない世界」の実現を問い続けてきたからである。JCPOAが「信頼の苗木」を大きく育てる試みだったとすれば、広島・長崎が目指しているのは「信頼の世界樹」を育てるとてもいふべき遠大なものである。IAEAがその過程で果たす役割を、強調しても強調しすぎることはないであろう (Robledo: 42)。

追記…本稿脱稿後の二〇二六年六月一八日、米国とイランとの間で戦闘の終結に関する覚書が成立したが、これを受けたイラン核問題の新たな展開やIAEAの役割等に関する詳細な検討については、今後の課題としたい。

《参考文献》

- 今井隆吉（一九九四）『IAEA査察と核拡散』日刊工業新聞社
佐藤哲夫（二〇〇五）『国際組織法』有斐閣
大下隼・萬歳寛之（二〇二二）「軍縮・不拡散・輸出管理——大量破壊兵器と国際機構」庄司克宏編『国際機構

〔新版〕岩波書店、一七三—一九二頁

大芝亮 (二〇二一) 「広島発の平和学を目指して」 広島市立大学広島平和研究所編 『広島発の平和学——戦争と平和を考える十三講』 法律文化社、一—二二頁

浅田正彦 (二〇二三) 『核不拡散と核軍縮の国際法』 有斐閣

真山全 (二〇二三) 「露ウクライナ戦争における原子力発電所攻撃の国際人道法上の評価」 『人道研究ジャーナル』 第十二巻、六九—九四頁

引原毅 (二〇二四年三月四日) 「ウィーンにおけるマルチ外交…その意義、苦心と喜び」 (<https://www.kasumi-gaseikai.or.jp/~帰国大使は語る、ウィーンにおけるマルチ外交、二〇二六年二月二七日>)

大下隼 (二〇二五) 「国際原子力機関による原子力の平和的利用の促進——原子力技術協力事業における『法の適正過程』の確保——」 『早稲田法学』 第一〇〇巻二号、八六—一二六頁

Einstein, Albert (1954), *Ideas and Opinions*. New York: Crown Publishers, Inc.

Ferguson, Charles D. (2011), *Nuclear Energy: What Everyone Needs to Know*. Oxford: Oxford University Press

Beham, Markus, Melanie Fink, und Ralph Janik (2021), *Völkerrecht verstehen*. Wien: Facultas.wuv Universitätsverlag

Robledo, Juan (2025), *Le Droit international du désarmement: entre idéalisme et réalisme*. Leiden: Martinus Nijhoff

《より深く知るために》

W・ジョンストン（一九八六）井上修一他訳『ウィーン精神——ハープスブルク帝国の思想と社会 1848—1938』

みすず書房

今井隆吉（一九九四）『科学と外交——軍縮、エネルギー、環境』中央公論新社

ブルース・シュナイアー（二〇一三）山形浩生訳『信頼と裏切りの社会』NTT出版

加納雄大（二〇一七）『原子力外交——IAEAの街ウィーンからの視点』信山社

浅田正彦・玉田大編（二〇二三）『ウクライナ戦争をめぐる国際法と国際政治経済』東信堂

第9章 「核の傘」の当事者性——私たちは何を問われているのか

佐藤 史郎

1 核の傘をあらためて考える

日本は、ヒロシマ・ナガサキの惨劇を二度と繰り返さないために、核兵器のない世界の実現を目指している。その一方で日本は、自国の安全保障を確保するために、米国の「核の傘」に依存している。核の傘に安全保障を頼むということ、それは私たちに何を問いかけているのだろうか。本稿では、政治と倫理の視点から、核の傘とは何かについて、あらためて考えてみたい。

本稿のルートマップは以下のとおりである。まず、核兵器使用の威嚇に関する事例を紹

介することから始める（第二節）。つぎに、核抑止とは何かを説明し（第三節）、その問題点を整理する（第四節）。そして、核の傘の概念を説明したうえで（第五節）、核の傘に安全保障を頼むということは何を意味しているのかを示す（第六節）。最後に、核抑止論を乗り越えるために、ヒロシマに求められていることは何かについて、若干の考察を試みる。

2 核兵器使用の威嚇

核兵器使用の威嚇に関するわかりやすい事例としては、ロシアによる核の恫喝があげられよう。二〇二二年二月二四日、ロシアのウラジーミル・プーチン大統領は、核兵器の使用をほのめかしながら、ロシアに直接攻撃する侵略者に対しては「敗北と恐ろしい結果をもたらし」と演説した（NHK 2022）。ウクライナに侵攻する直前のことである。演説では、核兵器を使用するとは直接述べていないものの、その文脈からして、核兵器使用の脅しをかけていることは明らかであった。

核の恫喝を行っているのはロシアだけではない。他の核保有国やその同盟国も核で恫喝している。たとえば、二〇二三年五月一九日に発表された「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」では、「全ての者にとっての安全が損なわれない形で核兵器のない世界の実現」

を目指し、「核戦争に勝者はなく、また、核戦争は決して戦われてはならない」と述べる一方、他方で「我々の安全保障政策は、核兵器は、それが存在する限りにおいて、防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、並びに戦争及び威圧を防止すべき」とも述べている（外務省 2023）。これも、核兵器を使用するとの直接的な表現はロシアと同様に避けられてはいるものの、突き詰めていえば間接的に核の恫喝を行っている。国際社会において、核の恫喝は現実に行われている。核の恫喝が剥き出しにあらわれるのは主に戦時であるが、平時から政策的なコミットメント（意図表明）として繰り返されているのだ。

3 核抑止とは何か

核抑止とは何か、その概念を確認しよう。核抑止（nuclear deterrence）とは、核兵器を使用すると威嚇（threat）することで、こちらの望まない行動（核攻撃を含む）を相手に思いとどまらせる試みである。攻撃をすれば核兵器で反撃を受けることになる」と当事国どうしが認識する結果、双方とも攻撃を慎むと期待されている。

それでは、核抑止が成立するためには、どのような条件が必要なのであろうか。条件は主に四つある。一つ目は、核兵器を使用するという意図と能力が必要である。たとえば、

脅しをかけている国家に核兵器使用の意図がなければ、脅しを受けている国家は、その脅しをはったりとして捉えるであろう。また、たとえ核兵器使用の意図をもっているとしても、脅しをかけている国家に核兵器使用の能力がなければ、脅しを受けている国家は、その脅しを現実として受け止めないであろう。

二つ目は、報復で核攻撃を受けるかもしれないとの認識をもたなければならない。脅しをかける国家がたとえ核兵器使用の意図と能力をもつとしても、脅しを受けている国家が、攻撃をすれば核兵器で反撃を受ける可能性があるとこの認識をもつ必要がある（いわゆる「信憑性（credibility）」の問題）。

三つ目は、相互間のコミュニケーションが必要である。攻撃をすれば核兵器で反撃されるかもしれないとの認識をもつに至るには、コミュニケーションを通じて、核兵器使用の意図と能力があることを伝達しあわなければならない。なお、この点に関していえば、人工知能（AI）が核抑止に安定をもたらずかどうかについて、現在、議論を重ねていくことが重要となっている。

四つ目は、合理性を備えていることである。上記三つの条件を満たすためには、国家は合理的に計算できなくてはならないからだ。

4 核抑止の問題点

では、核抑止の問題点は何か。ここでは、三つ、指摘しておこう。第一の問題は、核抑止が功を奏するかどうかを完全に予測することはできないという点である。いいかえれば、核抑止は常に成立するとも断言できないし、常に成立しないとも断言できない。核抑止が成立するかどうかは、結果に強く依存しているからだ。現在、核戦争は起きていない。その理由の一つとして、もしかしたら核抑止が効いているのかもしれない。しかし、もし核戦争が起きてしまえば、核抑止は効かなかったとなる。たとえば、岩田修一郎はつぎのように指摘する。

抑止の成立は結果としてのみ判定され、抑止成立のプロセスは目に見えない。実際に戦争が起きたら、抑止は崩れたことになり、抑止戦略は失敗したことが分かる。戦争が起きなければ抑止は維持されていたことになるが、それは抑止戦略が効果的に機能していたためなのか、別の理由（敵に攻撃の意図がなかったためかもしれない）によるものなのか分からない。（岩田 1996: 37）

このように、核抑止が成立する条件は明らかにされているものの、実際に核抑止が成立するかどうかを予測することはできないのである。なお、核兵器が存在するかぎり、誤算や事故によって核兵器が使用される危険性があるとの「現実」も看過してはならない。

第二の問題は、核抑止は安全保障のディレンマをもたらし危険性があるという点である。「安全保障のディレンマ (security dilemma)」とは、国家は自らの安全保障上の不安や恐怖を減じるために軍備増強を試みるものの、それが国家間に軍備競争をもたらし結果、相互の安全保障上の不安や恐怖がさらに増えていく、という逆説である。核兵器の文脈でいえば、核抑止という威嚇型のコミットメントは、それが核兵器を使用するという威嚇であるかぎり、国家間に安全保障上の不安や恐怖をもたらす。そして、その不安や恐怖を減じるために核軍備増強を試みるものの、それが国家間に核軍備競争をもたらし結果、相互の安全保障上の不安や恐怖がさらに増えていく、という逆説である。

なお、この核をめぐる安全保障のディレンマを緩和するための一つのアプローチとして、約束型のコミットメントがある。これは、核兵器を使用しないと「約束 (promise)」することとで、こちらの望まない行動（核攻撃を含む）を相手に思いとどまらせる試みである。核兵器不使用の約束を通じて、相手が核兵器を使用することはないと当事国どうしが認識する

結果、双方とも攻撃を慎むと期待されている。具体的な例の一つとして、核の先行不使用（no first use）があげられよう。これは、武力紛争中、核攻撃を受けないかぎり、核兵器を先に使用しないと約束することで、核兵器不使用の状況を作り出す試みである。もちろん、核の先行不使用が実際に核の不使用をもたらしかどうか、また、たとえ核の不使用をもたらしとしても、それが安全保障に資するかどうかは別の事柄である。とはいえ、理論上、核の先行不使用は核をめぐる安全保障のディレンマを緩和させる可能性をもっている。

第三の問題は、核抑止は暴力的な手段という点である。核兵器使用の威嚇とは、核兵器使用の威嚇という暴力により、核兵器使用という暴力を押さえつける試みにほかならない。平和学／平和研究の立場からすれば、（できるかぎり）非暴力の手段で暴力をめぐる問題の解決を試みる以上、核抑止論を乗り越える知を模索する必要がある。また、核抑止を認めるということは、核兵器の存在を認めるということでもある。したがって、ヒロシマという視点からすれば、核兵器という暴力の不存在を求めている以上、ヒロシマは核抑止を認めることはできないとなろう。

5 核の傘とは何か

ここからは、核の傘についてである。核の傘 (nuclear umbrella) とは、核保有国が同盟国の非核保有国を守るために、核兵器を使用すると威嚇することで、こちらの望まない行動 (核攻撃を含む) を相手に思いとどまらせる試みである。いわゆる「拡大核抑止 (extended nuclear deterrence)」と呼ばれる威嚇型のコミットメントである。日本は、日米同盟のもとで、同盟国である米国の核の傘に自国の安全保障を依存している。たとえば、外交青書ではつぎのように述べられている。

日本には、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際社会の取組を主導していく歴史的使命がある。同時に、日本は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、日本の周辺では質的・量的な核軍拡が進んでいる。こうした中で、日本が自ら核兵器を保有することはないという前提の下、国民の生命と財産、日本の独立と平和を守り抜くためには、米国が提供する核を含む拡大抑止が必要な状況にある。(外務省 2025: 211)

このように、日本は核兵器のない世界の実現を目指す一方で、安全保障を確保すべく、米国の核の傘に入っている。

6 核の傘に頼るということ

核の傘に頼るということ、それは何を意味しているのだろうか。たとえば、核の傘に肯定的な見解をもつ人からは、核の傘によって日本の安全保障を確保しているとの回答が返ってこよう。逆に、核の傘に否定的な見解をもつ人からは、核の傘に頼ることで核兵器のない世界の実現が遠のくという回答が返ってこよう。本稿では、つぎの三つの文脈から私たちが何を問われているのかを指摘したい。

第一に、核の傘に頼るということは、核攻撃という脅しの暴力を認めるということである。この文脈で私たちが問われていることは二つある。一つ目は、暴力を抑えるための暴力は許されるのか、という問いである。二つ目は、人間は暴力を克服できない生きものなのか、という問いである。これらは、きわめて倫理的な問いであるが、核兵器が超暴力であるからこそ、決して看過してはならないであろう。

第二に、核の傘による抑止が失敗した場合、私たちは核攻撃を行うという加害者になり

うる。この文脈では、二つ、私たちは問われている。一つ目は、核兵器で人間を殺すことは許されるのか、という問いである。二つ目は、核兵器で人間以外の生きものも殺すことは許されるのか、との問いである。この問いに関して、小説家の林京子はずぎのように述べている。

大地の底から、赤い山肌をさらした遠い山脈から、褐色の荒野から、ひたひたと無音の波が寄せてきて、私は身を縮めた。どんなに熱かっただろう――。

「トリニティ・サイト」に立つこの時まで、私は、地上で最初に核の被害を受けたのは、私たち人間だと思っていた。そうではなかった。被爆者の先輩が、ここにいた。泣くことも叫ぶこともできないで、ここにいた。

私の目に涙があふれた。(林 2000: 171-172)

すなわち、核実験によって大地は暴力の被害を受けていたのである。また、その大地には人間以外の生きものも住んでいたはずである。とすれば、私たちは核兵器の「非人道性」だけでなく、人間を含むあらゆる生きものたちの命に対する〈非生道性〉にも注意を払う

べきであらう（佐藤 2025）。

第三に、核の傘による抑止が失敗した場合、私たちは核攻撃の犠牲者ないし被爆者になりうる。この文脈で、私たちが大きく問われていることがある。それは、核兵器の犠牲者となることを「受忍」できるのか、もしくは、たとえ生き残ったとしても被爆者となることを「受忍」できるのか、という問いかけである。これについては、いわゆる「戦争被害受忍論」を想起せざるを得ない。戦争被害受忍論とは、戦争という国家の非常事態において被った被害を、国民は等しく受忍しなければならないというもので、それゆえに国家は被害を補償する義務はないとされる。これに関して、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の田中熙巳代表委員は、二〇二四年のノーベル平和賞受賞式において、以下のように演説している。

一九九四年一二月、二法を合体した「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（被爆者援護法）」が制定されましたが、何十万人という死者に対する補償は一切なく、日本政府は一貫して国家補償を拒み、放射線被害に限定した対策のみを今日まで続けてきています。もう一度繰り返します。原爆で亡くなった死者に対する償いは日本政府

は全くしていないという事実をお知りいただきたい。(日本経済新聞 2024a)

このように、日本政府による原爆の犠牲者に対する国家補償はなされてない。これは、被爆者だけの問題だけではない。核の傘が機能しない場合に犠牲者もしくは被爆者となりうる私たち自身の問題でもある。ゆえに、あらためて、問いかけておこう。核の傘という抑止が失敗した場合、私たちは核攻撃の犠牲者となることを「受忍」できるのか、たとえ生き残ったとしても被爆者となることを「受忍」できるのか。

7 核抑止論を超えて―ヒロシマの視点

最後に、核抑止論を乗り越えるために、ヒロシマには何が求められているのかを考えてみたい。ノーベル委員会のヨルゲン・ヴァトネ・フリードネス委員長は、日本被団協にノーベル平和賞を授賞した理由として、つぎのように述べている。

一九四五年八月の原爆投下を受けて世界的な運動が巻き起こり、そのメンバーらは核兵器の使用がもたらす人道上の破滅的な結果について認識を高めるため、たゆまぬ努

力を続けてきた。次第に核兵器使用は道徳的に許されないと烙印を押す力強い国際的な規範が醸成された。この規範は「核のタブー」として知られるようになった。(日本

経済新聞 2024b)

すなわち、被爆者による核兵器の非人道性の語りが、核兵器の使用は道徳的に許されないという「核のタブー (nuclear taboo)」を醸成・強化することで、核兵器が使用されにくい状況を作っているということである。核のタブーを強化していくこと、それがヒロシマに強く求められているといえよう。

ただし、核のタブーを強化していくためには、つぎの三点を検討する必要がある。第一に、被爆の実相をどのように継承していくかである。現在、被爆者の平均年齢は八六・一三歳となっている(厚生労働省 2025)。被爆者によつて核兵器の非人道性が語られなくなることは、それは核のタブーが弱くなる可能性があるということである。被爆者の証言を直接聞けなくなる時代が近づきつつある今日、私たちは被爆の実相をどのように受け継いでいくことができるのだろうか。

第二に、ヒロシマをどのように語っていくかである。「被害者」としての「ヒロシマ」を

語ることは、核兵器の非人道性を語ることにほかならない。そのため、核のタブーを強化していくためには、ヒロシマを語り続ける必要がある。だが、日本以外の国からは、「被害者」としてのヒロシマの語りは大切であるけれども、「加害者」としての「広島」の語りを不在にしているのだろうか、との問いかけが出てこよう（この点については、広島市立大学広島平和研究所編『広島発の平和学―戦争と平和を考える13講』（法律文化社、二〇二二年）の「第一部 広島とヒロシマを考える視座」を参照されたい）。ヒロシマをどのように語るのか、軍都・広島という視点からも考える必要がある。

第三に、核のタブーの概念に関してである。核のタブーは、核兵器の「使用」が道徳的に許されないという規範である。しかし、核兵器のない世界を目指すにあたって、核のタブーは使用だけでなく、「保有」にまで至る必要があるとの考えも出てこよう。はたして、核のタブーの概念を保有までに拡大することは望ましいことであるのか、学術的基盤をもつて冷徹に検討していく必要がある。

追記…本稿は、二〇二五年一月二一日に開講された広島市立大学広島平和研究所主催の二〇二五年度連続市民講座「広島から戦後八〇年と平和を考える」での第五回講義内容に加筆修

正を施したものである。

《参考文献》

- 岩田修一郎（一九九六）『核戦略と核軍備管理——日本の非核政策の課題』日本国際問題研究所
NHK（二〇二二年三月四日）『演説全文』ウクライナ侵攻直前プーチン大統領は何を語った?」（<https://news.webnhk/newswweb/na/na-k10013513641000> 二〇二六年二月二五日閲覧）
- 外務省（二〇一三年五月一九日）「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン（仮訳）」（<https://www.mofa.go.jp/files/100506519.pdf> 二〇一六年二月二五日閲覧）
- 外務省（二〇一五年六月三〇日）『外交青書2025（PDF）』（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/blue-book/2025/pdf/index.html> 二〇一六年二月二五日閲覧）
- 厚生労働省（二〇二五）「被爆者数、平均年齢」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26531.html 二〇一六年二月二五日閲覧）
- 佐藤史郎（二〇二五）「大地の声なき声に耳を澄ませば——核兵器の非人道性と〈非人道性〉」「平和の窓」（広島市立大学広島平和研究所ウェブサイト）（https://www.peace.hiroshima-cu.ac.jp/web_essay/web-essay-in-september2025/ 二〇二六年二月二五日閲覧）
- 日本経済新聞（二〇二四a）「被団協の田中熙已さん演説全文 ノーベル平和賞授賞式」二〇二四年二月二一日（<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOU10BW90Q4A21IC2000000/> 二〇一六年二月二五日閲覧）

日本経済新聞 (二〇二四b) 「平和賞授賞理由全文「核のタブー」確立に貢献と評価」(二〇二四年一〇月二一日)

(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB1ICUX0R1IC24A0000000/110116年12月25日閲覧>)

林京子 (二〇〇〇) 「トリニティからトリニティへ」『長い時間をかけた人間の経験』講談社

《より深く知るために》

一政祐行編 (二〇二四) 『核時代の新たな地平』防衛研究所

佐藤史郎 (二〇二二) 『核と被爆者の国際政治学——核兵器の非人道性と安全保障のはざま』明石書店

中澤正夫 (二〇二五) 『ヒバクシャの心の傷を追って』岩波書店

執筆者一覧（掲載順）

栗原 淑江（認定 NPO 法人ノーモア・ヒバクシャ
記憶遺産を継承する会 事務局）

落葉 裕信（広島平和記念資料館学芸展示課学芸係長）

水川 恭輔（中国新聞社編集委員）

山口 響（長崎大学核兵器廃絶研究センター特定准教授・客員
研究員）

梅原 季哉（広島市立大学広島平和研究所教授）

竹本真希子（広島市立大学広島平和研究所准教授）

森上 翔太（広島市立大学広島平和研究所講師）

大下 隼（広島市立大学広島平和研究所講師）

佐藤 史郎（広島市立大学広島平和研究所教授）

戦後80年——未来につなぐ平和と記憶

（広島平和研究所ブックレット第12巻、*HPI Booklet* Vol. 12）

2026年8月1日 第1刷発行

編集：広島市立大学 広島平和研究所 企画委員会
梅原季哉（編集責任者）、佐藤史郎、加藤美保子、
大下 隼

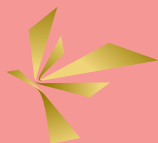
発行者：広島市立大学 広島平和研究所
所長 石田 淳
〒731-3194

広島市安佐南区大塚東3-4-1

電話 082-830-1811

印刷者：レタープレス株式会社
電話 082-844-7500

ISSN 2189-9657／ISBN 978-4-908987-11-3



Hiroshima Peace Institute

ISSN 2189-9657

ISBN 978-4-908987-11-3